

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.908

March 2016

英国・米国における包括・個別二段階契約方式
— フレームワーク合意方式 (FA) と数量未確定契約方式 (ID/IQ) —

小川智弘, 天満知生, 森田康夫, 佐渡周子

Two-stage comprehensive and specific contracting method in the United Kingdom and the United States
- Framework agreement and Indefinite delivery/indefinite quantity contract -

Tomohiro OGAWA, Tomoo TEMMA, Yasuo MORITA, Chikako SADO

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

英国・米国における包括・個別二段階契約方式
 - フレームワーク合意方式 (FA) と数量未確定契約方式 (ID/IQ) -

小川智弘	*
天満知生	**
森田康夫	***
佐渡周子	****

Two-stage comprehensive and specific contracting methods in the United Kingdom and the United States
 - Framework Agreement and Indefinite Delivery/Indefinite Quantity Contract -

Tomohiro OGAWA
Tomoo TEMMA
Yasuo MORITA
Chikako SADO

概要

我が国では、公共工事の入札において、透明性、公正性、競争性の確保を求め、声が高まった結果、国土交通省の直轄工事のほとんどで、一般競争入札・総合評価方式を採用している。その一方で、地域のインフラを支える体制確保の観点から、発注者は、事業の特性や地域の実情を踏まえ、インフラメンテナンスの担い手育成に資する入札契約方式を採用することが求められている。

本資料は英国および米国で実施されている包括・個別二段階契約方式について、方式の概要と導入の背景、法規則上の位置づけ、公共工事での適用状況、具体的な導入事例等を取りまとめ紹介するものである。

キーワード : 入札契約制度, フレームワーク合意方式, 数量未確定契約

Synopsis

In order to maintain infrastructure all over Japan, the authorities are requested to select suitable tendering and contracting methods that contribute to maintain the capacity of contractors for infrastructure maintenance, taking into account project characteristic and regional situation as well as transparency, fairness and competitiveness.

This technical note introduces “two-stage comprehensive and specific contracting methods” implemented in the United Kingdom and the United States, in particular general information, background, legal position, application situation and specific projects.

Key Words : Tendering and Contracting Methods, Framework Agreement, Indefinite Delivery/Indefinite Quantity Contract

*	建設マネジメント技術研究室 室長	Head, Construction Management Division
**	建設マネジメント技術研究室 交流研究員	Guest Research, Construction Management Division
***	元建設マネジメント技術研究室 室長	Former Head, Construction Management Division
****	元建設マネジメント技術研究室 研究官	Former Researcher, Construction Management Division

*	建設マネジメント技術研究室 室長	Head, Construction Management Division
**	建設マネジメント技術研究室 交流研究員	Guest Research, Construction Management Division
***	元建設マネジメント技術研究室 室長	Former Head, Construction Management Division
****	元建設マネジメント技術研究室 研究官	Former Researcher, Construction Management Division

目次

1. はじめに.....	1
2. 英国のフレームワーク合意方式.....	2
2.1. 概要と導入の経緯.....	2
(1) 概要.....	2
(2) 導入の経緯.....	3
2.2. 関連規則およびガイドライン等.....	3
(1) 関連規則.....	3
(2) 欧州委員会による解説.....	5
(3) フレームワーク合意方式 OGC ガイダンス.....	7
2.3. 適用状況.....	10
(1) 全体的な傾向.....	10
(2) TED の検索結果の分析.....	11
(3) 英国道路庁の事例.....	20
2.4. 事例.....	22
(1) ダラム州による足場設置等業務（単一ロット）.....	23
(2) 英国道路庁管理エリア 9 および 10 での道路事業（複数ロット）.....	31
(3) 英国道路庁管理エリア 7 および 10 での道路事業（単一ロット）.....	35
(4) ワーウィックシャー州による幹線道路および橋梁に関する設計および／または工事（複数ロット）.....	38
2.5. 欧州委員会による評価.....	43
2.6. まとめ.....	44
(1) 計画・準備.....	44
(2) フレームワーク合意.....	44
(3) 個別発注.....	45
3. 米国の数量未確定契約方式.....	47
3.1. 概要と導入の経緯.....	47
(1) 概要.....	47
(2) 導入の経緯.....	48
3.2. 関連規定.....	48
(1) 連邦調達規則.....	48
(2) 補完規則.....	52
(3) ガイドライン等.....	55
3.3. 適用状況.....	58
(1) データ収集、発注機関での用語.....	58
(2) 複数者契約.....	58
(3) 単一者契約.....	59
(4) 個別発注.....	60
3.4. 事例.....	61
(1) 連邦道路庁西部連邦公有地道路事務所による道路事業.....	62
(2) 陸軍工兵隊ニューオリンズ管区によるハリケーン防護施設の復旧事業.....	71

(3) 陸軍工兵隊デトロイト管区による湖、河川の維持浚渫事業.....	81
(4) 海軍施設技術部南西師団による道路事業.....	86
3.5. 外部機関による評価.....	89
(1) 会計監査院による監査レポート（1998年）.....	89
(2) 国防総省監査局による監査レポート（1999年）.....	89
(3) 国防総省による監査レポート（2001年）.....	91
(4) 国防総省による監査レポート（2012年）.....	91
3.6. まとめ.....	92
(1) 計画・準備.....	92
(2) 基本契約.....	92
(3) 個別発注.....	93
4. あとがき.....	95
5. 参考文献.....	96
6. 巻末資料.....	98

1. はじめに

我が国の社会資本は、豊かな国民生活の実現およびその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在および将来の代にわたる国民の貴重な財産である。これらの社会資本は高度経済成長期などに集中的に整備され、形成された社会資本ストックが更なる経済成長を支えてきており、安全なインフラサービスを将来にわたって継続的に提供していくことは社会資本の管理者の責務である。

一方、その調達に目を向けると、時宜の課題に対応した制度の見直し等を経て、現在では国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価落札方式を採用しているものの、中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、発注者の体制確保、発注手続きに係る受発注者の負担軽減等の課題が顕在化している。このような状況において、公共工事の品質確保のためには、引き続き、透明性、公正性および競争性の確保を前提としつつ、発注者の技術力や体制を踏まえ、事業の特性や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式を選択していくことが求められている。

こうした背景の下、平成 26 年 6 月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 56 号）が公布・施行され、新たに第 14 条において、「発注者は、入札および契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが明記されたところである。また、改正法の基本理念の実現に資するため、国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として『公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン』を策定したところである。一方、欧米主要国の公共工事の入札契約に目を向けると、わが国では未だ制度化されていない入札契約方式を含め、より多様な入札契約方式が制度化され、活用されている。

国土技術政策総合研究所では、欧米主要国（米国、EU、イギリス、フランス、ドイツ）の公共調達のアウトライン、具体的には、多様な入札契約方式の法規則上の位置づけ、公共工事での適用状況、総合評価落札方式の導入事例を国土技術政策総合研究所資料第 772 号『海外における公共調達－アメリカ、イギリス、フランス、ドイツでの建設事業調達－』⁽¹⁾として取りまとめたところであり、本資料はこれに引き続き

平成 25 年から平成 27 年にかけて、英国（EU）および米国で用いられているあらかじめ入札により選定された企業グループと包括的に合意または基本契約を締結し、これらの企業を対象として個別の発注の入札、契約を行う「包括・個別二段階契約方式」について、方式の概要と導入の背景、法規則上の位置づけ、公共工事での適用状況、具体的な導入事例等を公開資料調査、関係機関へのアンケート、インタビュー調査等により収集し、とりまとめた結果を紹介するものである。

我が国で、地域のインフラを支える体制の中長期にわたる確保に資する入札契約制の検討にあたっての基礎資料としての活用を想定している。

2. 英国のフレームワーク合意方式

2.1. 概要と導入の経緯

(1) 概要

フレームワーク合意方式 (Framework Agreement) は、EU 公共調達指令 (以下「EU 指令」という) の 2004/EC/18 (その後 2014/24/EU が発行) に基づく「長期指名候補者との事前合意制度」であり、英国では公共契約規則 (Public Contracts Regulations, 以下「PCR」という) 2006 年版 (その後 2015 年版が発行) に規定された。

フレームワーク合意方式では、第一段階として入札を行い、長期指名候補者 (以下「フレームワーク企業」という) を選定した上で、フレームワーク企業との間で一定期間内の個別発注 (コールオフ) に関する受注者および契約額の決定方法、契約条件等 (フレームワーク) にあらかじめ合意する。第二段階の個別発注では、合意内容に基づいて受注者選定を実施する方式である。1 つのフレームワーク合意は地域や調達の種類に応じて複数のロットに分割される場合があり、その際には各ロット内でフレームワーク企業が選定される。期間は

原則 4 年までとされ、単一または複数の企業とフレームワーク合意をする。

フレームワーク企業の選定は、通常の工事発注と同様に行われ、最低価格ではなく、最も経済的に有利な入札を評価基準とする場合が多い。また、フレームワークの合意段階において EU 指令に基づく公告等の調達手続きを行えば、その後に行う個別発注では改めて公告等の手続きを行う必要はない。さらに第一段階の合意内容で最も適切な企業を選定できる場合はその者と個別発注で随意契約が可能である一方、そうでない場合はフレームワーク企業間での簡易競争により受注者を選定することとなっている。

この方式のメリットとしては、発注者・受注者双方の手続きに要する手間や経費を大幅に節減できるほか、受発注者間の良好なパートナーシップ形成が可能となる。また、フレームワーク企業にとっても、複数年にわたって受注計画をたてやすく、経営上好ましい方式であると言える。

フレームワーク合意方式の概要を図-1 に示す。

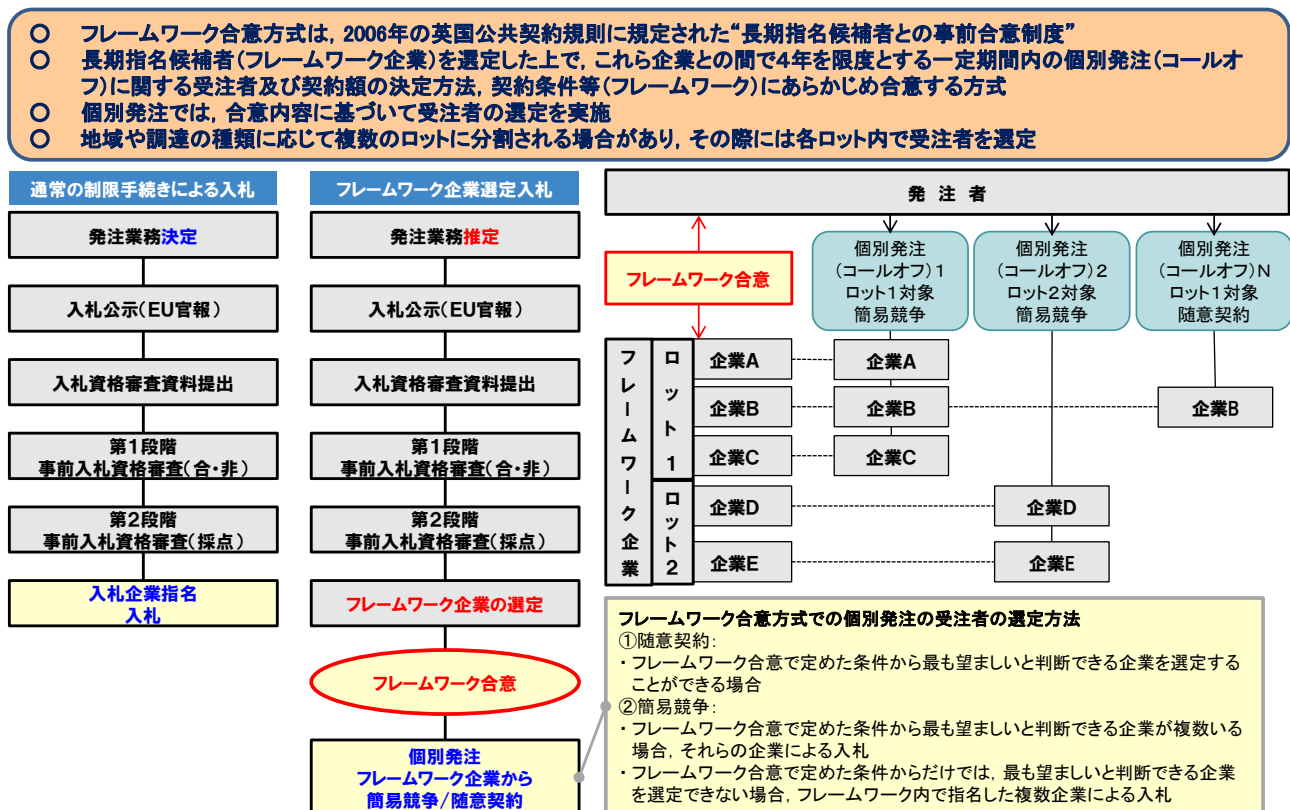


図-1 フレームワーク合意方式の概要

(2) 導入の経緯

フレームワーク合意方式は 1990 年代に物品調達や建設コンサルティングを含むサービス調達を対象として、英国で始まった調達手法である。当時の英国はフレームワーク合意方式が PCR に規定される前であったが、OGC¹が発行したガイドダンスに基づきフレームワーク合意方式が運用されていた。

当時、英国を中心にして EU 加盟国では公共調達に関して以下のような課題が指摘されていた。

- ① 一定額を超える公共調達は EU 指令により、発注案件ごとに長期間を要する入札方式が義務付けられ、発注機関、競争参加者の双方にとって時間およびコストで大きな負担であった。
- ② 既存インフラの機能拡大あるいは改善を目的とする事業が増大し、インフラ利用者から質の高い事業の早期完成要望が強まっていた。
- ③ 財源的制約が強まり、従来以上に公共調達における Value for Money（費用に対する価値、以下「VFM」という）の向上が重要な課題になってきた。そのためには発注者と受注者間のパートナーシップに基づく協働が不可欠である。パートナーシップを醸成するため、両者がそれぞれの役割と倫理観に基づき適切な緊張を保ちながら、長期のビジネス関係を維持する発注方式を模索する動きが活発になった。

このような背景において、フレームワーク合意方式は事前に条件が全て規定された同種の調達を繰り返す場合に効率的な手法として、広く利用されるようになったと考えられる。

フレームワーク合意方式が規定されている EU 指令と、EU 指令に基づいて制定された PCR の関係について表-1 にまとめる。

表-1 EU 指令と PCR の関係

EU 指令		PCR
Directive 2004/18/EU	→	PCR2006 年版
Directive 2014/24/EU	→	PCR2015 年版

¹ Office of Government Commerce : 2000 年から 2011 年まで存在した財務省の部局。その後内閣府の効率化改革グループに編入

2.2. 関連規則およびガイドライン等

(1) 関連規則

① EU 指令 (2014/24/EU)

EU 指令全体の構成およびフレームワーク合意方式に関連する条を表-2 に示す⁽²⁾。

表-2 2014/24/EU の構成

第 I 編 範囲、定義と基本方針
第 I 章 範囲と定義
第 II 章 一般ルール
第 II 編 公共契約のルール
第 I 章 手続き
第 25 条 GPA およびその他国際協定に関連する条件
第 26 条 手続きの選択
第 27 条 公開手続き
第 28 条 制限手続き
第 29 条 交渉による競争手続
第 30 条 競争的対話
第 31 条 イノベーション・パートナーシップ
第 32 条 事前公告なしの交渉手続きの使用
第 II 章 電子および集合調達の技術と道具
第 33 条 フレームワーク合意方式
第 III 章 手続きの実施
第 III 編 個別の調達の体制
第 I 章 社会福祉およびその他特定サービス
第 II 章 デザインコンテストの規則
第 IV 編 ガバナンス
第 V 編 移譲される権限、実施者権限および最終条項付録

フレームワーク合意方式に関しては第 33 条に規定がある。第 33 条は第 1 節から第 5 節で構成され、その内容を表-3 に示す。第 1 節ではフレームワークに合意する際にはこの EU 指令の手続きに従うことが規定されていて、具体的には第 II 編、第 I 章の手続き（公開手続き²、制限手続き³等）が適用される。

表-3 第 33 条の内容

- | |
|--|
| 1. 契約機関はこの EU 指令に示された手続きに従う場合はフレームワークに合意できる。 |
|--|

² 関心のある全ての企業が入札に参加できる手続き

³ 全ての企業が参加表明を提出できるが、これら企業のうち、発注機関の事前資格審査（PQ : Pre-Qualification）後に招待された企業のみが入札に参加できる手続き

フレームワーク合意方式とは、一者または複数の契約機関と、一者または複数の企業間の合意であり、その目的は、定められた期間内で締結される契約の特に価格と、必要に応じて予測される数量に関する条件を定めることである。

フレームワーク合意の期間は、特にフレームワーク合意の目的に応じて十分に正当化された例外的な場合を除き、4年を超えてはならない。

2. フレームワーク合意に基づく契約は、本節と第3節および第4節に記された手続きに従って締結される。

それら手続きは、競争や意思確認の案内でこの目的のために明確に認識できる発注機関と、フレームワークに合意した企業間で適用される。

フレームワーク合意に基づく契約を締結する際に、特に第3節で言及される場合においては、決してフレームワーク合意に定められた条件を本質的に修正してはならない。

3. 単一の企業とフレームワークに合意した場合、合意に基づく契約はフレームワーク合意の条件の範囲内で締結しなければならない。

それら契約の締結では、契約機関は必要に応じて、フレームワークに合意した企業に書面にて入札に参加するよう要求する。

4. 複数の企業とフレームワークに合意した場合、フレームワーク合意は次に示すいずれかの方法で実践されなければならない。

(a) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件と、フレームワークに合意したどの企業が実施すべきかの客観的な条件が規定されていれば、再度競争に付すことなく、フレームワーク合意の条件に従う。後者の条件はフレームワーク合意の調達書類に記載されている必要がある。

(b) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件がフレームワーク合意に規定されていれば、一部では(a)に従い再競争に付さず、それ以外では(c)に従いフレームワーク合意の企業間の再競争に付す。そのためにはこの可能性が契約機関によりフレームワーク合意の調達書類に規

定されていることが前提となる。フレームワーク合意の条件により、どの工事、物品またはサービスが再競争または直接調達かの選択は、客観的な基準に従う必要があり、その基準もフレームワーク合意の調達書類に記載されなければならない。調達書類には競争に付した場合の条件も明示する必要がある。

本項目の最初の段落にある可能性は、関係する工事、サービスそして物品の供給の全ての条件が規定されたフレームワーク合意による全ての調達に対して適用される。関係する工事、サービスそして物品の供給の全ての条件が既に他のフレームワーク合意で規定されているかは関係しない。

(c) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件がフレームワーク合意に規定されていない場合は、フレームワークに合意した企業間で再競争に付す。

5. 第4節の(b)と(c)で言及された競争は、フレームワークの合意時に適用されたものと同じ条件、必要に応じてもっと詳細に考案された条件および適切な場合にはフレームワーク合意の調達書類に記載された他の条件に基づく。いずれの場合においても以下の手続きに従う。

(a) 締結される全ての契約で、契約機関は契約の履行が可能な企業に書面にて問い合わせる。

(b) 契約機関は契約の内容による複雑さや入札を送付するのに必要な時間を考慮して、契約ごとに競争参加者にとって十分な提出期限を設定しなければならない。

(c) 入札は書面にて提出されなければならない。決められた送付期限が過ぎるまで開封してはいけない。

(d) 契約機関は各契約についてフレームワーク合意の調達書類に記載された基準により最良の競争参加者を選定しなければならない。

その他、関連する条項として、EU指令の適用を受けるのは、税抜きでの予想契約額が基準額以上となる場合であり、現在のEU指令適用基準額(以下「EU基準額」という)は表-4のとおりである[第4条参照]。EU基準額の適用にあたり、

フレームワーク合意方式では期間中の全個別発注による合計額を考慮しなければならない [第 5 条参照].

また期間中の契約変更に関する規定は、通常の契約と同様、フレームワーク合意方式にも適用される [第 72 条参照].

表-4 EU 基準額

調達の種類	基準額
公共工事	€5,186,000
中央政府による公共の物品とサービス、デザインコンテスト。ただし防衛分野における契約機関の物品調達では付録Ⅲの製品のみが対象となる。	€134,000
準中央政府による公共の物品とサービス、デザインコンテスト。ただし中央政府の防衛分野における物品調達では付録Ⅲにない製品が含まれる。	€207,000
付録Ⅳにある社会およびその他特定サービス	€750,000

② EU 指令 (2004/18/EC)

他のガイドライン等の解説に関連するため、2004 年版の EU 指令でフレームワーク合意方式に関する第 32 条 (2014 年版の第 33 条に相当) について、2014 年版と記載の異なる第 2 節と第 4 節を示す⁽³⁾。

表-5 2004/18/EC の第 32 条の規定 (抜粋)

2.	<p>フレームワーク企業は、第 53 条の基準に基づき選定されなければならない。</p> <p>-----</p> <p>第 53 条 (抜粋)</p> <p>(a) 最も経済的に有利な入札</p> <p>(b) 最低価格</p> <p>-----</p>
4.	<p>複数の企業とフレームワークに合意する場合は、少なくとも 3 者以上でなければならない。</p> <p>フレームワーク合意に基づく契約では、次のいずれかの手続きに従って締結される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 再度競争することなく、フレームワーク合意で定められた条件を適用する。または、 • フレームワーク合意に全ての条件が定められていない場合、合意内容と同様の条件あるいは、より詳細に定めた条件等に基づき、そして必要であればフレームワーク合意の仕様書から参照される他の条件によって、以下の手続きに従い、企業は再度競争を行う。(具体的な手続きは 2014 年版の第 5 節の (a) ~ (d) とほぼ同一内容のため省略)

2004 年版と 2014 年版の主な相違点として以下がある。

- フレームワーク企業の選定基準については他の契約手法と共通の条項が適用される。2004 年版では第 53 条で「最も経済的に有利な入札」と「最低価格」の 2 つの基準が記載されていたが、2014 年版では第 67 条の第 1 節に従い、契約機関の視点により評価された「最も経済的に有利な入札」で選定することが規定されている。
- 2004 年版では複数の企業と合意する場合は 3 者以上という規定があったが、2014 年版ではなくなった。
- フレームワーク合意に基づく個別発注の受注者の選定方法について、2004 年版では随意契約と簡易競争の 2 つの方法のみであったが、2014 年版ではこれらを併用する場合は追加された。

③ PCR⁽⁴⁾⁽⁵⁾

2014 年の EU 指令の改正を受けて PCR も 2015 年に改正された。規則 33 でフレームワーク合意方式について規定されている。EU 指令とは一部、構成が異なるものの内容は同一のため、本資料での掲載は省略する。

フレームワークの合意では EU 指令と同様の手続きが適用される。複数の企業と合意する場合の数について、EU 指令と同様、2006 年版では 3 者以上と規定されていたが、2015 年版ではその規定がなくなった。規則が適用される基準額は EU 指令の基準額が準用され同額となる [規則 5 参照]。企業の選定基準も EU 指令と同様となっている [規則 67 参照]。

(2) 欧州委員会による解説

2005 年の 7 月に欧州委員会よりフレームワーク合意方式の解説『Explanatory Note-Framework Agreements-Classic Directive』が発行されている。2004 年の EU 指令に対応した解説となっている。解説の構成を表-6 に示す⁽⁶⁾。

表-6 欧州委員会による解説の構成

1. 序文と定義
1.1. EU 指令によるフレームワーク合意方式のタイプ
2. フレームワークの合意
2.1. フレームワーク合意の全てのタイプ (全ての条件を規定しているか否か)
2.2. 全ての条件を規定しないフレームワーク合意 (厳密な意味でのフレームワーク合意、フレームワーク契約を除く)
3. フレームワーク合意に基づく契約の締結

- 3.1. 全ての条件を規定する単一の企業とのフレームワーク合意（単一者フレームワーク契約）
- 3.2. 全ての条件を規定する複数の企業とのフレームワーク合意（複数者フレームワーク契約）
- 3.3. 全ての条件を規定せず単一の企業とのフレームワーク合意（厳密な意味での単一者フレームワーク合意）
- 3.4. 全ての条件を規定せず複数の企業とのフレームワーク合意（厳密な意味での複数者フレームワーク合意）

1.1 では、フレームワークの合意時に条件を全て規定するかどうかで以下のように定義している。

- ・ 条件を全て規定する場合：フレームワーク契約 (Framework Contracts)

- ・ 条件を全て規定しない場合：厳密な意味でのフレームワーク合意 (Framework Agreements in Stricto Sensu)

さらにフレームワーク企業が単数と複数の場合を考慮することにより4つのフレームワーク合意方式のタイプとなる。タイプごとの記載内容について表-7のように整理される。

2章では供給者の固定化に関する問題に対して、ロットの活用が解決策として提示され、中小企業の公共調達への参加につながるとされている。またEU指令では、フレームワークの合意時に価格等を設定することを要求していないことにも留意する必要がある。

第3章ではフレームワークに基づく契約の締結方法について4つのタイプごとに記載している。

表-7 フレームワーク合意方式のタイプと記載内容

タイプ			記載内容		
番号	1.1 条件	企業数	2章		3章
			2.1	2.2	
1	全ての条件を規定する	単一	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレームワークに合意するにあたり、契約機関は通常の手続きを使用する。すなわち公開または制限手続きであり、当該条項を明確に満たした場合は、事前通知有りまたは無しの交渉手続きとなる。 ・ 複数の企業とのフレームワーク合意に関して、最小の企業数が3者という特別な規則には注意を要する。当然、許容可能な入札および/または企業の数が存在することが条件となる。 ・ 複数の契約機関が1つのフレームワーク合意を使用する場合、これら契約機関は契約通知にて明確に特定される必要がある。 ・ フレームワーク合意の期間は4年間に制限されていて、これはフレームワーク合意に基づく契約にも適用される。しかしながらフレームワーク合意の内容により、十分に説明された例外的な場合は、より長い期間となりうる。 		3.1. 全ての条件を規定する単一の企業とのフレームワーク合意 (単一者フレームワーク契約) フレームワーク合意自体が拘束力のある全ての条件を設定しているため、最初の提示を補足する余地はない。ゆえにフレームワーク合意で設定された条件に基づき、制限の範囲内（特に物品、工事またはサービスの範囲と数量）で、発注は独占的に実行される。
		複数			3.2. 全ての条件を規定する複数の企業とのフレームワーク合意 (複数者フレームワーク契約) 発注を実施する上で異なる事業者間の選択は指令に規定されていない。よって Article2 を参照する。1つの実施方法は“Cascade (階段状に連続する滝)”方法である。すなわち、まず全ての条件を規定するフレームワークの合意時に最良の入札を提出した企業に連絡する。もし最初の企業が物品、サービスまたは工事の提供に関心がなければ次順位の企業に連絡する。
3	全ての条件を規定しない	単一	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレームワーク合意の期間の制限と競争の条項は、有力な供給者に関する問題を避けるのに役立つ。しかしこれはEUの競争規則の制限により、十分でない場合もある。他に有益かつ必要でもある方法は、適切な大きさのロットに分けて、すべてのロットを対象とした入札を禁止することである。この方法は、フレームワーク合意のもと中小企業の公共調達への参加を促進するための装置としてもさらに有効である。 	EU指令は特定の内容について最初に設定されることを要求していない。特に価格については、フレームワーク合意自体で設定する必要がないことは重要である。	3.3. 全ての条件を規定せず単一の企業とのフレームワーク合意 (厳密な意味での単一者フレームワーク合意) 個々の契約はフレームワーク合意で設定された条件と、当初合意で設定されなかったフレームワーク合意を完成させるために追加された条件を組み合わせることで締結される。
		複数			3.4. 全ての条件を規定せず複数の企業とのフレームワーク合意 (厳密な意味での複数者フレームワーク合意) フレームワークに合意した全ての企業には書面にて連絡をとる。この書面による連絡では、契約機関は入札が要求される契約の目的物と提出期限を示す。選定基準は必ずしもフレームワークの合意時と同様である必要はないことは重要である。よって最も経済的に有利な入札という観点から、“品質による”基準だけでフレームワークを合意し、個々の契約の特定では最低価格に基づくことは十分に可能である。当然ながらこの基準はフレームワーク合意の仕様書で規定される必要がある。

(3) フレームワーク合意方式 OGC ガイダンス

OGC は PCR2006 年版の公布にあわせて 2006 年 1 月に『フレームワーク合意方式ガイダンス (OGC Guidance on Framework Agreements in the Procurement Regulations)』を発行し、2008 年 9 月版が最新となっている。ガイダンスでは、規則の条文の解釈、補足や運用上の注意点について説明しており、運用指針のような内容となっている。ガイダンスの構成は表-8、各章の記載内容(抜粋)は表-9～表-12 のとおりである⁷⁾。

表-8 ガイダンスの構成

1. 序文
2. フレームワーク合意とは?
3. フレームワークの合意
- 初期の検討事項
- OJEU 公告要件
- フレームワーク企業の選定
4. 個別発注
5. フレームワーク合意の例

第 2 章ではフレームワークに合意する際の調達 EU の調達ルールの適用対象であることや、フレームワーク合意の契約上の性質について記載されている。フレームワーク合意はその後の個別発注の条件を定めるが、発注機関は必ずしもフレームワーク企業から調達を実施する義務を負わない。

表-9 ガイダンス第 2 章の記載内容(抜粋)

2. フレームワーク合意とは?
2.1
・通常、フレームワーク合意自体は契約ではないが、フレームワークに合意するための調達は、EU の調達ルールの適用対象となる。
・時にはフレームワーク合意が、その性質により、EU の調達規則が適用される契約となり得る。その場合とは、書面によりフレームワーク合意が金銭的利益(英国の法律用語での約因)となる物品、工事そしてサービスの購入についての義務を生じさせる場合である。
2.2
・ただし、「フレームワーク合意」という用語は、通常、EU のルールが適用される契約の定義には含まれない合意を指すものとして使用される(この合意によってある程度の契約上の義務が発生するにもかかわらず)。
・そのような合意は、その後の個別発注の条件を定めるが、調達者に購入の義務は発生しない。
・合意に基づいて物品、工事、サービスが個別発注された時、各規則における契約となる。

・発注者は、VFM が得られるときは自由にフレームワーク合意を使うことができるが、そうでない場合は合意に縛られることはなく、他から調達することができる。

第 3 章では、初期の検討事項として VFM の観点からフレームワーク合意方式が最適な手法であるか否か、またフレームワーク合意を通じて価格決定構造が機能すること(価格競争が行われる)、さらに複数の契約機関が協同してフレームワーク合意を用いることが記述されている。

その他には、VFM 達成のため、同一の物品やサービスについて過多のフレームワークを設立しないこと、EU の官報である OJEU⁽⁸⁾で公告すべき内容および契約者の選定方法を示している。

表-10 ガイダンス第 3 章の記載内容(抜粋)

3. フレームワークの合意
○初期の検討事項
3.1
・フレームワーク合意が特定の物品、工事、サービスの調達のための適切な手法であるか検討することは重要である。これは契約機関または関連する機関にとって VFM が得られるかの判断であり、そのためには購入品の種類と、購入品の詳細を事前に考慮する必要がある。
・VFM 達成のため、フレームワークは価格決定メカニズムが機能しなければならない。これは現在の価格が固定されているという意味ではなく、フレームワーク合意の期間に個別発注による特定への要求に対して、価格決定構造が機能するということである。
・品質のみによってフレームワークに合意し、その後、簡易競争で提案される価格によって調達することは可能だが、このことは VFM とは一貫しない。フレームワークの合意時には価格や価格決定構造を設定できないという限られた状況においてのみ適切と見なされる。
・個別発注される物品および/またはサービスの内容・種類をフレームワークの合意時に決めることは可能なはずである。当初仕様の範囲であれば、必要となる物品、サービスおよび工事の品質を上げることは問題ない。
3.3
・期間中の予想最大額が該当する EU 基準額を超え、EU 指令の除外要件に含まれない場合、フレームワーク合意を OJEU で公告する必要がある。
3.4
・契約機関が中央購買機関として機能する場合、フレームワーク合意を他の契約機関を代表して設立・公告する。EU の規則がその様な中央購買機関に遵守されているならば、

表-11 ガイダンス第4章の記載内容（抜粋）

OJEUに含まれている機関に限り、必要に応じてフレームワーク合意を使用することができる（3.6を参照のこと）。

3.5

- ・個別の状況を考慮する必要があるが、公的セクター間で最大限に共有できるようフレームワークに合意できるか検討することは価値がある。

○OJEU 公告要件

3.6

- ・OJEU の公告は以下を満足する必要がある。
 - －フレームワークが合意されることを明確にする。
 - －フレームワーク合意の条件の下、発注の権利がある全ての発注機関の情報を提示する。機関は個々の名前を記載するか、または契約機関の認識可能な分類名を使用することができる。
 - －フレームワーク合意の期間を示さなければならない。例外的な状況を除き、最大で4年である。フレームワーク合意のもと効果的な競争を確保するため、もし投資に対する十分な見返りを得るには4年間で十分でない場合、より長い期間でも正当化されることもある。
 - －個別発注による物品、工事またはサービスの総額の見込額と、そして可能な限り、合意の基で契約される個別発注の見込額と頻度を含める。

○フレームワーク企業の選定

3.8

- ・一度 OJEU に公告が掲載された後、フレームワークに合意する発注機関は、全ての調達段階で PCR に支配される規則に従わなければならない。これは公開手続きか制限手続き、もし条件が揃えば交渉手続きまたは競争的対話の使用、および仕様書、候補者の選定に係る規則の遵守を含む。

3.9

- ・同一の物品、工事またはサービスについて単一のまたは複数の供給者とフレームワークの合意ができる。後者の場合少なくとも供給者が3者必要であり、そのためには選定基準を満たし、選定基準に適合した入札書を提出した十分な数の候補者が必要となる。

第4章では個別発注について記述している。EU 指令に規定される完全な手続き段階を踏む必要はない一方で、不当な差別の禁止を含む、関連する EU の条約を適用する必要がある。

4.4以降でフレームワーク企業が複数の場合、物品、工事、サービスの個別発注の受注者選定方法に関する2つの選択肢について説明している。

4. 個別発注

4.1

- ・もしフレームワークに合意する際に適切に規則に従っていたならば、個別発注の受注者選定において、契約機関は EU 指令に規定される完全な手続き段階を踏む必要はない。しかし不当な差別の禁止を含む、関連する EU 条約の条項および条項に基づく方針については、この段階で適用する必要がある。差別的、不適切または競争をゆがめることが発生しないよう、契約機関は十分に注意する必要がある。
- ・個別発注の受注者の選定については以下の基準に従い、契約機関は自由度を有する。
 - －複数の供給者を有するフレームワーク合意で個別発注にあたり簡易競争を必要とする場合、透明性を確保し供給者の不平等な扱いを回避するために、その意図が事前に公表され、各基準に対する変更の幅が決められているならば、選定基準の重み付けを変えることは認められる。
 - －複数の供給者を有するフレームワーク合意で随意契約が予定されている場合、価格/品質についての要求が時期により変化するという事実を反映して、個別発注での重みづけを変えることが可能である。しかしながら調達者は、フレームワーク期間中の要求が変化する可能性があるという事実を反映するために、仕様書で柔軟性を認めるべきである。
 - －簡易競争での選定基準は、もし元の選定基準に関係する（由来する）ならば、フレームワーク合意時の選定基準から変えることが可能である。

4.2

- ・フレームワーク合意に基づく個別発注の期間について PCR で特に明確に制限されていない。一方、欧州委員会による解説では、フレームワークと同様、個別発注も4年以内と決められている。個別発注の期間は、他の契約と同様、その購入にとって適切であり、VFM の考慮を反映する必要がある。

4.3

- ・フレームワークを単一の提供者と合意する場合、個別発注の受注者はフレームワーク合意に規定された条件により特定されなければならない。合意時以外の条件により改良または補足してはならない。

4.4

- ・物品、工事、サービスのフレームワークを複数の提供者と合意する場合、個別発注の受注者の特定には2つの選択肢がある。

○選択肢1：フレームワーク合意の条件を適用

4.5

- ・フレームワーク合意で規定された条件が十分明確に個別発注

表-12 ガイダンス第5章の記載内容（抜粋）

注の要求を含んでいる場合、機関は再び競争に付すことなく個別発注の受注者を特定できる。公共契約規則はその方法について規定しておらず、次セクション 4.6 で契約機関が考慮すると有益な可能性のある点を提示する。

4.6

- ・フレームワーク合意で記載する条件は、個別発注に関する条件だけでなく、フレームワークに関連する以下の情報も記載する。
 - －契約機関が競争なしに随意契約できる状況
 - －契約機関がどのように供給者を選ぶか、例えば、フレームワーク合意時の選定基準に基づいた初期の供給者の順位付けを採用する。
 - －もし最初の供給者が要求を満たせない場合、契約機関がどのように次の供給者を選定するか。

○選択肢 2：提供者の間で簡易競争を実施

4.8

- ・フレームワーク合意で規定された条件が個別発注について十分に明確または完全でない場合、フレームワーク内の要求を満たすことができる全ての供給者によって、追加または小規模の競争を実施しなければならない。

4.9

- ・個別発注について簡易競争が実施される場合、契約機関は要求を満たすことが可能なフレームワーク内の提供者を文書にて競争に案内しなければならない。必ずしもフレームワーク内の全ての提供者を含む必要はない。

4.10

- ・フレームワークを複数のロットに分割することにより、提供者が特定の要求に専念でき、また提供者は小さな競争の方が全体的な競争よりも関心のあることに留意することは価値がある。

4.11

- ・この段階において技術的能力や経営状況等により選定することはできない。これはフレームワークの合意前に実施すべきことであり、その後の競争段階で繰り返すべきではない。

4.12

- ・契約機関は個別発注の目的物および選定された提供者が応札するのに十分な期限を提示しなければならない。

5. フレームワーク合意方式の例

新たな条項により物品、サービスおよび工事のフレームワークが認められている。各タイプの例は以下の通り。

- －小規模工事：OJEU への公告により最も経済的に有利な入札の基準によって英国中の施工者数社がフレームワーク企業となる。施工者が、建設工事、配管工事や電気工事といったカテゴリーに属するサービスを提供する。時間給、出勤にかかる費用そして品質レベルだけでなく発注機関が要求の発生に応じて、いかに受注者を選ぶかといった情報がフレームワーク合意で規定される。個別発注の際に発注機関は、当初の選定基準により最も経済的に有利な基準により受注者を決定する。条件は改良の必要もないため、簡易競争を用いる必要はない。他の手段としては、地域ごとに単一の企業とフレームワークに合意することも考えられる。
- －大規模工事 1：フレームワーク合意は大規模工事プログラムの一部として建設されるユニットについて必要となる。OJEU への公告と選定プロセスに従い、財務状況と技術能力に基づく最も経済的に有利な入札の基準によって、少数の元請施工者が合意期間で必要に応じて建設されるユニットのためにフレームワーク企業に選定される。ここでユニットとは刑務所の独房、病院の病棟（重大、事故、緊急等）、駐車場などを含み、これらには標準的な大きさ、設計または要求性能がある。フレームワーク企業の選定は要求を満たす品質/単価の組み合わせに基づく。個別発注の際には簡易競争が実施され、要求を満たす全ての施工者が案内される。必要なユニットごとに最も経済的に有利な入札を提出した者が受注者として選定される。
- －大規模工事 2：フレームワークは 4 年間にわたる様々な場所での標準的なサイズのビルまたはオフィススペースのために必要である。OJEU への公告と選定プロセスに従い、財務状況と技術能力に基づく最も経済的に有利な入札の基準によって、元請施工者数社がフレームワーク企業に選定される。個別発注の際に簡易競争を実施するという決定がなされたならば、要求を満たす全ての企業が競争に案内される。フレームワーク期間の終了間際に発注した工事の場合、期間が終了しても工事完成まで続けられる。

第5章ではフレームワーク合意方式の事例を6例挙げている。最初の3例が工事以外であり、残りの3例が工事の例である。工事の例を紹介する。

2.3. 適用状況

(1) 全体的な傾向

EU、英国政府から市町村までの様々な発注機関によるインターネット上の調達公告サイトの検索により、フレームワーク合意方式の適用件数を調査した。サイトおよび検索結果を表-13に示す。次項での詳細な分析については、EU基準額以上の案件が掲載されるTEDの検索結果を中心に行った。

表-13 インターネット上の調達公告サイトと検索結果

サイト名称	TED ⁴	Contract Finder (CF)	Sell2Wales	PCS	The Chest	Supply The South West	London Tenders Portal	NEPO	CSW	Coventry	Worcestershire	Staffordshire
対象地域	EU	英国政府	ウェールズ	スコットランド	北西イングランド	南西イングランド	ロンドン	北東イングランド	市区町村			
URL	http://ted.europa.eu/TED/main/HomePage.do	https://online.contractsfinder.businesslink.gov.uk/Login.aspx?site=1000&lang=en	http://www.sell2wales.gov.uk/Default.aspx	https://www.publiccontractscotland.gov.uk/Access/Login.aspx	https://www.the-chest.org.uk/procurement/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.supplyingthesouthwest.org.uk/procontract/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.londontenders.org/procontract/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.tegov.com/procontract/supplier.nsf/frm_home?openForm&Login	https://in-ten.dhost.co.uk/csw-jets.aspx/Home	https://tendering.coventry.gov.uk/selfservice/logout.cmd	http://www.worcestershire.gov.uk/eTendering/Login.aspx	http://www.staffordshire.alto.co.uk/selfservice/logout.cmd
適用件数 工事/全調達 (総公告数)	12/179 (1114)	72/964 (-)	3/393 (4218)	2/111 (1456)	1/4 (112)	1/1 (61)	0/2 (53)	1/2 (64)	1/2 (18)	0/0 (2)	0/0 (15)	2/20 (90)
検索条件 (絞り込み)	contract : Works All Current Notices 過去一年	notice for : Works Everything 過去一年	キーワード* : CPV 50000000/45000000 2013/6以降		カテゴリー : Works/全体			案件数が少ないため全数確認				
サイト掲載情報	EU基準額以上	EU基準額以下、下請け契約も掲載			このサイトと提携している地方公的機関の入札情報。下請け契約もある。							
備考			主に直近で公開された案件を掲載。過去の案件も検索できるが分別表示が困難。公開日・期間を選べる。		過去の案件、将来発注予定の案件も表示できるが、これらを分けて検索できない。公開日・期間の選択はできない。落札情報は掲載なし。			直近の案件のみ掲載。				

検索日 2013/11/20 (TEDのみ 2013/12/20)

⁴ Tenders Electronic Daily の略

(2) TED の検索結果の分析

① フレームワーク合意方式の案件数

前項での TED での検索によると、公示段階の 1,114 件の公告のうち、16%に相当する 179 件がフレームワーク合意方式の案件である。内訳を見るとサービスや物品の調達が大部分を占め、工事の調達は 12 件と少ない。

EU 基準額以下の案件が掲載される英国政府サイト Contract Finder では、フレームワーク合意方式の案件は TED よりも多く 964 件が公告されている。このうち工事案件は 7% の 72 件であり、TED 同様、サービス・物品調達の案件が大多数を占めている。

その他、地方レベルでは、ウェールズやスコットランドでフレームワーク合意方式による案件が見られるが、工事に限定すると 2~3 件と少ない。

② 工事案件の特徴

2013 年の 1 年間に TED で掲載された特定通知を検索すると、工事分野でフレームワーク合意方式は 129 件あり、その各種内訳は図-2~図-5 の通りである。これら案件の一覧を巻末資料 A に掲載する。

事業分野では全体の 61%を建築（公営住宅、学校、市庁舎等の建設・修繕）が占めており、道路事業や河川事業といった土木分野への適用は多くない。

発注機関では、地方自治体やその他 1 の公営企業が多く、中央政府からの発注案件は少ない。

入札手続きでは制限手続きが最も多く 69%を占め、公開手続き、交渉手続きが続く。

選定基準は最も経済的に有利な入札を採用する案件が 92%を占め、最低価格を採用する案件も 5%ある。

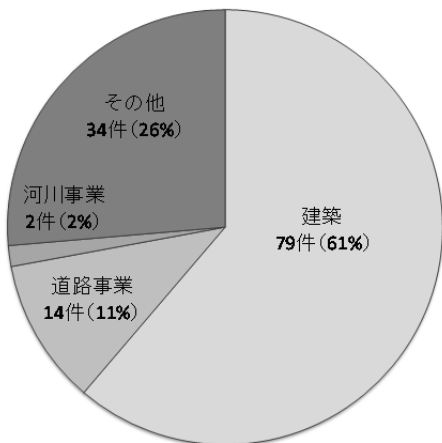
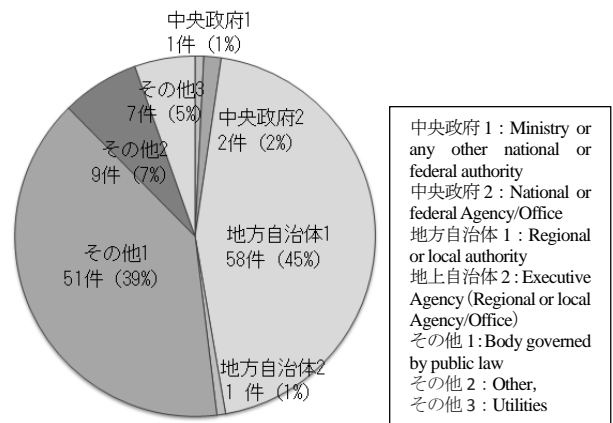


図-2 フレームワーク合意方式の内訳（事業分野）



中央政府 1 : Ministry or any other national or federal authority
 中央政府 2 : National or federal Agency/Office
 地方自治体 1 : Regional or local authority
 地上自治体 2 : Executive Agency (Regional or local Agency/Office)
 その他 1 : Body governed by public law
 その他 2 : Other,
 その他 3 : Utilities

図-3 フレームワーク合意方式の内訳（発注機関）

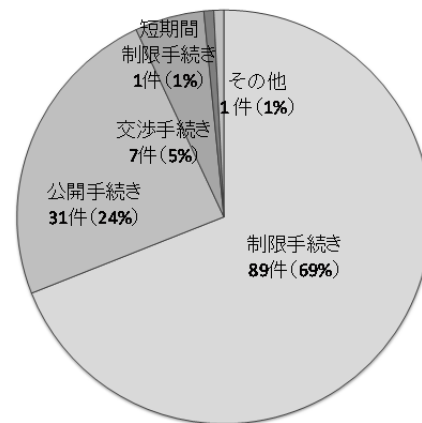


図-4 フレームワーク合意方式の内訳（入札手続き）

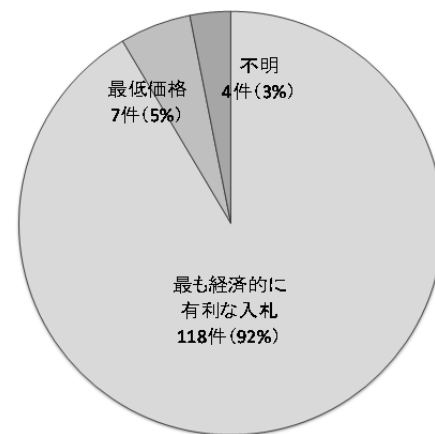


図-5 フレームワーク合意方式の内訳（選定基準）

③ 道路事業での適用状況

TEDの検索による道路事業14件のフレームワーク合意方式の概要を表-14に、個々の事例を表-15～表-17に整理する。これら事例の多くは、内容、地域、案件規模等に応じた複数のロットを持ち、1つの公告により、ロット毎にフレームワーク合意がなされる。以下に行う分析のうち「競争参加者数」、「フレームワーク企業数」、「予想個別発注合計額」の項目については1ロット=1件として集計を行う。

表-14 道路事業のフレームワーク合意方式の概要

項目	集計結果	備考
発注機関	地方自治体：10件 公営企業：4件	
他機関からの発注可能性	有り：5件 無し：9件	
入札手続き	公開：5件 制限：9件	
ロット分割	有り：9件（2～13ロット） 無し：5件	全62ロット
競争参加者数	1～33者（平均値10.1者，中間値8.5者）	1ロット=1件として整理 全36件 制限手続きは事前資格審査後の参加者数
	<制限手続きの場合> 1～24者（平均値9.0者，中間値8者）	
	<公開手続きの場合> 7～33者（平均値15.3者，中間値10.5者）	
フレームワーク企業数	1～24者（平均値4.9者，中間値4者）	1ロット=1件として整理 全52件
	<制限手続きの場合> 1～24者（平均値4.5者，中間値4者）	
	<公開手続きの場合> 3～21者（平均値6.2者，中間値4者）	
予想個別発注合計額	£0.15M ⁵ ～581M （平均値£52.6M，中間値£4M）	1ロット=1件として整理 全42件
個別発注規模	£200～10M	14件中6件のみで表示
フレームワーク合意期間	1～8年間（平均値4.2年，中間値4年）	通常4年が最大

ロット分割は14件中9件で行われており、工種、対象、地域、規模のいずれかまたは組み合わせによって分類がなされている。複数ロットの案件について、ロット分割の方法とロットの内容を表-18に示す。表-15～表-18の事例No.は同一である。

⁵ Million（100万）の略，以下同様

表-15 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (1/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知 ⁶ 番号 特定通知 ⁷ 番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
1	2012/5/15 2012/12/7	2012/S 95-156502 2013/S 005-004675 Structures Maintenance Framework Agreement for Hertfordshire County Council	Hertfordshire County Council (地方自治体)	×	制限	4	1	5	1	7M	-	MEAT ⁸ 1. 価格 60 2. 品質 40	
2	20012/3/5 2012/9/13	2012/S 45-073504 2013/S 076-126434 Repair, Maintenance and Improvement of Roads Related Structures	Renfrewshire Council (地方自治体)	×	公開	4	2	L1: 8 L2: 7	L1: 3 L2: 4	4.4M	L1: ~75,000 L2: 75,000~	MEAT 1. 価格 90 2. 品質 10	
3	2011/6/23 2012/8/30	2011/S 122-202167 2013/S 079-132151 Minor Works Improvement Framework	Merseyside Passenger Transport Authority (公営企業)	○	制限	4	3	L1: 10 L2: - L3: -	L1: 4 L2: - L3: -	L1: 15M ~25M L2: - L3: -	-	MEAT 1.品質 50 2.価格 50	L2, L3 は 公告後に 入札中止
4	2012/7/17 2013/4/9	2012/S 137-228671 2013/S 088-148878 C1 Rate Only Tender for Road Maintenance and Minor Civil Engineering Works less than GBP 500,000	Fife Council (地方自治体)	×	制限	1+2	1	24	24	2M~5M (契約延長の場合 : 6M~15M)	~500,000	最低価格	
5	2012/10/12 2013/4/2	2012/S 199-327248 2013/S 096-162745 South East Wales Highways and Civil Engineering Contractors' Framework Agreement	Rhondda Cynon Taf CBC Procurement Unit (地方自治体)	○	制限	4	12	L1:14 L2:14 L3:12 L4:14 L5:15 L6:13 L7:13 L8:14 L9:15 L10:12 L11:6 L12:5	L1: 6 L2: 6 L3: 6 L4: 6 L5: 6 L6: 6 L7: 6 L8: 6 L9: 6 L10: 6 L11: 4 L12: 4	-	L1~4: ~100,000 L5~8: ~250,000 L9: 250,001~2M L10: 2M~5M L11: ~10M L12: ~5M	MEAT	

⁶ Contract Notice : TED での公示

⁷ Award Notice : TED での受注者決定の通知

⁸ MEAT : Most Economically Advantageous Tender (最も経済的に有利な入札)

表-16 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (2/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知番号 特定通知番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
6	2012/5/24 2013/3/27	2012/S 101-167656 2013/S 116-197183 Framework Agreement for Early Contractor Involvement (ECI) and Construction	Transport for London - Surface Transport (公営企業)	×	制限	4	3	L1: - L2: - L3: 5	L1: - L2: - L3: 1	51M	-	MEAT 1.品質 70, 2.価格 30	L1 と L2 は特定情 報なし
7	2011/10/5 2012/11/7	2011/S 193-314337 2013/S 124-212073 London Highways Alliance Contract	Transport for London - Surface Transport (公営企業)	○	制限	8	4	L1: 6 L2: 5 L3: 4 L4: 5	L1: 1 L2: 1 L3: 1 L4: 1	総額 : 747M~1,815M L1: 119M~362M L2: 134M~304M L3: 269M~568M L4: 224M~581M	-	MEAT 1. 品質 30 2. 財務 70	
8	2013/3/13 2013/6/24	2013/S 054-0088495 2013/S 135-233692 Specialist Surface Treatment Works West Yorkshire Contract 1.5.2013 - 30.4.2017	The Council of the -Borough of Kirklees (地方自治体)	○	公開	4	1	11	11	1M~21M	-	最低価格	
9	2012/10/31 2013/5/20	2012/S 213-351943 2013/S 157-273385 Subcontractor Framework Agreement	CORMAC Solutions Ltd (公営企業)	×	制限	2+1 ×2	9	L1: 12 L2: 8 L3: 7 L4: 3 L5: 5 L6: 3 L7: 3 L8: 1 L9: 3	L1: - L2: - L3: - L4: - L5: - L6: 1 L7: 1 L8: 1 L9: -	総額 : 9.6M-38.4M L1: 1.5M/年 L2: 1.5M/年 L3: 2M/年 L4: 450,000/年 L5: 1M/年 L6: 1.5M/年 L7: 1M/年 L8: 150,000/年 L9: 500,000/年	L1: 1,000~80,000 L2: 2,000~100,000 L3: 2,000~50,000 L4: 5,000~100,000 L5: 20,000~80,000 L6: 約 3,000 L7: 200~1,500 L8: ~約 10,000 L9: 300~45,000	MEAT 1. 技術 40 2. 価格 60	L1~L5 お よび L9 は特定情 報なし
10	2012/12/21 2013/3/25	2012/S 248-410213 2013/S 206-356222 Framework Agreement for Highway Maintenance Works to Midlothian Council	Midlothian Council (地方自治体)	×	公開	3+1	1	10	3	1.6M	-	MEAT 1. 品質 60 2. 価格 40	

表-17 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (3/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知番号 特定通知番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
11	2012/9/19 2013/10/11	2012/S 182-298653 2013/S 208-359689 Roads and Transport Framework Agreement (2013-2016)	City of Edinburgh Council (地方自治体)	×	制限	3+1	13	-	L1: 6 L2: 6 L3: 6 L4: 3 L5: 2 L6: 3 L7: 6 L8: 6 L9: 6 L10: 6 L11: 4 L12: 4 L13: 4	総額: 90M L1: 2~3M/年 L2: 500,000~2.5M/年 L3: 250,000~2.5M/年 L4: 250,000~1.5M/年 L5: 250,000 L6: 500,000~700,000/年 L7: 1.5M~2M/年 L8: 1.5M~2M/年 L9: 50,000~100,000/年 L10: 400,000~600,000/年 L11: 20,000~50,000/年 L12: 1.5M~4.5M/年 L13: 250,000~1.5M/年	L1: 50,000~500,000 L2: 150,000~750,000 L3: 10,000~150,000 L4: 50,000~500,000 L5: 10,000~50,000 L6: 500,000~700,000 L7: 30,000~100,000 L8: 20,000~50,000 L9: 5,000~15,000 L10: 10,000~100,000 L11: 1,000~5,000 L12: 10,000~100,000 L13: 10,000~100,000	MEAT 1. 価格 70 2. 品質 30	競争参加 者数は不 明
12	2012/12/12 2013/6/4	2012/S 242-397759 2013/S 216-375143 Civil and Highways Engineering Framework	Salford City Council (地方自治体)	○	公開	4	5	23	L1: 5 L2: 5 L3: 4 L4: 3 L5: 3	10M	-	MEAT 1. 価格 70 2. 品質 30	
13	2013/4/17 2013/11/14	2013/S 076-127281 2013/S 223-387689 CP860-13 Framework Agreement for Minor Highway Works	Devon County Council (地方自治体)	×	制限	3+1	6	8	EH: 4 EL: 4 NH: 4 NL: 4 SH: 4 SL: 4	総額: 10.8M East High: 2M/3 年 East Low: 1M/3 年 North High: 1.5M/3 年 North Low: 1M/3 年 South High: 1.5M/3 年 South Low: 1M/3 年	Low: ~150,000 High: 150,000~250,000	MEAT	
14	2013/3/13 2013/11/29	2013/S 054-088395 2013/S 235-407179 Nottingham and Derby City Council Highways Framework.	Nottingham City Council (地方自治体)	×	公開	4	1	33	21	125M	-	MEAT	

表-18 ロット分割の方法とロットの内容

No.	ロット分割の方法	ロットの内容
2	規模	橋、擁壁、立体交差の維持修繕 ロット 1: ~£75,000, ロット 2: £75,000~
3	工種	ロット 1: 土木および幹線道路に関する工事, ロット 2: 建築, ロット 3: 機械・電気
5	工種 地域 規模	ロット 1: エリア A の ~£10 万の維持修繕 ロット 2: エリア B の ~£10 万の維持修繕 ロット 3: エリア C の ~£10 万の維持修繕 ロット 4: エリア D の ~£10 万の維持修繕 ロット 5: エリア A の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 6: エリア B の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 7: エリア C の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 8: エリア D の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 9: エリア A~D の £250,001~200 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 10: エリア A~D の £2,000,001~500 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 11: エリア A~D の ~£1,000 万の幹線道路舗装 ロット 12: エリア A~D の ~£500 万の幹線道路舗装の保護・処置
6	対象 地域	ロット 1: A1 Upper Holloway の高架橋改築, A1 Highbury Corner の高架橋補強, A127 Ardleigh Green 高架橋改築, A406 の高架橋改築 ロット 2: A406 Fore street トンネルの改修 ロット 3: Hammersmith 高架道路 Phase2 補強
7	地域	ロンドンでの幹線道路保全, 改善計画, 信号機関連の土木業務 ロット 1: 北東, ロット 2: 北西, ロット 3: 中央, ロット 4: 南部
9	工種	ロット 1: 排水, 導管, 小規模掘削業務 ロット 2: 縁石, 歩道と関連業務 ロット 3: 舗装 ロット 4: 土質安定処理関連の固定・杭打ち ロット 5: 土工事 ロット 6: 道路計画 ロット 7: 交通管理 ロット 8: ドリル掘削, 砕石爆破 ロット 9: 土木・建築の現場立ち上げ
11	工種 規模	ロット 1: 車道, 歩道, 自転車道工事 ロット 2: 車道, 歩道の主要な維持修繕 (£15 万~) ロット 3: 車道, 歩道の主要な維持修繕 (~£15 万) ロット 4: 車道またその他の舗装路の工事, 改修 ロット 5: 緊急対応工事 (24 時間以内の現場安全確保など) ロット 6: 地方路・車道の再舗装や関連業務 ロット 7: 車道, 歩道の再舗装や関連業務 ロット 8: 車道, 歩道の欠陥瀝青の修繕 ロット 9: 道路マーキング, 目印付けと目印除去 (2 名の担当チーム) ロット 10: 小規模歩道修繕 ロット 11: 表層 (面) 排水システムAの保全, その他関連業務 ロット 12: 街路照明の設置 ロット 13: 街路照明の更新
12	工種 対象	ロット 1: 幹線道路改善 ロット 2: 幹線道路新設工事 ロット 3: 歩道, 敷石, 公共地, 環境改善 ロット 4: 幹線道路, 橋, 地下鉄の新設工事 ロット 5: 幹線道路, 橋, 地下鉄の修繕, 改築
13	対象 地域 規模	小規模の幹線道路業務, 歩道, 自転車道を含む 東, 北, 南の地域ごとにそれぞれ高額・低額の規模で 6 分割 高額: £15 万~25 万, 低額: £~15 万

競争参加者数とフレームワーク企業数の分布を公開手続きと制限手続きに分けて図-6と図-7に示す。公開手続きよりも制限手続きの方が件数の多い。

競争参加者数は36件あたり平均10.1者、中間値8.5者である。5者と14者の2つのピークがある。

一方、フレームワーク企業数では1者の案件が9件あり、複数の場合は3~6者の案件がほとんどである。一部、11者や20者以上の案件もあり、52件あたり平均4.9者、中間値4者となる。

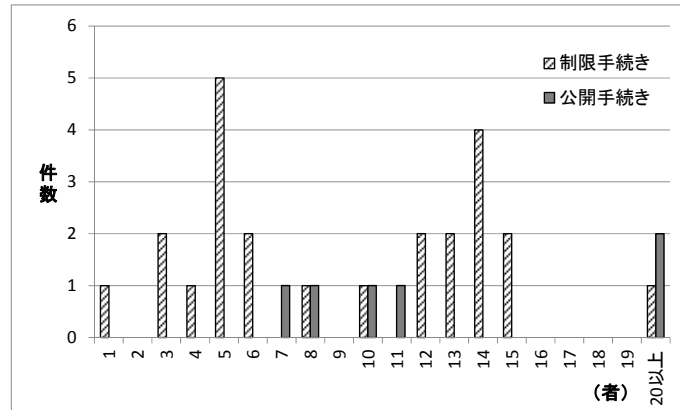


図-6 競争参加者数

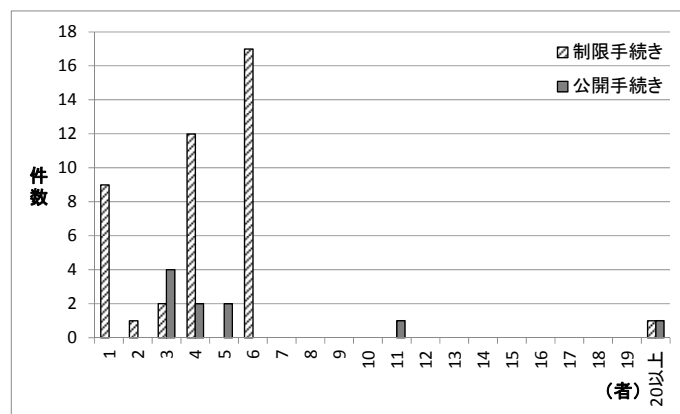


図-7 フレームワーク企業数

期間中の予想個別発注合計額の規模を図-8に示す。幅を持って提示されている場合は最大値を、年ごとの発注額を示している場合は、その額に対して、延長を含まない当初期間の年数を乗じた額を示した。分布が約£15万から£5億8100万と広い。ただし£1,000万以下の案件が半数以上を占め、42件あたり平均£5,256万、中間値£400万となる。

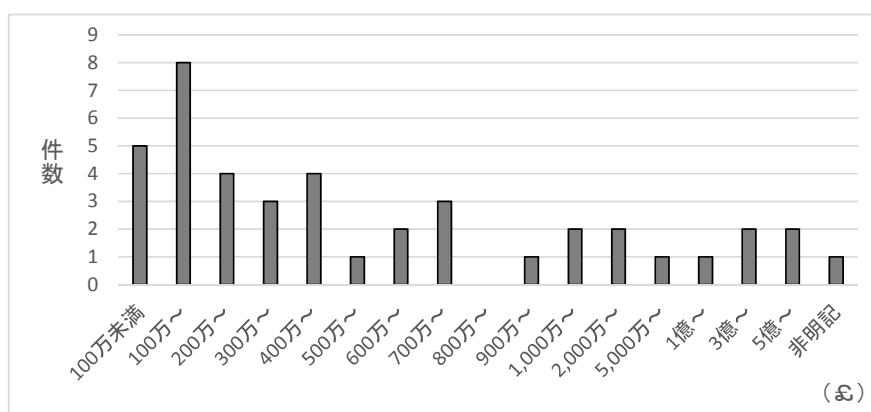


図-8 予想個別発注合計額の規模

個別発注の規模を明示している案件は14件中6件である。最大額と最小額の両方を示している案件、最大額のみを示している案件およびロット分割の境界となる額を示している案件がある。最大額については£10万以下としているものが半数以上である。個別発注の規模について最大額の降順で表-19に示す。

表-19 個別発注の規模

事例番号-ロット番号	最大額 (£)	最小額 (£)	事例番号-ロット番号	最大額 (£)	最小額 (£)
5-11	10,000,000		5-3	100,000	
5-10	5,000,000	2,000,000	5-4	100,000	
5-12	5,000,000		9-2	100,000	2,000
5-9	2,000,000	250,001	9-4	100,000	5,000
2-1	750,000		11-7	100,000	30,000
(2-2)		(750,000)	11-10	100,000	10,000
11-2	750,000	150,000	11-12	100,000	10,000
11-6	700,000	500,000	11-13	100,000	10,000
11-1	500,000	50,000	9-1	80,000	1,000
11-4	500,000	50,000	9-5	80,000	20,000
4	500,000		9-3	50,000	2,000
5-5	250,000		11-5	50,000	10,000
5-6	250,000		11-8	50,000	20,000
5-7	250,000		9-9	45,000	300
5-8	250,000		11-9	15,000	5,000
13-2	250,000	150,000	9-8	10,000	
11-3	150,000	10,000	11-11	5,000	1,000
13-1	150,000		9-6	3,000	
5-1	100,000		9-7	1,500	200
5-2	100,000				

当初の期間に追加期間を加えた合計のフレームワーク合意の期間は、EU 指令等に規定される最長の 4 年を設定している案件が 14 件中 12 件である。

No.7 では期間が 8 年となっていて、この期間を正当化する理由について契約通知にて以下の通り説明している。「フレームワーク合意の目的は競争を活性化し、企業が並外れた VFM を創出する機会を提供し、要求される工事を効果的に実施することにある。資本投資、プラント、システムに関して潜在的に巨大な初期投資が必要となることが認められる。販売組合や多数の企業に意見聴取した結果、最大の効果を実現するために最適なフレームワーク合意期間を 8 年間に決定した。8 年間という期間は、今後数年で既存の契約が終了する発注者がフレームワークに合意することにより（企業の機会を増大し）、必要な施設のリースの交渉を行う際に、高価なプラントを適切に減価償却させ、投資に対する効果が向上する。」

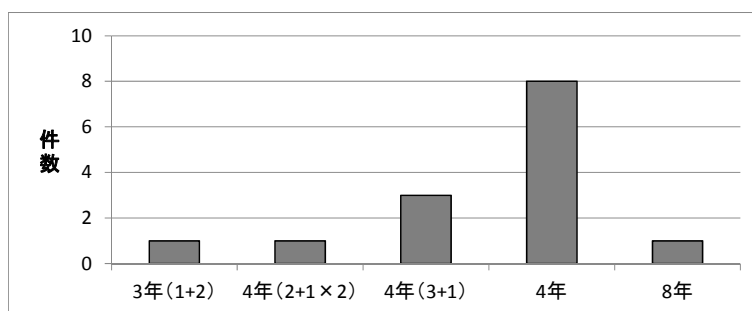


図-9 フレームワーク合意期間

フレームワーク企業選定時の評価基準は、大部分の案件で価格（財務を含む）と品質（技術等を含む）を総合的に評価する「最も経済的に有利な入札」としている。価格と品質の重み付けを公表している事例が 9 件あるが、重み付けの割合は事例ごとに異なる。最低価格とする事例も 2 件ある。

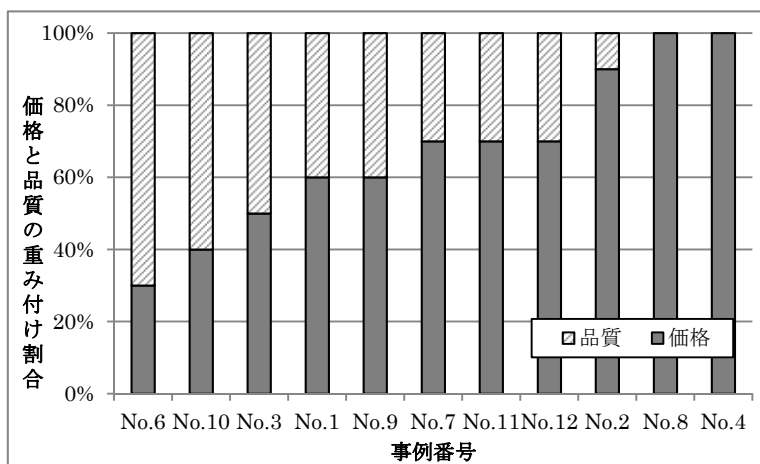


図-10 フレームワーク企業選定時の価格と品質の重み付け

(3) 英国道路庁の事例

英国道路庁（2015年4月1日に Highway England に組織改変）では2000年代前半より、役務では大規模事業でデザインビルド⁹や ECI¹⁰の範疇から外れる初期段階のコンサルティング業務（F/S や概略設計）を、工事では£50万~500万の中規模道路維持修繕工事に4年間を基本としたフレームワーク合意方式を活用する方針を示している。維持修繕工事への採用は1960~70年代に建設した道路の老朽化に対して効率的な工事の実施が求められたことがその背景にある。一方、英国道路庁のスタッフによると現在維持修繕工事の主要な部分は DBFO¹¹や MAC¹²として一括して民間に委託されているため、工事へのフレームワーク合意方式の活用はそれほど多くない。

概ね2011年~2014年に契約された英国道路庁の工事の案件について、TEDの検索結果（検索条件は Archives, UK, framework agreement, Work, contract notice, contract award, Highways Agency）を表-21に示す。

表-20 2000年代前半に公表された英国道路庁の調達方式の採用方針

事業の種類	事業規模（£）	調達方式	
		役務	工事
小規模事業 維持管理事業	~500,000	MAC	MAC
中規模事業	500,000~5M	MAC	フレームワーク合意方式
大規模事業	5M~	デザインビルド フレームワーク合意方式	デザインビルド
重点大規模事業	5M~	ECI フレームワーク合意方式	ECI

⁹ Design-Build：設計施工一括発注方式

¹⁰ Early Contractor Involvement：プロジェクトの形成段階から建設業者が事業に参画する早期デザインビルド方式

¹¹ Design, Build, Finance and Operate：設計，施工，資金調達，維持管理の契約を一括して行う PFI 手法

¹² Managing Agents Contract：5年間を基本とし，管理代行業務（工事の設計，監督業務等）と維持管理業務（日常維持管理，小規模工事等業務）を一括して同一の企業に発注する方式

表-21 英国道路庁の工事でのフレームワーク合意方式の例

No.	契約通知番号 特定通知番号 案件名 手続き 評価 (価格・品質) 契約通知日 契約日	期間 個別発注合計額	企業数 (競争参加者数)	仕事の詳細, 実施場所, ロットの内訳等
1	2013/S 207-357872 2014/S 229-403604 Collaborative Delivery Framework (CDF) 制限手続き MEAT (30:70) 2013/10/22 2014/11/7	4年+延長2年 £0~5,000M ロット1: £0~900M ロット2: £0~900M ロット3A: £0~1,500M ロット3B: £0~3,200M	ロット1: 10 (16) ロット2: 5 (7) ロット3A: 6 (7) ロット3B: 5 (7)	<実施場所>UK 全域 ロット1: 設計とエンジニアリングサービス ロット2: £0~£25M (£50M) の中程度規模の工事 ロット3A: £25M~£100M (£300M) の大規模工事 ロット3B: £100M~450M の大規模工事 () は契約後に変更の可能性がある上限額
2	2011/S 190-309894 2012/S 237-389521 Asset Support Framework: North & South 制限手続き MEAT (-) 2011/9/29 2012/11/5	3年+延長1年 £0~1,122M ロット1: £0~637M ロット2: £0~485M	10 (10) ロット1: 5 ロット2: 5	舗装, 橋梁事業, 技術関連事業, 幹線道路補修, 補強・修繕, その他一般道路工事 補修, 小規模修繕で個別発注は£0~15M 規模 <実施場所> ロット1: 英国道路庁管理エリア 7,9,10,12,13,14 (Midlands and North England) およびこれらエリア全体または一部分の地方自治体道路網, 英国道路庁の DBFO 路線追加の場合あり ロット2: 英国道路庁管理エリア 1,2,3,4,6,8 (East, South East and South West England) およびこれらエリア全体または一部分の地方自治体道路網, 英国道路庁の DBFO 路線追加の場合あり (エリア 5 を含む)
3	2011/S 53-086648 2012/S 58-093857 Category Management: Pavement and Concrete Framework 制限手続き MEAT (50:50) 2011/3/15 2012/3/12	4年 £500M ロット1~12: £0~500M	ロット1: 3 (5) ロット2: 3 (5) ロット3: 3 (5) ロット4: 3 (5) ロット5: 3 (5) ロット6: 3 (5) ロット7: 3 (6) ロット8: 3 (6) ロット9: 3 (5) ロット10: 3 (5) ロット11: 3 (5) ロット12: 3 (5)	ロット Group A: 路床, 下層粒状路盤資材の供給・設置 ロット1: North & Scotland ロット2: Midlands & Wales ロット3: East ロット4: South ロット Group B: 上層路盤, 基層, 表層資材の供給・設置, 既存の舗装の撤去・再利用計画. ロット5: North & Scotland ロット6: Midlands & Wales ロット7: East ロット8: South ロット Group C: コンクリート資材提供, 道路舗装およびその他の構造・非構造物 ロット9: North & Scotland ロット10: Midlands & Wales ロット11: East ロット12: South
4	2011/S 19-030194 2011/S 182-296158 Category management: Gantry Systems Framework. 制限手続き MEAT (50:50) 2011/1/25 2011/9/19	4年 £0~54M ロット1: £0~54M ロット2: £0~54M	ロット1: 4 (6) ロット2: 4 (6)	<実施場所>UK 全域 ロット1: ガントリーの製造, 保管, 移動, 組み立て ロット2: ガントリーの改修, 保管, 移動, 組み立て ロット3: 信号機, 交通設備の設置 *ロット3は特定情報なし

2.4. 事例

地方自治体および英国道路庁の発注するフレームワーク合意方式の事例の情報を収集し、その内容の整理を行った。対象は表-22の4事例である。

表-22 事例一覧

No.	1	2	3	4
事例名	Tender 764 Framework Contract for Scaffolding Works for Highway Services	UK-Birmingham: Construction work for highways, roads	UK-Birmingham: Surface work for highways (UK-Birmingham: midlands framework contract 4.)	Framework Contract for The Provision of Engineering Construction Works
契約通知番号 特定通知番号	QTLE-9CBF3P -	2008/S 176-234276 2009/S 234-333841	2009/S 146-213891 2009/S 228-326779	2013/S 207-357934 -
発注機関	ダラム州	英国道路庁	英国道路庁	ワーウィックシャー州
事業概要	ダラム州の幹線道路管理 業務のための足場設置等 業務(主に川の上に設置さ れる足場)	主な実施場所: 英国道路庁管 理エリア 9 および 10 の幹線・ 自動車道路 対象事業: 一般土木, 道路舗装, 交通管理, 塗装, 安全柵, 電気 関連, 電気防食, コンクリート 補修, 橋梁路面防水など幹線・ 自動車道路に関わる建設。	主な実施場所: 英国道路庁管 理エリア 7 および 9 ならび に周辺地域。 対象事業: 幹線道路の構造物 工事, 舗装・道路工事, 維持 修繕工事。	ワーウィックシャー州およ び周辺エリアでの幹線道 路・橋梁, 農業施設, 廃棄物 管理施設および一般土木の 設計および/または工事。
入札手続き	公開手続き	制限手続き	短期間制限手続き	短期間制限手続き
期間	2年+最大2年延長	6年間	2年間	4年間
契約通知日	2013/10/24	2008/9/18	2009/7/29	2009/7/29
企業決定日	2013/12/16	2009/11/10	2009/10/27	2009/10/27
手続き期間	2ヶ月	14ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
ロット数	1	12 (9つの工種と2つのエリ アの組み合わせによる分割)	1	5 (対象, 個別発注規模, 契 約書による分割)
予想最大 個別発注契約額	-	£ 300M	£ 250M	£ 25M
個別発注規模	-	£ 0.15~1.5M	£ 0.15~1.5M	£ 0.2~3M
企業数 予定 特定	3者 -	23者 21者 (ロットあたり 1-2者)	4者 4者	30 (6×5) 者 -
備考	入札案内より整理	TED の契約通知および 特定通知より整理	TED の契約通知および 特定通知より整理	PQQ ¹³ より整理。

¹³ Pre-Qualification Questionnaire : 事前資格審査のための質問票

(1) ダラム州による足場設置等業務（単一ロット）

① 事例概要

事例の概要を表-23に示す。

表-23 事例概要

項目	内容
事例名	Tender 764 Framework Contract for Scaffolding Works for Highway Services
契約通知番号	QTLE-9CBF3P
発注機関	ダラム州
事業概要	ダラム州の幹線道路管理業務のための足場設置等業務（主に川の上に設置される足場）
入札手続き	公開手続き
支払い	－
競争参加者	－
企業数	（予定）最大で3者
期間	2年+最大2年延長の可能性あり
予想最大個別発注契約額	－
個別発注規模	－
契約プロセス	入札案内発行 : 2013/10/24 入札提出期限 : 2013/11/21 評価期間 : 2013/11/22～12/13 入札結果通知 : 2013/12/16の週 契約締結 : 2013/12/16の週 契約期間開始 : 2014/01/01 ただし発注者はいつでも変更する権限を保有
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 1. 価格 : 60点 2. 技術 : 40点

ダラム州は2009年4月に複数の自治体の統合により設立された単一自治体の1つである。イングランド北東部に位置し（図-11）、人口約50万人（90%は東部に集中）、2,233km²（東京都と同規模）の面積を持つ。州の中心となるダラム市はUNESCOの世界遺産にも登録される古城や大聖堂を持つ。

本事例はダラム州が行う大規模幹線道路管理業務に必要な足場の設置等を行うものである。具体的には表-24に示される様々な足場部材のリースと計画、設置、解体、撤去等を実施し、橋梁部の仮設では大部分が河川上の設置となる。フレームワーク企業に関する情報は無い。

期間は2年間で、2年が経過する際に発注者は1年間の延長を実施するか決定する。1年間の延長期間が終了する際にも同じ判断が行われる。発注者は以下の権利を保有する。

- ・ 期間延長の際に企業の順位変動につながる可能性のある価格表を見直す権利
- ・ 企業の能力に問題がある場合にフレームワークを再度合意する権利
- ・ フレームワーク企業以外から足場設置を調達する権利



図-11 ダラム州¹⁴

表-24 対象となる足場

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な耐荷重の独立足場ならびにローリングタワー ・一本足場 ・橋梁足場 ・歩道橋 ・吊り足場 ・昇降足場 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス・バードケージ足場 ・地上積載場 (Loading bays founded on the ground) ・独立足場 ・階段・火災避難設備 ・門型クレーン
--	---

② フレームワークの合意

入札は公開手続きで、北東イングランドの調達公告サイト NEPO より入札への関心表明を行うと、入札案内を入手することができます。入札案内の構成は表-25 のとおりである。競争参加者は Document 3 を記入し、入札書として提出する。

競争に参加できるのは個人、企業、慈善団体、公的主体またはその他の組織となっている。ダラム州は、財務の最低基準を満たし、技術的質問に対する回答の質を高めるため、コンソーシアム、パートナーシップ等により複数の企業が協同して競争に参加することを歓迎している。その場合、以下の留意事項がある。

- ・ 単独で競争に参加し、下請け企業やコンサルタント等の使用を意図している場合でも記載する必要はない。
- ・ コンソーシアム、パートナーシップおよび企業共同体として競争に参加する場合、構成員の貢献の大小に関わらず、合同かつ個別に責任を持つものとする。構成員が外れた場合、必ずダラム州に通知すること。
- ・ 特別目的会社の構成員である企業は、構成員の貢献の大小に関わらず、また特別目的会社の将来の組織または法的地位等に関わらず、合同かつ個別に責任をもつ。

表-25 入札案内の構成

タイトル	内容
Document 1: 競争参加者への指示と評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約・入札図書の紹介 ・ 入札書の作成方法の説明 ・ 入札書の提出プロセス、時間、連絡経路、契約と評価基準 ・ 提出された入札の評価方法
Document 2: 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約と仕様の一般的な内容 ・ 契約の特記条項 を含む契約条項
Document 3: 入札書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格/不合格および品質評価の基となる競争参加者が回答する技術的質問 ・ 価格評価の基となる競争参加者が記入する Appendix4 の価格表 ・ その他の証明と宣言

¹⁴ 出典 : Durham County Council ITT Document 1 P6

評価項目は表-26 に示す A-I で構成されている。まずは A-F で合格／不合格の評価がなされる。1 つでも不合格があった場合は失格となる。全項目で合格した企業が、G. 技術（配点 40 点）、H. 価格（60 点）の評価へと進める。ダラム州は、評価期間中、提供されたいずれの情報にも説明を要求することができる。要求された資料を提出しなかった場合、失格となるか低得点となる。

表-26 評価項目

項目	内容
A. 財務評価	<p>競争参加者は以下の基準を満たすことを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間売上 £ 200,000 以上 ・Experian credit (8)スコアが 51 以上 ・売上の基準は競争参加者の複数の構成員の合計で満たすことも可能。年間売上に合算される構成員は Experian スコアを提出する。各構成員が最低スコア要件を満たす必要があり、満たさない場合は合計に含まれない。 ・Experian スコアが得られない競争参加者は財務諸表を提出する。財務諸表は表-27 の指標により評価される。 ・競争参加者が保証人を提示する場合 ・保証人は 1 社でも複数でも可能。保証人が複数いる場合は、売上の基準は保証人の合計で、Experian スコアの基準は各保証人が満たさなければならない。 ・保証会社の信用証明資料を得られなかった場合、保証会社の過去 2 年間の監査済みの財務諸表を提出する。 ・特定された競争参加者の保証人が保証証書に署名するまで、ダラム州は契約を締結しない。
B. 除外理由	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者の全構成員について、違法行為等による有罪判決、裁判中であるか、破産、差し押さえの状況にあるかなどの質問に Yes/No で答える。1 つでも Yes があれば詳細を示すこと。
C. 保険	<p>競争参加者は契約締結までに以下の最小限水準を満たす保険に加入、または加入の証拠を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任保険：£ 500 万 雇用者責任保険：£ 1,000 万 専門職業賠償責任：£ 200 万 自動車保険：£ 500 万
D. 安全衛生	<p>競争参加者は以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員・下請け企業が全ての関連安全衛生の規則およびダラム州の要求または規則を順守することを確実にする。 ・組織内に公式の安全衛生全般の責任をもつ資格者を任命する。 ・工事の内容に適した必要な訓練および訓練の実施方法のプロセスを確立する。 ・工事の性質に応じたリスクアセスメントおよび施工計画書の作成方法のプロセスを確立する。 ・（5 人以上の従業員がいる組織は）適切な安全衛生方針を確立している。方針では 1999 年労働安全衛生管理規則に順じ、企業を代表して対策を講じる有資格者の詳細を提供する。
E. 平等と多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・2010 年平等法に基づく法的義務に準じている。 ・過去 3 年間の違法な差別行為により起訴された、または指摘を受けたことの有無。もし有れば対処の詳細を示す。
F. 必須基準	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時に、契約履行のために雇われる従業員が、法律および安全規則にのっとり、適切な訓練を受け、資格を保持している。 ・有能な足場の設計者へのアクセスがある。
G. 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・表-28 に示す 5 つの項目に回答する。
H. 価格	<p>価格表を提出する。</p>
I. 宣言	<p>共同体の場合：管理企業または特別目的会社の代表企業が署名する。その場合は各企業より、共同体を代表して必要情報を提出することへの同意書を準備する。</p>

表-27 財務諸表の評価指標

重要な財務比率		計算式
A	当座比率	(流動資産－資本金) / 流動負債
B	流動比率	流動資産 / 流動負債
C	資本利益率	純利益 / 純資産
D	純利益率	純利益 / 売上
E	買入債務回転期間 (日数)	(買入債務×365) / 売上高
F	売上債権回転期間 (日数)	(売上債権×365) / 売上高
G	ギアリング比率	他人資本 / 自己資本

・技術評価 (G)

技術評価は表-28の5つの項目で行われ、項目ごとに配分が決められている。回答しなかった質問の得点は0点となり、指定の文字制限を超えた箇所は考慮されない。フォーム以外の添付資料等の参考資料、ダラム州の他の入札に出されている資料の相互参照も認めないとしている。構成員が複数いる場合は、代表者が全ての構成員の経験、技術、能力を考慮して回答する。

以下、5つの項目について、その基準および配点を示す。

表-28 技術評価配点表

	評価項目	配分 (%)
G1	品質管理システム	5
G2	安全衛生	10
G3	資源と設備のアプローチと可用性	10
G4	関連経験－設計および水上または付近での足場の工事	10
G5	参考資料	5
	合計	40

・G1 品質管理システム

品質管理システムは外部機関の証明書 (ISO9001 など) を取得しているか、未取得の場合は取得までの状況を示す。外部機関からの証明書が無い場合、組織内部の取組みを示す。評価基準と配点は表-29のとおりである。

表-29 G1 品質管理システムの配点表

基準	配点
品質管理に関する取組みが示されていない	0
品質管理に関する知識を持っているが、経験は乏しく、明確な取組みがない	1
明確な品質管理手法の経験はあるが、充分な／厳しい管理システムは確立されていない	2
十分な組織内部の品質管理システムを保有し、発注者の期待に応える結果を出せる体制であるが、外部機関による承認はない	3
現在、外部承認を受けている途中であることが、外部機関からのレターなどで証明されている	4
外部機関による承認を受けていることを証明書等で示している	5

・G2 安全衛生

足場工事の実施にあたり、安全衛生管理システム、方針および手続きをどのように管理、評価および審査するか。特に下記の5つの重要要素への取組みを示す。評価基準と配点は表-30のとおりである。

1. 足場施工に立ち会う受注者、従業員そして第三者を保護するための安全管理手法の詳細
2. 足場業務の中で、1974年労働安全衛生法、1999年労働安全衛生管理規則、2005年高所作業に係る規則の遵守方法
3. 安全ガイダンス 4:10(2010)「足場からの転落防止」の遵守方法
4. 本契約や関連業務に関する適切かつ十分な情報、指示、訓練を識別し手配することを確認できる経験や知識
5. 水上または付近での業務に関する管理対策および安全システム実施に関する経験や知識

表-30 G2 安全衛生/G3 リソースと設備のアプローチと可用性の配点表

基準	配点
乏しい/許容不可で、本契約の足場業務の条件が求めるものへの具体的な理解のない返答。重要要素に全く/適切に取組んでいない	0
足場設備業務に関して、1つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	1
足場設備業務に関して、2つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	2
足場設備業務に関して、3つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	3
足場設備業務に関して、4つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	4
足場設備業務に関して、5つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	5

・G3 リソースと設備のアプローチと可用性

足場工事の実施にあたり、下記の5つの重要要素について、要求事項をいかに満たすか詳しく記述する。評価基準および配点は表-30と同じである。

1. 足場工事の実施に関して利用される契約管理システムの詳細
2. 同規模の契約での足場工事に関する技術、経験および能力の詳細
3. CISRS (Construction Industry Scaffold Record Scheme) Card Holders または他の同等の認識されている足場作業員の能力証明書を保持している作業員配置の確認
4. 広く認知される標準の引渡しの証明と、設備やプラントが供給され、目的適合性に一致していることの証明
5. 足場の設置または安全確保に対する緊急時および即日対応の実施に関する詳細

・G4 関連経験—設計および水上または付近での足場の工事

足場の工事の実施にあたり、下記の2つの重要要素について、要求事項をいかに満たすか詳しく記述する。評価基準と配点は表-31のとおりである。

1. どのように関連する技術ガイダンスを順守し、水上または付近での安全確保に必要な対策を確実に実施するかの詳細
2. 関連実施規則を順守したことを示す仮設工事の設計、設置、解体を含む、足場工事で設計要素の管理・提供の実施方法

表-31 G4 設計および水上または付近での足場の工事の配点表

基準	配点
回答がない、または回答はあるが重要要素への関連がない。	0
回答は重要要素への関連がほとんどないか、またはいずれの要素にも十分に言及していない。	1
具体的詳細を含み、1つの重要要素に適切に言及した回答。	2
具体的詳細を含み、2つの重要要素に適切に言及した回答。	3

・G5 参考資料

過去4年間に受注した工事の中で、3つの発注機関から参考資料を提出する。参考資料は以下の重要要素のうち、少なくとも2つに関連する必要がある。

- ・ 関連実施基準による足場工事の設計
- ・ 足場の設置または安全確保のための緊急および即日対応
- ・ 水上または付近での足場工事

工事ごとに1つの参考資料を提出する。1工事に対して2つ以上の参考資料を提出した場合、得点の高い方だけが評価に使用される。過去の発注者は以下の3つの項目に対して「同意・不同意」で示し、直接、ダラム州へ提出する。

1. 受注者が提供したサービスは、受注者の責めによらない事故を除き、発注機関の要求を満足した。
2. 受注者の人員は能力があり、すみやかに対応した。
3. 契約中に発生した発注者の苦情および問題は、素早く解決された。

各発注者による参考資料を点数化した後、それらの平均点を算出する（小数点第2位以下は四捨五入）。

表-32 発注者の回答による参考資料の配点

回答	配点
全く同意しない/回答なし	0
同意しない	2
同意する	8
強く同意する	12

表-33 実績評価

基準	配点
0点	0
0~6点以下	1
6~28点より下	2
28点（例：「同意する」2つ、「強く同意する」1つ）	3
32点（例：「強く同意する」2つ、「同意する」1つ）	4
36点（例：「強く同意する」3つ）	5

・価格評価 (H)

価格評価は指定された価格表に金額を記入する方式で行う。表-34 の 6 つのモデル工事にそれぞれ通常単価（平日昼間）と特別単価（時間外・休日）の 2 つを提示し、これらの合計額が評価される。参考までにモデル 1 の価格表を表-35 に示す。

表-34 モデル工事

モデル	項目	適用
1	レンガ積み・ブロック・石積み作業の一般的な建設工事による汎用的な荷重のための独立足場	<ul style="list-style-type: none"> ・足場板, 標準板幅 5(1.5m × 225mm) ・梯子 (必要があれば) および自動閉鎖ゲートを含む ・作業場へのアクセス (搬入距離) は 20m 以下 ・ダラム州内の現場 ・雇用期間 1 週間 (最小値) ・設置から解体までを含む ・全ての工事は平日 (月～金) に実施される (標準単価)
2	ブロック・レンガ・石積み作業と重荷重のための独立足場	
3	石工・コンクリートブロック・ブロック作業の石工事のための独立足場	
4	ローリングタワー (高さ 3m まで)	
5	バードケージ・アクセス	
6	足場設計 (現地視察など含む)	

表-35 モデル 1 の価格表

レンガ積み・ブロック・石積み作業の一般的な建設工事による汎用的な荷重のための独立足場								
1	項目	モデル数量	通常単価 (£)	単位	合計 (£)	モデル数量	特別単価 (£/M/run)	合計 (£)
1.1	第1リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.2	第2/第3リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.3	第4/第5リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.4	全ての足場板と手摺りの設置ための追加費用	40		Week		1B 合計 - 特別単価		
1.5	レンガガード	10		Week				
1.6	高荷重揚重用開口	10		Week				
1.7	ゴミ用シュート	5		Week				
1.8	全足場タイプ用の追加足場シート	50		metre ²				
1A合計 - 通常価格								

技術および価格の評価を実施した後、順位は合計点によって決定する。複数者が同点の場合、価格によって順位付けされる。それでも差がつかない場合は、以下の評価項目の優先順位で同点が解消されるまで順位付けする。順位が決定した後、以下のプロセスを経て、最大で上位 3 者をフレームワーク企業として選定する。

表-36 評価項目の優先順位

優先順位	内容
1	G2 安全衛生
2	G3 リソースと設備のアプローチと可用性
3	G4 関連経験 - 計画的な設計足場および水上または付近での業務
4	G5 参考資料
5	G1 品質管理システム

③ 個別発注

フレームワーク企業は、入札時の評価で順位付けがなされる。フレームワーク合意には最低保証額といったフレームワーク企業に対する発注額の保証はなく、合意のもと発注される個別案件の入札に参加する機会が与えられるというだけである。

個別発注の受注者の特定方法は以下の通りである。

・ £2 万以下の工事および緊急工事

£2 万以下または緊急工事はフレームワーク合意時に 1 位の企業が受注する。しかしフレームワーク合意の基での仕事では時間が重視されるため、1 位の企業が求められる時間内に工事を実施できない場合、次の順位の企業へ依頼がなされる。

以上の原則はあるものの、発注機関はいかなる規模の発注でも、追加の競争を実施する権限を保有している。

・ £2 万を超える工事

ダラム州の見積りが£2 万を超える工事を発注する際は、いかなる場合でも追加の競争が実施される。全ての企業が競争に案内されるが、競争への参加は義務ではない。競争時の受注者選定基準は価格評価のみとなり、最も低価格の提案者が受注者となる。

その他の条件として、フレームワーク企業の実施状況に問題があれば、発注者はフレームワーク合意を見直すことができる。また工事が特別な性質を持つ、または専門的な要素が要求される場合、発注者はフレームワーク企業以外で調達を実施する権限を保有する。

(2) 英国道路庁管理エリア 9 および 10 での道路事業（複数ロット）

① 事例概要

事例概要を表-37 に示す。

表-37 事例概要

項目	内容					
事例名	UK-Birmingham: construction work for highways, roads					
契約通知番号 / 特定通知番号	2008/S 176-234276 / 2009/S 234-333841					
発注機関	英国道路庁					
事業概要	主な実施場所：英国道路庁管理エリア 9 および 10 内の幹線・自動車道路 対象事業：一般土木、道路舗装、交通管理、塗装、安全柵、電気関連、電気防食、コンクリート補修、橋梁路面防水など幹線・自動車道路に関わる建設。					
入札手続き	制限手続き					
支払い	・設計と法的手続き過程：時間精算と計画予算に基づく報奨金を伴う月払い ・施工段階：ターゲットコストに基づく報奨金を伴う実費の月払い					
競争参加者	56 者（ショートリスト作成後）					
企業数	21 者（予定 23 者）					
期間	基本 4 年間+1 年間の延長が 2 回可能					
予想最大個別発注合計額	£ 300,000,000（税抜）					
個別発注規模	一般土木	£ 150 万	塗装	£ 75 万	電気防食	£ 70 万
	道路舗装	£ 90 万	安全防護柵	£ 15 万	コンクリート補修	£ 80 万
	交通管理	£ 50 万	電気関連	£ 15 万	橋梁路面防水	£ 15 万
契約プロセス	契約通知	: 2008/9/18				
	関心表明提出期限	: 2008/10/16				
	企業特定	: 2009/11/10				
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 価格と品質の配分は不明					

本事例は英国道路庁管理エリア 9 および 10 の幹線道路、自動車道においてネットワークの改善、修繕計画を対象とし、複数の異なる専門分野を持つ企業とフレームワークを合意するものである。英国道路庁の管理エリアおよび関連行政地域を図-12 と図-13 に示す。エリア 9 と 10 は MAC を実施しており、MAC の受注者は本事例のフレームワーク企業にはなれない。



図-12 英国道路庁の管理エリア¹⁵

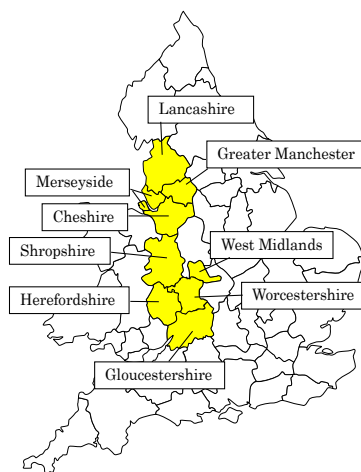


図-13 エリア 9 および 10 の関連行政地域

¹⁵出典：英国道路庁 HP（組織改編により現在は削除）

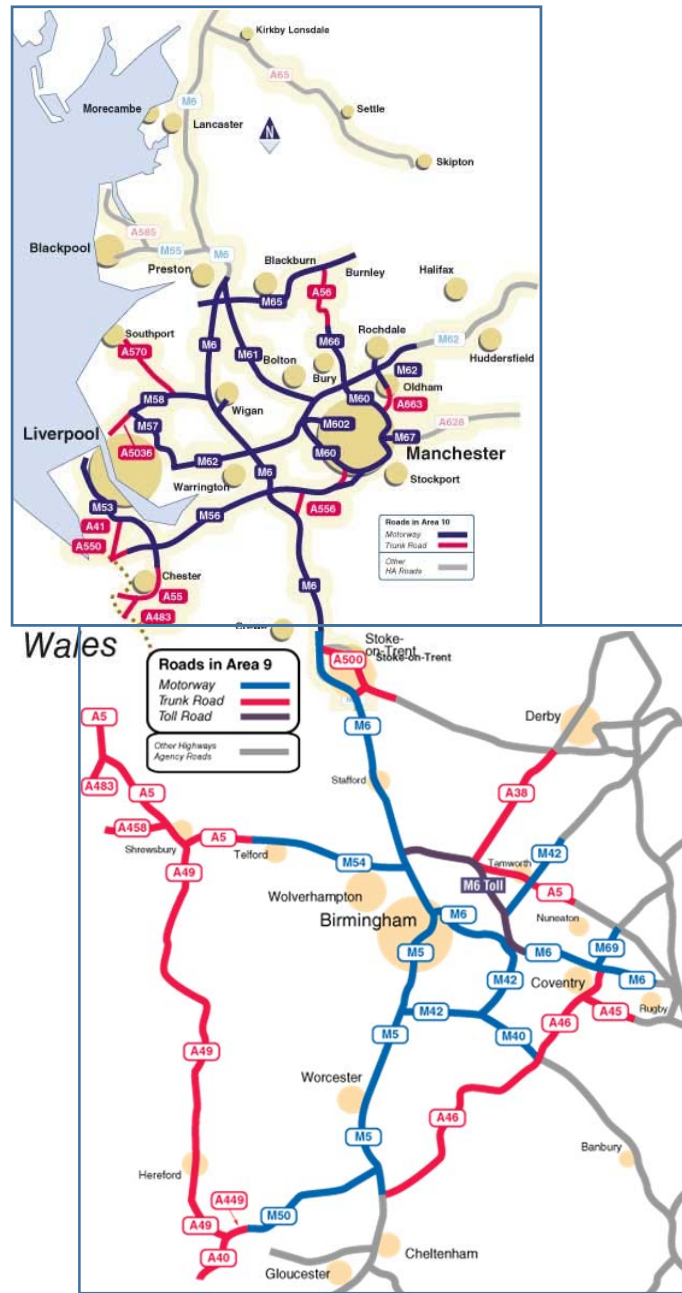


図-14 英国道路庁管理路線の Area9 (下) と Area10 (上) ¹⁶

② フレームワーク合意

フレームワーク合意は9の専門分野（一般土木、道路舗装、交通管理、塗装、安全柵、電気設備、電気防食、コンクリート補修、橋梁路面防水）からなる。一般土木、交通管理、道路舗装の3分野はエリア9と10に分かれ、それ以外の6分野ではエリアを分けておらず、全部で12ロットとなる。

選定手続きは制限手続きを採用した。関心表明企業の中から60者が入札に進み、23者をフレームワーク企業数として選定する予定であったが、延べ21者と合意している。ただし表-38で示すように異なるロットとの掛け持ちがあり、実際の企業数としては12者である。また英国道路庁以外の発注機関が利用することができる。各ロットの企業数は最大で2者と少なく、塗

¹⁶出典：英国道路庁 HP（組織改編により現在は削除）

装、電気関連、橋梁路面防水の分野は参加者ではそれぞれ1者のみと合意している。公告から関心表明提出までに約1ヶ月、その後フレームワーク企業の決定までに1年以上の時間を費やしている。

表-38 フレームワーク企業一覧

ロット番号	専門分野	競争参加者数	企業数	フレームワーク企業
1	一般土木 エリア9	6	2	Balfour Beatty Civil Engineering Geoffrey Osborne Ltd.
2	交通管理 エリア9	6	2	Chevron Traffic Management Ltd. H W Martin (Traffic Management) Ltd.
3	道路舗装 エリア9	7	2	Tarmac Ltd. Aggregate Industries Ltd.
4	一般土木 エリア10	6	2	Geoffrey Osborne Ltd. Balfour Beatty Civil Engineering
5	交通管理 エリア10	6	2	Tarmac Ltd. H W Martin (Traffic Management) Ltd.
6	道路舗装 エリア10	7	2	Tarmac Ltd. Aggregate Industries Ltd.
7	安全防護柵	3	2	Joe Roocroft & Sons Ltd. Tarmac Ltd.
8	塗装	2	1	Roy Hankinson Ltd.
9	電気関連	2	1	J McCann & Co (Nottingham) Ltd.
10	電気防食	4	2	Freyssinet Ltd. Laser Special Projects
11	コンクリート補修	6	2	Freyssinet Ltd. Interserve Project Services Ltd.
12	橋梁路面防水	1	1	Laser Special Projects

参加を希望する企業は関心表明を企業の登録住所から提出する。共同企業体の構成員についても各企業の登録住所より、共同企業体の全ての企業を明確にした上で提出する。英国道路庁は入札案内送付後に、競争参加企業名を公開することがある。関心表明の提出と併せて事前資格審査書類を請求し調達担当官から入手する。事前資格審査書類に関するプロセスは企業審査とショートリスト作成の2段階である。英国道路庁は2つの段階を同時に実施する権利を有する。

企業審査で確認する事項は①企業の状態、②経済・財務能力、③技術力の3項目である。入札公告より参加要件を表-39にまとめた。企業審査を合格した企業がショートリスト作成に進む。事前資格審査書類で提出された書類はショートリストの作成に関する評価でのみ使用される。

ショートリスト作成後、競争参加者の過去実績データ（95%）と付加価値（5%）により企業評価値が算出される。過去実績データでは、過去8年間における類似の受注工事の内容を示し、その実績および本事例との類似性を評価する。ここでの「類似」とは、同種の幹線道路に関する契約、その他非幹線道路インフラに関する契約で、管理と建設で有意な共通性を持つものである。付加価値の例としては、現地の情報に精通している、過去に業務の経験がある、または特化した専門技術・知識をもっている、となっている。

フレームワーク企業リストは、市場やその他の関連事情を含めた全体を考慮して、関心表明者で最も高い評価値を得た企業により構成される。条件を満たした競争参加者は英国道路庁の公正支払憲章にサインすることが、入札受諾の条件となる。

表-39 参加要件

項目	要件																		
企業の状態	<p>以下に当てはまらない。</p> <p>(a) 破産状態または精算中であり、法廷での手続き中、債権者と調停手続き段階、業務停止中、または国の法律・規則の下で同種の手続きを行なう状況にある。</p> <p>(b) 破産宣言の手続き中であり、強制精算、法廷手続き、債権者との調停手続き、または国の法律・規則の下で同種の手続き中である。</p> <p>(c) 有罪判決を受けていて、犯したいずれの違法行為が法令に従って既判事項が有効である。</p> <p>(d) 発注機関が明示できる方法で、重大な違法行為に関して有罪であること証明される。</p> <p>(e) 企業がおかれている国、または発注機関のおかれている国の法令に定められた社会保障負担の支払い義務を満たしていない。</p> <p>(f) 企業がおかれている国、または発注機関のおかれている国の法令に定められた納税義務を満たしていない。</p> <p>(g) このセクションで求められている情報の重大な表示義務を犯している、または求められた情報を提供していない。</p> <p>(h) Council Joint Action 98/733/JHA の Article 2(1)に基づく犯罪組織への関与で有罪判決を受けている。</p> <p>(i) Council Act of 26.5.1972 の Article 3 と Council Joint Action 98/742/JHA3 の Article 3(1)に基づく汚職行為で有罪判決を受けている。</p> <p>(j) 欧州共同体の経済関係保護のための協定 Article 1 に基づく詐欺行為で有罪判決を受けている。</p> <p>(k) 91/308/EEC of 10.6.1991 の Article 1 に基づくマネーロンダリング行為で有罪判決を受けている。</p>																		
経済・財務能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ Constructionline (英国政府による建設企業・コンサルタントの公的な資格審査システム) の登録番号を提供する。 ・ 共同企業体などの共同体として参加する場合は、個別の企業ごとに情報を提供する必要がある。 ・ Constructionline に未登録の場合は即座に発注者と連絡を取る。 ・ Constructionline の Notation (データに基づく標準契約価値) の基準値 <table border="0"> <tr> <td>一般土木</td> <td>£ 7,000,000</td> </tr> <tr> <td>道路舗装</td> <td>£ 2,460,000</td> </tr> <tr> <td>交通管理</td> <td>£ 3,760,000</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>£ 1,900,000</td> </tr> <tr> <td>安全防護柵</td> <td>£ 1,800,000</td> </tr> <tr> <td>電気関連</td> <td>£ 1,900,000</td> </tr> <tr> <td>電気防食</td> <td>£ 1,460,000</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修</td> <td>£ 2,800,000</td> </tr> <tr> <td>橋梁路面防水</td> <td>£ 530,000</td> </tr> </table>	一般土木	£ 7,000,000	道路舗装	£ 2,460,000	交通管理	£ 3,760,000	塗装	£ 1,900,000	安全防護柵	£ 1,800,000	電気関連	£ 1,900,000	電気防食	£ 1,460,000	コンクリート補修	£ 2,800,000	橋梁路面防水	£ 530,000
一般土木	£ 7,000,000																		
道路舗装	£ 2,460,000																		
交通管理	£ 3,760,000																		
塗装	£ 1,900,000																		
安全防護柵	£ 1,800,000																		
電気関連	£ 1,900,000																		
電気防食	£ 1,460,000																		
コンクリート補修	£ 2,800,000																		
橋梁路面防水	£ 530,000																		
技術力	<p>以下の資料を提供</p> <p>(a) 直接、共同企業体または技術提供のための正式な協力関係によって英国道路庁と契約する企業のリストと、それら企業から提供される技術サービスの説明</p> <p>(b) 競争参加者とその他前項でリストアップされた企業は、以下の基準に基づく技術的能力および過去 5 年間の経験を証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建設・設計・管理規則の下、主要受注者としての役割を果たす。(一般土木の企業のみ)に適用) 2) 発注者、広範囲のサプライチェーンおよびその他のサービス提供者などとの一体的チームとしての活動 3) 一般社会やステークホルダーの期待への対応、連携 4) 厳しい品質管理、予算管理およびコスト捕捉システムの運用 5) 発注者の問い合わせ、フィードバック等への迅速かつ正確な対応 6) 厳しいプログラム管理および時間予測プロセスの運用 7) ターゲットコストの提出 8) 環境方針の策定と順守 9) 地質工学の業務、調査実施 10) 建設工事の品質計画の順守 <p>(c) 競争参加企業および、技術力の項目でリストアップされた企業は、英国道路庁年間安全衛生評価証明書 2007/2008 を提出する。評価を受けていない企業は別紙の安全衛生の質問表に回答</p>																		

(3) 英国道路庁管理エリア7および10での道路事業（単一ロット）

① 事例概要

事例概要を表-40に示す。

表-40 事例概要

項目	内容
事例名	UK-Birmingham: surface work for highways
契約通知番号 / 特定通知番号	2009/S 146-213891 / 2009/S 228-326779
発注機関	英国道路庁
事業概要	主な実施場所：MAC エリア7および9および周辺地域。 対象事業：幹線道路の構造物工事，舗装・道路工事，維持修繕工事。
入札手続き	短期間制限手続き
支払い	・設計と法的手続き過程：時間精算と計画予算に基づく報奨金を伴う月払い ・施工段階：ターゲットコストに基づく報奨金を伴う実費の月払い
競争参加者	8者（ショートリスト）
企業数	4者（予定4者）
期間	1年間（+延長1年）
予想最大個別発注合計額	£ 250,000,000（税抜き）
個別発注規模	—
契約プロセス	契約通知 : 2009/7/29 関心表明提出期限 : 2009/8/10 競争参加者への招待 : 2009/8/17 企業特定 : 2009/10/27
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 価格と品質の配分は不明

本事例は英国道路庁管理エリア7および9ならびに周辺地域での道路の構造物工事，舗装・道路工事，維持修繕工事を対象としたものである。このフレームワーク合意方式は英国の中央政府機関，事業執行機関と関連公的主体，Midlands Highways Alliance (MHA) の提携メンバーである地方自治体などその他の行政機関も利用することができる。

② フレームワーク合意

フレームワーク企業は表-41の4者である。(2)の事例と共通する企業が見られる。エリア7および9のMAC受注者はフレームワーク企業となれない。

企業選定手続きは短期間制限手続きが採用された。基本的に制限手続きと同じ手続きであるが，契約までのプロセスを通常よりも短くできる。入札公告から関心表明までは約2週間，その後フレームワーク企業の決定まで約2.5ヶ月で行われている。

表-41 フレームワーク企業一覧

No.	フレームワーク企業
1	Balfour Beatty Civil Engineering Limited
2	Lafarge/Costain Joint Venture
3	Geoffrey Osborne/Aggregate Industries Joint Venture
4	Tarmac Limited

参加希望企業は発注担当者より入手する英国道路庁の標準書式を用いて必要情報を提出する。関心表明を企業の登録住所から提出する。共同企業体の構成員についても各企業の登録住所より、共同企業体の全ての企業を明確にした上で提出する。英国道路庁は入札案内送付後に、競争参加企業名を公開することがある。

フレームワーク企業リストは、市場やその他の関連事情を含めた全体を考慮して、関心表明者で最も高い評価値を得た企業により構成される。選定基準は最も経済的に有利な入札となっている。

契約通知より参加要件を表-42 にまとめた。

表-42 参加要件

項目	要件
企業の状態	(2) の事例に同じ。
経済・財務能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ Constructionline の登録番号を提供する。 ・ 共同企業体などの共同体として参加する場合は、個別の企業ごとに情報を提供する必要がある。 ・ Constructionline に未登録の場合は即座に発注者と連絡を取る。 ・ 本契約に関する Constructionline の Notation (データに基づく標準契約価値) の基準値: £10,000,000.
技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加企業は、英国道路庁年間安全衛生評価証明書 2007/2008 を提出する。評価を受けていない企業は以下の安全衛生に関する質問に回答する。 (i) どのように事故報告システムにヒヤリハットを含むか。 (ii) Constructionline に過去 3 年間に発生した事故が記載されている場合、同類の事故を防ぐために是正措置と教訓がどのように企業に展開されたかを示す証拠 (iii) 現場安全衛生がどのようにスタッフに伝えられ、また講習等が実施されているか。火元責任者の訓練では何を実施しているかの証拠 (iv) この工事に関連する典型的な危険を挙げる。どのように対策が実行され、どのように従業員に管理対策を伝えるかなどを含んだリスクアセスメントを含む。これらの危険への対策実施例を示す。 (v) どのように安全衛生方針の変更を従業員に伝えているか。 (vi) どの程度の頻度で (現場を除いた) 職場の安全衛生を監視しているか。 (vii) 公式な安全衛生方針の検査・監査方針を提供する。 (viii) どのようにしてスタッフとの面談を実施しているか。例) 安全責任者または同様の職員を通して行なう等。 (ix) 薬物・アルコールに関する方針があるか。もしあればそのコピーを提出する。 (x) 安全衛生法律の変更にどのように対応しているか。 (xi) どのように施設・設備の検査、メンテナンス、校正等を実施しているか。

(4) ワーウィックシャー州による幹線道路および橋梁に関する設計および/または工事（複数ロット）

① 事例概要

事例概要を表-43に示す。

表-43 事例概要

項目	内容
案件名	Framework Contract for The Provision of Engineering Construction Works
契約通知番号	2013/S 207-357934
発注者	ワーウィックシャー州
事業概要	ワーウィックシャー州および周辺エリアでの幹線道路・橋梁、農業施設、廃棄物管理施設および一般土木の設計および/または工事。
入札手続き	制限手続き
支払い	—
企業数	5つのロットで6者ずつ（予定）
期間	2年+延長最大2年
契約額最大額	£25,000,000（ワーウィックシャー州が4年間で発注する目安額）
個別発注規模	£200,000～3,000,000
契約プロセス	<第一段階> 契約通知 : 2013/10/24 質問締切 : 2013/11/20 PQQ 締切 : 2013/11/27 <第二段階> 入札案内送付 : 2013/12 *各ロット10者を予定 入札案内締切 : 2014/01 特定/非特定通知 : 2014/02 契約締結 : 2014/03
フレームワーク企業の評価基準	PQQでは競争参加希望企業の基本情報からコンプライアンス、財務能力、事業継続性、保険、安全衛生、資源、品質管理、社会的責任、業務経験といった項目ごとの質問に対する回答を評価・採点する。 採点項目は配点が大きい順に以下のとおりである。 ・業務経験（37点） ・安全衛生（25点） ・社会的責任（11点） ・人的資源（10点） ・仲裁・調停（8点） ・コンプライアンス、品質管理、事業継続性（各3点）

本事例は、幹線道路と橋梁に関する設計および/または工事を対象としたものであり、その他に以下の内容が含まれる。

- a) 家庭廃棄物・廃棄物リサイクル施設および廃棄物運搬施設を含めた廃棄物管理ための設計および/または工事
- b) 農業用施設および関連施設の設計および/または工事
- c) その他土木および土木構造物の設計および/または工事

業務項目と内容の分類を表-44にまとめる。

発注者はワーウィックシャー州であるが、個別発注については近隣の行政であるコベントリー市議会、ソリフル議会からも発注される可能性がある。

表-44 業務項目一覧

業務項目	業務内容				
	幹線道路	橋梁	廃棄物管理	農業用施設	一般土木・土木構造物
現場整理（取壊しを含む）	○	○	○	○	○
常設および仮設フェンス設置	○	○	○	○	○
交通制限	○	○	○		
排水および雨水軽減システム(Sustainable Urban Drainage System 含む)	○				○
維持管理用ダクト・関連ボックス	○	○	○	○	○
土工事	○	○	○	○	○
道路舗装工事	○				○
歩道・自転車専用路およびその他舗装路	○	○	○	○	○
縁石・側溝・縁石排水システムおよびその他舗装エリアの端部処理	○	○	○	○	○
標識および道路標示	○		○		
信号および交差点制御装置設置	○				
街灯設置	○		○		
レンガ・ブロック・石積み	○	○	○	○	○
外構および環境関連業務	○		○		○
排水システム（建造物の排水を含む）		○			
橋面舗装		○			
杭打ちおよび埋込み擁壁		○	○		
構造コンクリート		○	○	○	
構造鉄骨（防食処理を含む）		○	○	○	
既成コンクリート・鋼材設置		○	○	○	
コンクリート構造物の防水処理		○	○		
橋梁支承，伸縮装置および関連業務		○			
木構造物（歩道橋を含む）		○			
その他特別な構造物		○		○	
排水および雨水減衰システム（汚水・構造物用排水を含む）			○		
道路舗装（剛性舗装を含む）			○	○	
その他特別な構造物および専門的施設			○		
排水システム（汚水・構造物用排水を含む）				○	
外壁・床・屋根工事および構造と建物に関連する工事				○	
コンクリート基礎・構造物・建物の防水工事				○	
建物および外構部の照明設置				○	
ガス，電気，水道，通信などの設置				○	
幹線道路外の交通インフラ業務（バス停車場，駐車場，歩道，自転車道など）					○
洪水リスク管理業務					○
照明設置					○



図-17 実施地域¹⁸

② フレームワーク合意

フレームワークは業務の性質、金額、契約書で表-45 に示す5つのロットに分割され、ロットごとに企業選定が行われる。本事例では競争参加者は希望ロットをいくつでも選択できるが、ワーウィックシャー州は1企業に対して3ロットで以上契約しないとしている。

表-45 ロット一覧

ロット番号	業務内容	個別発注規模	契約書
1	通常の幹線道路と関連工事	0~£0.5M	NEC3 ECC Option A
2	通常の構造物とその他土木工事（農業施設と廃棄物リサイクル管理工事を含む）		
3	大規模な幹線道路、構造物とその他土木工事（農業施設と廃棄物リサイクル管理	£0.5M~ £3.0M	
4	工事を含む）	£3.0M~	
5	一般の幹線道路工事、構造物建設とその他土木工事（農業施設と廃棄物管理現場業務を含む）	0~£0.2M	NEC3 ECSC

期間は2年間であり、ワーウィックシャー州の判断により最長24ヶ月延長できる。

企業選定は制限手続きにより行われ、第一段階である事前資格審査質問票（PQQ）への回答によりPQQスコアが算出され、選定された10者が招待を受けて競争を行う第二段階に進む。PQQスコアが60点以下の参加者は招待されない。第二段階には最大10者を招待することを予定しているが、10位の企業と次点の企業の差がわずかで無視できる場合、10者以上となる可能性がある。

PQQの質問項目の分類と評価方法は表-46の通りである。質問項目はその性質により基本情報（I）、必須質問（M）および点数化される質問（S）の3つに分類され、それぞれで評価方法が定められている。質問内容を表-47から表-49に示す。質問項目番号は3つの性質と関連がないため、性質ごとに分類すると項目番号は連続しない。

¹⁸ 出典：West Midlands Fire Service HP (<https://www.wmfs.net/content/your-fire-service>)

表-46 質問項目の分類と評価方法

質問項目	概要	評価方法
基本情報 (I)	参加者の基本情報	評価対象外
必須質問 (M)	「点数化される質問」に先立って評価	「合格/不合格」評価 不合格が1つでもあれば失格
点数化される質問 (S)	特定の要件に参加者がどれだけ合致しているかを評価	以下の方法で評点され、項目に応じた重み付けが乗じられる。 <通常の質問> 2点：要件を上回る 1点：要件を満たす 0点：要件を満たしていない/質問に答えていない <Yes/Noによる回答の質問> 2点：要件を満たす 0点：要件を満たしていない/質問に答えていない

表-47 基本情報 (I) の質問内容

項目	質問内容
1	参加者情報
4.1	財務能力
4.2	
4.6	
5.2	保険
6.1	資源
9.12	安全衛生
10.5	社会的責任
10.6	
11.2	業務経験と資料

表-48 必須質問 (M) の質問内容

項目	内容
2.1	契約
3.1~3.3	コンプライアンス
4.3~4.5	財務能力
5.1	保険
9.13	安全衛生
10.7	社会的責任

表-49 点数化される質問 (S) の質問内容と配点

項目	内容	配点	
2.2	契約	過去3年間に公式な紛争に関わったことがあるか.	8
3.4	コンプライアンス	過去3年間の違約金や契約不履行, 契約早期終了の経歴の有無, 公的機関による調査の対象となったことがあるか, などといった契約履行に関して.	3
6.2	資源	業務中の現場における従業員のトレーニング方法	4
6.3		適切な下請け企業を選定するための手法	6
7.1	品質管理	公式な文書化された品質管理システムの有無, 外部機関の証明書を持っている場合, その詳細.	2
7.2		認められた産業組合の公認である, もしくはそのメンバーであるか.	1
8.1	事業継続性	文書化された事業継続性管理が実施されているか.	1
8.2		事業継続性は最低でも年に一回の検査がされているか.	1
8.3		過去3年間で業務停止を経験したことがあるか.	1
9.1	安全衛生	外部機関による安全衛生の認証証明の有無.	2
9.2		過去5年間に安全衛生法の違反で通知もしくは起訴されたことがあるか.	3
9.3		公式で最新の安全衛生政策/声明文(3年以内に署名された)を持っているか.	2
9.4		安全衛生方針の提出の有無.	2
9.5		安全衛生の責任を示した組織図.	2
9.6		従業員の安全衛生研修プログラムの有無.	2
9.7		包括的なリスクアセスメントを定期的に更新しているか.	2
9.8		事故報告システムの有無.	2
9.9		過去5年間におこった事故の内容.	3
9.10		下請け企業が適した安全衛生方針を持っていること, 業務遂行能力の有無の確認手法. 下請け企業の安全衛生に関する適性の管理手法.	3
9.11		下請け企業の安全衛生に関する管理手法の証明.	2
10.1	社会的責任	提供できる社会的利益.	2
10.2		過去3年間の環境マネジメントに関する違反の有無.	1
10.3		環境事項の管理方針/手法の有無.	2
10.4		環境マネジメントシステムの有無.	1
10.8		過去3年間に, 平等・人権委員会によって公式な調査の対象となったことがあるか	1
10.9		過去3年間に, いずれかの裁判所または労働裁判所による違法差別の指摘の有無.	1
10.10		過去3年間に, 差別・ハラスメントの禁止令または, 平等な機会に関する条項を順守できなかったために契約終了となった経歴.	1
10.11		平等な機会に関する政策の有無.	1
10.12	定期的にその政策・手法を見直しているか.	1	
11.1	業務経験と資料	過去5年間の, 幹線道路工事, 幹線道路構造工事および農業施設の業務経験.	28
11.3		発注者との関係の管理(紛争や不都合に関する対応法)手法.	2
11.4		2つの参照書類を提出する. 2つのうち1つは11.2でYesと答えた場合, 1つは発注者が出したものであるべき.	7
		合計	100

2.5. 欧州委員会による評価

2011年3月、欧州委員会は『欧州における公共調達：コストと有効性（Public Procurement in Europe: Cost and Effectiveness）』⁽⁴⁰⁾という調査報告書を発行している。調査ではEUの公共調達の実績を対象とし、公共調達全般の特徴を整理するとともに、入札準備から契約に至るまでの契約手続きの労力や運営コストに対する評価・分析を行っている。

調査は2006年～2010年にTEDの特定通知に掲載された案件の発注者や競争参加者7,300者に対するアンケート調査と、発注者を対象とした150件のインタビュー調査から構成される。ここでは、EUにおいて採用が増加しているフレームワーク合意方式を調達における特別手法の1つとして取り上げ、この現状や特徴を一般的な調達手法との違いに留意して整理している。

報告書によるフレームワーク方式の契約手続きにかかる労力と運営コストに対する評価は以下の通りである。

- ・ フレームワーク合意方式による契約手続きにかかる労力は、一般的な調達手法に対して発注機関で75%、受注者で83%と低く、効率的な調達手法である。この節約の要因は個別発注によるものであり、個別発注の入札で管理要素の大部分が不要となるため得られる。フレームワーク合意方式を採用する発注機関の大部分が、この労力削減を重要視している。
- ・ フレームワーク合意方式の契約額に対する運営コストの比率は2.0%（全ての契約手法の平均値は1.4%）と様々な契約手法の中で最も高い値となっている。この理由として、個別発注は一般的に規模が小さく、契約規模と運営コストにはほとんど相関が見られないため、相対的に運営コストの割合が大きくなる。

発注機関に対するアンケート結果について、報告書では以下の通りまとめられている。

- ・ 発注機関が契約手続きコストに関する意識が高く、調達手続きの効率性に対しても同様に重要視している事が分かった。このことは、フレームワーク合意の期間中の手続きコストが他の方式よりも低いとの調査結果に合致するものである。ただし、コスト削減は期間内の個別発注の回数に左右される。

一方、発注機関から見たフレームワーク合意方式の課題は、

報告書において以下の通り整理されている。

- ・ コスト削減効果は発現していて、これはアンケート結果とも一致する。発注機関とフレームワーク企業との信頼関係の強化は契約手続きコストの削減につながる事が挙げられた一方で、両者のなれ合いが非効率の原因となるという意見もあった。
- ・ 競争面についての懸念事項として以下の3つが挙げられた。
 - ① フレームワーク合意での競争関係は時間とともに衰える。簡易競争に勝てない企業がモチベーションを失い、次第にフレームワーク合意内の競争が減少するため。
 - ② フレームワーク合意から除外された企業、特に中小企業に対する市場からの締め出し。
 - ③ 継続的なフレームワークが再度合意される際、参加要件の設定などにより新たな企業が入らず既存企業のみで再合意となる事が多い。
- ・ 国力の大きな国でフレームワーク合意方式の採用が多い。フレームワーク合意方式の採用の少ない国は、フレームワーク合意に関する計画・管理に対する一定の能力が必要となる。
- ・ フレームワーク合意の非競争的な側面は入念な管理により軽減することができるが、これには発注機関のリソースと経験が必要となる。

企業に対するアンケート調査は、報告書で以下の通り記載されている。

- ・ 一般的な契約に対してフレームワーク合意方式から得られる契約手続きコストの削減に関する理解・意識は低く、また契約の効率性も特に認識していない。フレームワーク企業選定の公平性や透明性についても発注者と比較して認識は低く、特に企業側ではフレームワーク合意方式の契約の透明性については一般的な調達手法よりも低いとしている。
- ・ 企業ではフレームワーク合意方式が一般的な調達手法よりも競争が激しいと認識している一方で、個別発注の際の受注者選定に対する透明性の確保については発注者側の意識と大きな差があり、透明性が低い。

2.6. まとめ

フレームワーク合意方式について段階（計画・準備、フレームワーク合意、個別発注）ごとに整理し、概要を図-18にまとめる。

(1) 計画・準備

フレームワーク合意方式はEU指令およびPCRに規定されるが、調達内容、規模等により採用を限定するような条件は記載されていない。期間中の全ての個別契約合計による予想額がEU基準額を超える場合は、通常の契約と同様にEU指令およびPCRに規定される手続きに従う。以上よりフレームワーク合意方式の適用の自由度は通常の契約と同等であり、さらに個別発注では契約手続きの簡略化とコスト削減を実現することができる。

また英国では、複数発注機関による共同発注を推奨している。これは発注におけるスケールメリットの発揮および発注手続きの負担減によりコスト低減を図ることが目的である。既成品等の物品調達を対象とした場合、その効果が最大限に発揮されることが想像されるが、工事の調達でもこの取組みが行われている。ただしその場合は、フレームワークを利用する可能性のある発注機関または発注機関を認識可能な分類名を契約通知に記載する必要がある。

個別発注の規模、工種、実施地域、対象によりフレームワークを複数のロットに分割し、それぞれのロット内で企業と合意する事例が見られた。欧州委員会による解説では、ロット分割が中小企業の公共調達への参加促進のための装置になるとあり、フレームワークが中小企業活用のためにも用いられていると考えられる。

工事分野のフレームワーク合意方式は建築が大部分を占め、道路事業や河川事業といった土木分野への適用は少ない。発注機関は地方自治体や公営企業が多い。工事の内容については概要の記載内容の他、図面、仕様書により類推することができる。通常、見積りは基本的な作業項目と人件費単価等、少ない項目で構成されている。

(2) フレームワーク合意

フレームワーク合意方式の契約通知には、①予定フレームワーク企業数、②期間、③個別発注の予想合計額とロット分割、④企業選定手法、フレームワークを利用する発注機関、個別発注の概要、個別発注の方法等が明示される。

以下①～④について補足する。

① 予定フレームワーク企業数

フレームワーク合意方式では1つの契約通知で複数者と合意を結ぶ形態および単一者のみと合意を結ぶ形態の両方を認めており、単一者の場合に対して制約を行っていない。いずれにするかは市場における供給者の数を考慮し、VFMを最大化させるよう決定されていると考えられる。複数者の場合は、選定条件を満たす企業または入札が十分に認められる場合、2006年版のPCRでは3者以上と合意することが義務付けられていたが、2015年版ではなくなった。適用状況では3～6者の案件がほとんどであった。

② 期間

フレームワークの期間について最長で原則4年間と規定されている。事例を見ると4年間のものが多く、これには基本年度を4年とするものと、基本年度を2年もしくは3年とし、残りを追加契約として扱うものに分けられる。正当化理由を付して4年を超える期間を設定している案件も見られた。

③ 個別発注の予想合計額とロット分割

予想個別発注合計額は案件ごとに大きく異なるが、£1,000万以下の案件が半数以上を占める。地方自治体による発注の場合、比較的規模が小さくなり、さらに案件をロットに分割することでロットあたりの規模が小さくなる。一方、個別発注の規模については幅を持って提示されるか、明示しない案件も多い。ロット分割が個別発注の規模による場合は、個別発注1件あたりの範囲が明示される。

④ 企業選定手法

入札の手続きでは事前資格審査(PQ)を経てショートリストを作成する制限手続きの採用が多く、これはフレームワーク合意方式に限らず英国全体の調達手法の特徴である。契約通知から契約までに要する期間は、短いものでは2ヶ月程度、長いもので12ヶ月以上の期間を費やしている。制限手続きに比べ、入札手続きが一段階で実施される公開手続きは、一般的に手続き期間が短い。

制限手続きの第一段階では事前資格審査で企業の基本情報（保険を含む法務、財務、安全衛生）および技術力（品質管理、過去実績の有無、担当者資格等）について評価を受け、ここで基準を満たした企業の中から規定数の上位企業が指名されショートリストが作成される。

会社の基本情報（法務（保険含む）、財務、安全衛生）の評価は合格/不合格で、技術力（品質管理、過去実績、担当者資格、安全衛生等）については点数付け（1～5点等）を行

う例が確認された。基本情報に1つでも不合格があると失格となる。通常この段階では価格に関する提出物はない。ショートリストに残った参加者は第二段階に進み、発注者から入札案内の交付を受ける。

一方公開手続きでは、関心のある企業全てが公示とともに入札案内を入手し、入札に参加することができる。競争参加者は基本情報、技術力、モデル工事の単価表を使用した価格提案等を同時に提出する。

一部の案件では選定基準に最低価格を用いているが、大部分の案件で価格と品質を組み合わせた最も経済的に有利な入札を採用している。価格と品質の割合が示される場合があるが、その割合は案件ごとに様々である。価格の評価ではモデル工事の価格表を提出する事例があった。

(3) 個別発注

個別発注では、EU 指令や PCR に準じる必要がなく、簡易競争か随意契約かのいずれかによることとされている。随意契約は例外扱いではなく、通常の手法の1つに位置づけられているが、以下の点についてフレームワーク合意の調達時にあらかじめ明示しておく必要がある。

- ・ 競争を行わずに随意契約できる状況
- ・ 受注者どのように特定するか
- ・ 第一の提供者が要求事項を満たさない場合、次の契約候補者をどのように選定するか

随意契約の際の受注者の特定方法として、フレームワーク合意時の評価により決定した企業の順位により、高順位の企業から連絡し、最初に合意した企業を受注者とする方法が欧州委員会による解説に紹介されている。

簡易競争を行う場合、この対象は必ずしもグループ全員を対象とする必要はない。前述の解説では、提出するのは価格提案のみで、通常企業の技術力や財務状況といった内容はフレームワーク合意の時点で評価されるものであり、個別発注段階で評価されるべきものではないとしている。

1つのフレームワークで、随意契約と簡易競争を併用する場合もあり、この場合、調達方法選択の基準は事前に明確にし、フレームワークの調達の書類に記載しておく必要がある。事例では小規模案件および緊急性を要する案件で随意契約を、その他の案件で簡易競争を採用していた。

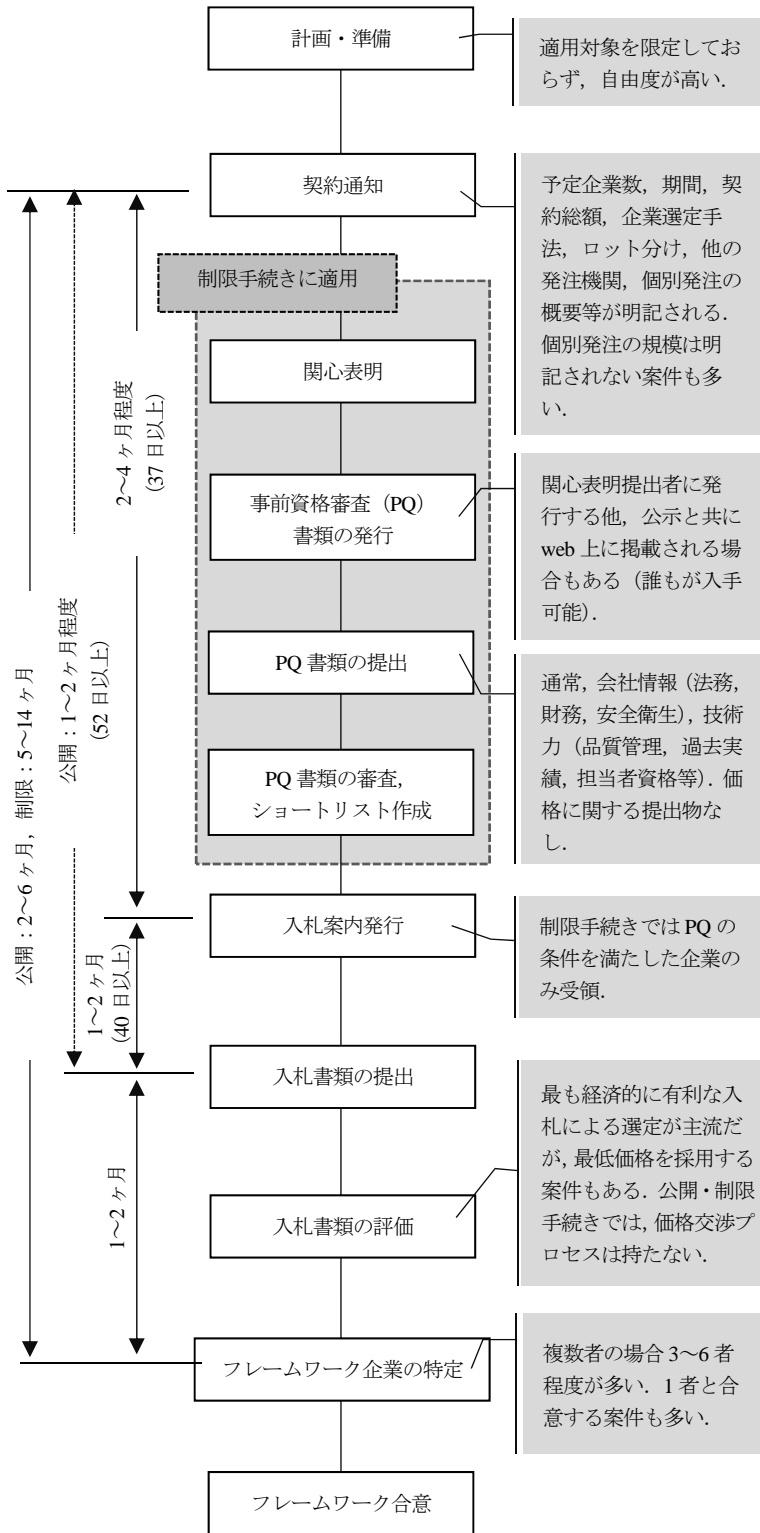
なお個別発注は政府の公示調達サイトにも情報が公開提示されない。これは個別発注の条件や内容はフレームワークの合意内容に準じているものであり、フレームワークの合意

段階で公告することでこの義務を果たしているとの考えによるものである。今回の調査でも個別発注に関する案件情報の掲載は1件も確認することができなかった。

個別発注は一般的な事業と比較して小規模で発注される傾向がある。実施状況での個別発注の予定発注規模は、上限で£10万としているものが半数以上であった。

個別発注では企業の技術力や品質に関する要素の評価を行わないために、発注機関およびフレームワーク企業の双方で手続きに係る労力削減メリットが享受される。フレームワークを採用する発注者側もこのメリットを意識して採用していると考えられる。ただしフレームワークの合意時点でも通常の手続きに必要なコストが生じており、フレームワークの期間全体でコストを削減できるか否かは、個別発注の発注件数によるものとなる。また個別発注の発注規模は総じて小さく、契約額に対する金銭的運営コスト比率は全ての契約手法に比べ割高となっている。

<フレームワーク合意>



<個別発注>

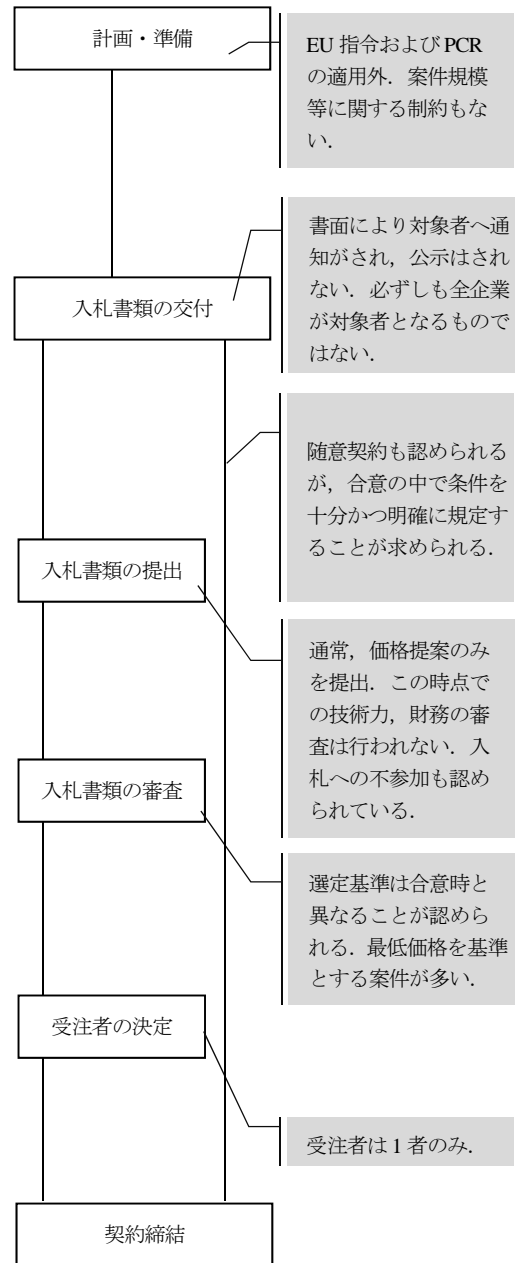


図-18 フレームワーク合意方式の概要

3. 米国の数量未確定契約方式

3.1. 概要と導入の経緯

(1) 概要

数量未確定契約（Indefinite-Delivery Indefinite-Quantity Contracts, 一般に ID/IQ または IDIQ と称される）は、連邦調達規則に規定された「調達時期、数量ともに未確定で包括的な契約を締結するもの」であり、陸軍工兵隊（治水施設等）や連邦道路庁においても用いられている。

数量未確定契約は、英国のフレームワーク合意方式と同様に、基本契約（第一段階）とこれに基づく個別発注（タスクオーダー、第二段階）に区分され、基本契約の入札案内書では、基本契約と個別発注の最大、最小の数量（総額）が示さ

れる。選定基準は、基本契約が価格と品質の総合評価、個別発注では最低価格が多く用いられている。また、入札案内書において、初回個別発注の見積り表を提示し、競争参加者からの価格提案により、基本契約者の特定と同時に初回個別発注の受注者を特定するケースが多くみられる。契約期間は5年間が多く、当初の基本契約期間に加え、追加で期間延長を行うことが多い。

数量未確定契約は、調達に係る時間短縮と競争関係を両立することを目的として、過去の契約を活用するとの発想に基づき、連邦調達庁（General Services Administration）が物品やサービスを調達に採用することから始まったものである。

数量未確定契約方式の概要を図-19に示す。

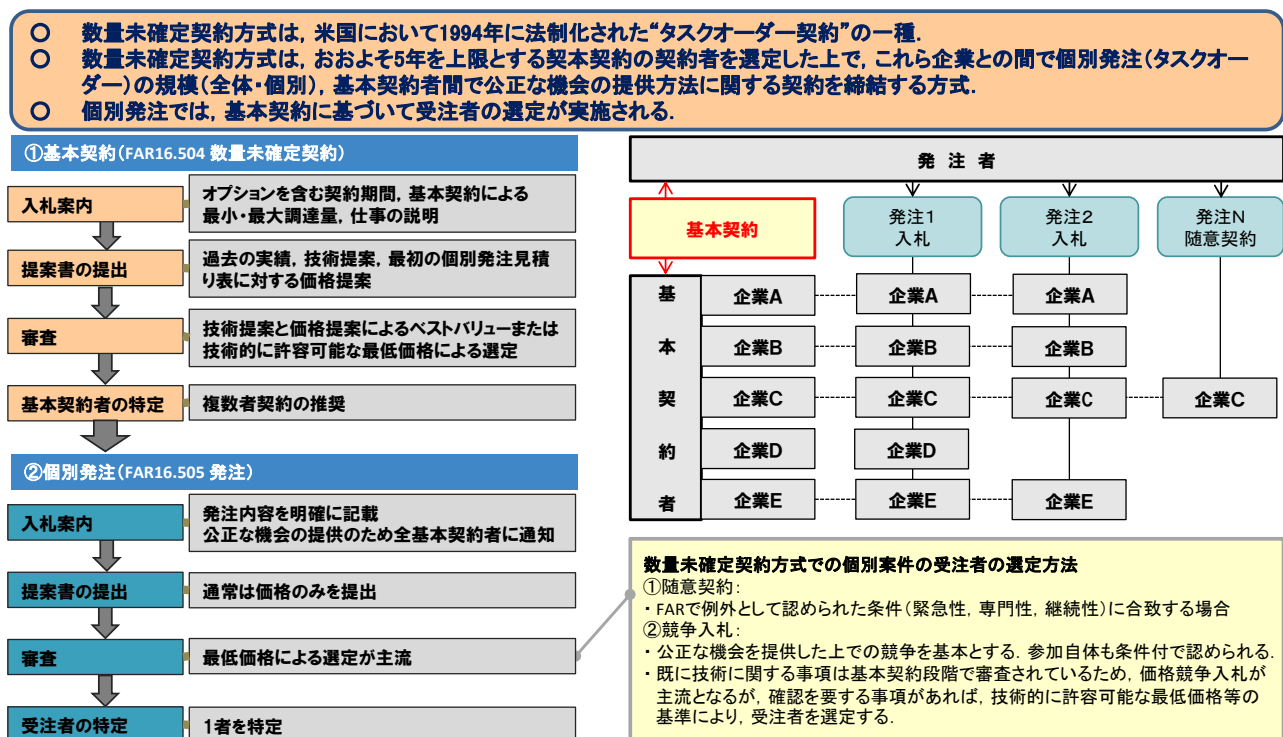


図-19 数量未確定契約方式の概要

(2) 導入の経緯

米国大統領行政府の連邦調達政策局（OFPP: Office of Federal Procurement Policy）の資料⁽¹¹⁾によると、1994年の連邦調達合理化法（Federal Acquisition Streamlining Act, 以下「FASA」という）で、可能な限り複数者契約を推奨するタスクオーダー契約およびデリバリーオーダー契約（以下「タスク・デリバリーオーダー契約」という）が法制化された。FASAでのタスク・デリバリーオーダー契約の定義は、デリバリーオーダー契約で「物品」を示す単語が異なる以外は、後の連邦調達規則での定義と同じである。

法制化以前は、

- ・個別要求ごとの再競争と契約締結による遅れ
- ・複数者契約締結に関する法的問題

を回避するために単一者とのタスク・デリバリーオーダー契約が用いられていたが、価格の安定や受注者の能力に課題があった。1993年、諮問機関は連邦議会に対し、各発注機関が複数者とタスク・デリバリーオーダー契約を自由に締結できない場合、調達が不必要に遅れると結論づけ、これら契約を法制化することを提言した。

一方の連邦議会も、発注機関に柔軟な契約手法を付与しない限り、大規模な調達改革が実現しないことを認識していた。したがって発注機関が既に実施していたタスク・デリバリーオーダー契約を法制化し、複数者契約を通常の手法として確立することにより、競争性を確保しつつ発注機関内部での需要の発生から調達までの時間の短縮できる調達手法の一つとして明確に位置づけられた。

FASAでのタスク・デリバリーオーダー契約の主な内容は表-50のとおりである。

表-50 タスク・デリバリーオーダー契約の主な内容

- ・政府の要求する物品またはサービスをおおまかに表現する広範な業務説明書の使用を認める。
- ・個々の発注時に公告を必須としないことを認める。
- ・個々の発注に対する抗議は、範囲、期間または最大契約額の増加に関するものを除き認めない。
- ・\$2,500以上の発注は全ての基本契約者に公正な機会を与えることを必須とする。

3.2. 関連規定

(1) 連邦調達規則

米国の連邦政府機関の調達手続きは、連邦規則集（CFR: Code of Federal Regulation）Title 48のChapter1, 連邦調達規則（FAR: Federal Acquisition Regulation, 以下「FAR」という）にまとめられている。

第16部「契約の種類」の第16.5章で「未確定調達契約」について規定されている。第16.5章の構成は表-51のとおりである。以下、第16.5章の構成に従い、FARの内容を抜粋し整理する⁽¹²⁾。

表-51 第16.5章の構成

第16.5章 未確定調達契約 (Indefinite delivery contracts)
16.500 本章の範囲
16.501-1 定義
16.501-2 総則
16.502 数量確定契約 (Definite-quantity contracts)
16.503 要求契約 (Requirement contracts)
16.504 数量未確定契約 (Indefinite-quantity contracts)
16.505 発注 (Ordering)
16.506 入札案内書および契約書の条項

① 本章の範囲 [16.500]

本章では、数量未確定契約が複数者契約を推奨し、基本契約締結後の個々の発注時は、契約担当官の広範な裁量の行使により第6部「競争要件」の適用外となる。ただし競争要件が適用されない前提として、以下のいずれかの場合に適合する必要がある。[6.001 (e) 参照]

1. 基本契約が第6.1章「完全公開競争」または第6.2章「制限競争」を経て締結され、全ての受注者が発注に含まれる要求に対して実際の競争をした場合
2. 基本契約が第6.3章「競争以外」を経て締結され、必要な説明と承認が発注に含まれる要求を十分に含んでいる場合

また複数者契約の推奨は、第36.6章に規定される建築・エンジニアリングサービスの調達には適用されない。

② 定義、総則 [16.501-1]

タスク・デリバリーオーダー契約はそれぞれ表-52のとおり定義されている。

表-52 タスク・デリバリーオーダー契約の定義

<p><u>タスクオーダー契約</u>： サービス調達契約で、決められたサービスの量を調達しないまたは明示しない（最大または最小量を除く）もので、契約期間中にサービスの発注が行われるもの。</p> <p><u>デリバリーオーダー契約</u>： 物品調達契約で、決められた物品の量を調達しないまたは明示しない（最大または最小量を除く）もので、契約期間中に物品の発注が行われるもの。</p>

③ 総則 [16.501-2]

未確定調達契約は「契約時には正確な時期および／または数量が不明な物品および／またはサービスの調達のために適切なタイプが用いられる」とされ、3種類の契約を規定している。このうちタスク・デリバリーオーダー契約に該当するのは、要求契約と数量未確定契約である。前者は単一者との契約であるが、後者では複数者との契約が推奨される。

④ 数量未確定契約 [16.504]

数量未確定契約に関する内容の抜粋を表-53～表-57に示す。複数者契約が推奨される一方で、例外的に単一者契約が認められる要件が示されている。

なお、\$1億300万を超える基本契約は、特定の要件に合致し、契約機関の長が書面による決定を行わない限り、単一者契約で実施できない [(c) (1) (ii) (D)参照]。助言・補助サービス契約については、3年かつ\$1,250万を越える場合は原則、複数者契約としなければならない [(c) (2) (i)参照]。

表-53 数量未確定契約の説明および適用 (抜粋)

<p>(a) 説明：数量未確定契約は定められた期間に、明記された限度内で未確定量の物品やサービスを提供する。政府は個々の要求に応じて発注する。限度量を数量またはドル価値で表示できる。</p> <p>(1) 物品またはサービスの示された最低量について政府が発注し、受注者が供給することを契約書は要求しなければならない。さらに、もし発注があれば、受注者は記載された最大量以内で、いかなる追加の供給もしなければならない。契約担当官は市場の調査、同種の物品やサービスの直近の契約の傾向、またはその他の適切な根拠により合理的な最大量を設定しなければならない。</p> <p>(b) 適用：契約担当官は、数量未確定契約を政府がその最小量を除いて、政府が契約期間中に発注する明確な発注量が予測できない時（中略）に利用する。契約担当官は要求が繰り返し見込まれる場合に利用する。</p>
--

表-54 入札案内書・契約書の記載事項 (抜粋)

<p>(a) (4) 数量未確定の入札案内書と契約書では</p> <p>(i) 期間延長の回数および政府が延長する可能性のある期間を含んだ契約期間を記載する。</p> <p>(ii) 基本契約による物品・サービスの最小・最大量を記載する。</p> <p>(iii) 提案者が提案を提出するか判断できるよう、政府が調達する物品・サービスの範囲、複雑さおよび目的を合理的に説明した仕事の説明書、仕様または他の説明を含める。</p> <p>(iv) 発注時の受注者への通知方法を含め、発注時の手続きについて記す。複数者契約とする場合、公正な機会を提供するための手続きと選定基準について記載する。</p>
--

表-55 複数者契約の推奨 (抜粋)

<p>(c) 複数者契約の推奨— (1) 調達の計画</p> <p>(i) (c) (2) で規定される助言・補助サービスの数量未確定契約を除き、契約担当官は最大限実行可能な限り、同種または類似の物品やサービスについて1つの入札案内により、2者以上を契約の相手方として特定し、数量未確定契約が複数者契約となるように努めなければならない。</p>
--

表-56 基本契約者数決定時の検討事項 (抜粋)

<p>(c) (1) (ii) (A) (前略) 契約担当官は契約相手の数を決定する際に、以下の事項を検討しなければならない。</p> <p>(1) 契約が要求する範囲と複雑さ</p> <p>(2) 予想される個別発注の期間と頻度</p> <p>(3) 予測される個別発注の履行のために、基本契約者が保有すべき様々なリソースの組合せ</p> <p>(4) 契約期間を通して基本契約者同士が競争性を保持し続けること</p>
--

表-57 単一者契約が認められる要件 (抜粋)

<p>(c) (1) (ii) (B) 契約担当官は以下の場合に複数者契約を使用してはいけない。</p> <p>(1) サービスが特に特徴的または専門的で、要求されるレベルでのサービスの提供が一者しかできない場合</p> <p>(2) 契約担当官の市場についての知識から、単一者契約にすれば価格を含むより良い契約条件が得られる場合</p> <p>(3) 複数者契約の運営費が複数者契約締結による利益を上回る場合</p> <p>(4) 予定される個別発注が一体的に関連していて、合理的に一者だけが履行できる場合</p> <p>(5) 契約金額総額の積算が簡易調達基準額より低い場合</p> <p>(6) 複数者契約が政府にとっての最善策ではない場合</p>

⑤ 個別発注 [16.505]

基本契約に基づく個別発注の概要の抜粋を表-58に示す。

表-58 個別発注の概要 (抜粋)

<p>(a) 概要</p> <p>(2) 個々の発注では、完全にコストまたは価格が設定されるよう全てのサービスまたは物品を明確に記す。発注は契約書に記された範囲内で、実施時期内に行われ、そして最大額以内でなければならない。</p> <p>(6) 契約書に明記されたいかなる方法で発注してもよい。</p> <p>(7) 未確定調達契約に基づく発注には以下の情報を含めなければならない。</p> <p>(i) 発注日</p> <p>(ii) 契約番号と発注番号</p> <p>(iii) 物品とサービスについては契約項目番号と説明、数量と単価または予定される価格またはフィー</p> <p>(iv) 配達または実施予定日</p> <p>(v) 配達または実施場所 (受取人を含む)</p> <p>(10) (i) 基本契約に基づく発注に関し、抗議は認められない。ただし以下の(A)(B)の場合を除く。</p> <p>(A) 発注により契約の範囲、期間もしくは最大契約額が増加することについての抗議</p> <p>(B) \$1,000 万を超える発注への抗議は、会計監査院にのみ提出できる。</p>

続いて (b) では、公正な機会の確保について規定されている。主な規定を表-59に示す。発注では原則として第6部「競争要件」と節15.3「受注者選定」に関する方針は適用されない。

表-59 公正な機会の主な規定 (抜粋)

<p>(b) 複数者の基本契約に基づく発注 - (1) 公正な機会</p> <p>(i) 複数者による基本契約において、\$3,000 を超える発注では、発注担当官は (b) (2) の例外規定を除き、公正な機会を提供しなければならない。</p> <p>(ii) 契約担当官は、発注手続きの決定について広範な裁量行使することができる。第6部「競争要件」と第15.3章「受注者選定」に関する方針は発注プロセスには適用されない。ただし契約担当官は、以下のことを実施しなければならない。</p> <p>(A) 各受注者に対して公正な機会を提供し、要求およびその他の側面を反映できる発注手続きを決定する。</p> <p>(B) 公正な機会とならない手法 (好ましい基本契約者への割り当てや指名) は使わない。</p> <p>(C) それぞれの調達ごとに最適な手続きを設定する。</p>
--

<p>(D) 手続きを入札案内書や契約書に記載する。</p> <p>(E) それぞれの発注で価格・コストを選定の1つの要素として考慮する。</p> <p>(iii) 簡易調達基準額を超える発注</p> <p>(A) 簡易調達基準額を超える発注では原則、次の (B) の規定に従い、競争に基づいて発注されなければならない。</p> <p>(B) (1) 契約担当官は、調達の意思表示を公平に通知する。これには物品・サービスの明確な説明、受注者の選定基準を含む。</p> <p>(2) 通知に応じる全ての基本契約者に提案を出す公正な機会が与えられ、提案が公正に検討される。</p> <p>(iv) \$500 万を超える発注。</p> <p>\$500 万を超える発注は、全ての基本契約者に公正な機会を与えるため、要求事項は最低でも以下の項目を含むものとする。</p> <p>(A) 発注機関の要求事項が明確に記されている通知</p> <p>(B) 適切な対応の期間</p> <p>(C) 発注機関が提案を評価する際に考慮すると考えられる、コスト・価格を含む重要な要素、副要素とそれらの相対的な重要性の開示</p> <p>(D) 受注者の決定が総合評価に基づいて行われる場合は、選考基準と品質と価格要素の配分を明記した書面</p> <p>(E) 受注者決定後の説明の機会</p>

随意契約を適用する公正な機会の例外については表-60のとおりである。\$3,000 以上の発注で (A) ~ (F) で6つ要件が挙げられ、これら要件を用いた場合は正当化理由を文書化し、承認を得て、その情報を公表しなければならない。承認者は、発注の規模により表-61のように規定されている。

表-60 公正な機会の例外 (抜粋)

<p>(b) (2) (i)</p> <p>契約担当官は\$3,000 を超える個別発注では、以下の法令による例外を除き、全ての受注者に対して公正な機会を提供しなければならない。</p> <p>(A) 発注機関が物品・サービスを早急に必要とし、公正な機会を確保すれば容認できない遅れとなる場合</p> <p>(B) 物品またはサービスが特有または高度に専門的であるため、必要な品質レベルで履行できる基本契約者が1者のみの場合</p> <p>(C) 同一の基本契約での実質的な継続発注であり、もし最初の発注時に全基本契約者が公正な機会を与えられていたならば、経済性と効率性を考慮すると随意契約としなければならない場合</p> <p>(D) 最低補償額確保のため、発注を行う必要がある場合</p>
--

- (E) 簡易調達基準額を超える発注で、法律が明確に特定の提供者より調達することを認可、または要求している場合
- (F) 公共法典 111-240 のセクション 1331 に従い、契約担当官の裁量により、小規模企業のために発注を確保する場合
- (ii) 公正な機会の例外を正当化する場合は、書面で記録しなければならない。

表-61 承認者 [(b) (2) (ii) (C)]

発注規模(\$)	承認者
～15万(簡易調達)	—
15万～65万	発注担当官
65万～1,250万	競争促進官、または\$1,250万を超える発注規模の場合と同じ
1,250万～6,250万 (国防総省等は～\$8,550万)	発注部門の長または軍人であれば将官以上、文官であれば職位がGS-15相当より上位者
6,250万～ (国防総省等は\$8,550万～)	発注機関連上級調達官または国防総省次官(調達担当)

発注に対する抗議は、一部を除いて制限されているが、表-62 のとおり公正な機会の確保を確認する監察官を配置することを規定している。

表-62 監察官の配置

[(b) (8)]

監察官。発注機関の長は監察官を任命する。監察官は受注者からの苦情を審査し、彼らが契約書の手続きに則って、公正な機会を与えられているかを確認する。監察官は契約担当官から独立している上級担当官で、発注機関の競争促進官であっても良い。

⑥ 入札案内と契約の条項 [16.506]

入札案内書と契約書に記載されるべき各条項(発注、数量未確定契約、単一者または複数者契約)の具体例を提示している。それらを表-63～表-65 に示す。

表-63 入札案内と契約の条項 (1)

- 52.216-18 発注
- (a) この契約に基づいて調達されるいかなる物品やサービスは個別発注の発行に伴って発注されなければならない。
 - (b) いかなる個別発注はこの基本契約の契約条件に従う。もし個別発注とこの基本契約に矛盾がある場合は、基本契約が優先される。
 - (c) 政府が個別発注を郵送した場合、発注されたと見なされ

る。スケジュールで認められた場合のみ、口頭、ファックスまたは電子商取引方法にて発注してもよい。

表-64 入札案内と契約の条項 (2)

- 52.216-22 数量未確定契約
- (a) これは特定の物品やサービスのための数量未確定契約である。基本契約はスケジュールに示された期間で有効である。スケジュールに記載された物品やサービスの量は単に予測値であり、この基本契約では調達はされない。
 - (b) 発注の条項に従い、承認された発注によって物品の配達やサービスの実施がなされる。受注者は政府に対して発注があれば、スケジュールで“最大量”とされた数量まで、指定された物品やサービスを提供する。
 - (c) 発注制限条項またはスケジュールに制限がある場合を除き、発行される注文の数に限度はない。政府は複数の配達先を必要とする物品、または複数の実施場所を必要とするサービスを発注することができる。
 - (d) この基本契約の有効期間内に出され、かつ未完了のいかなる発注は、発注にて指定された期限内に受注者によって完了されなければならない。基本契約はそのような発注に関して、あたかも有効期間内に完了したのと同様に受注者と政府の権利と義務を定める。もし受注者は基本契約において〇〇(日付を記載)以降はいかなる配達義務がないならばその限りでない。

表-65 入札案内と契約の条項 (3)

- 52.216-27 単一者または複数者契約
- 政府はこの提案要求書に基づき、同一または同様の物品もしくはサービスについて、単一者との個別発注契約または2者以上の複数者との個別発注契約の締結を選択することができる。

⑦ その他の関連条項

契約期間について、第17部「特別な契約手法」の第17.2章「期間延長」は、建設工事には必ずしも適用されないが適用を排除されないという前提の基、基本契約期間と延長期間の合計は5年を越えてはならないと規定している[17.204(e)参照]。追加により期間を延長する可能性がある場合は入札案内書と契約書に表-66の条項を記載する必要がある[17.208(g)参照]。

表-66 入札案内と契約の条項 (4)

- 52.217-9 追加による契約の期間延長
- (a) 政府は受注者に対して書面による通知により、〇〇(契約担当官が期間延長を実施し得る期日を記入)までこの

契約の期間を延長することがある。そのためには政府は受注者に対して、契約期間が終わる少なくとも〇〇日（特に他の指定がなければ60日）前には、延長する意志があることを事前に書面にて通知する必要がある。事前通知は必ずしも期間延長を約束するものではない。

(b) もし政府がこの期間延長を実行するならば、延長された契約書もこの期間延長に関する条項を含んでいると考慮される。

(c) この条項によるすべての期間延長を含むこの契約の合計期間は、〇〇（年）（月）を超えない。

複数者契約で契約を中小規模企業向けに確保できることが規定されている。事例ごとに中小規模の基準となる年間売上高が入札図書に記載される。

表-67 中小企業対策

19.502-4 複数者契約と中小企業対策

(a) 完全公開競争によって複数者契約の調達を実施する場合、1つないしそれ以上の契約を19.000 (a) (3) に規定されるいかなる中小企業保護対策のために確保することができる。そこで規定されている特定のプログラムでの資格要件も、併せて適用される。

(b) (c) 略

中小企業として以下の4種類が規定されている [19.000 (a) (3) 参照]。

- ・ 中小企業法8 (a) に基づくプログラムにより、51%以上が社会的・経済的弱者によって所有・支配される企業
- ・ HUBZone（歴史的未開発地域）に所在のある企業
- ・ 51%以上が戦役で負傷した退役軍人によって所有される企業
- ・ 一人ないし複数の女性により少なくとも51%以上保有され、主体的に経営される企業

(2) 補完規則

① 総論

発注機関となる主要な省庁・組織は、FAR に対する補完規則を作成している。補完規則の条項は FAR に則しているが、特記事項のみであり、全ての条項について記載があるわけではない。国防総省とその各発注機関および運輸省の補完規則の記載項目は表-68 のとおりである。

表-68 補完規則の記載項目

FAR の条項	(上段から)発注機関・補完規則名・識別番号				
	国防総省	陸軍	海軍	海軍施設技術部	運輸省
	DFARS	AFARS	NMCARS	NFAS	TAR
	2	51	52	-	12
16.500 本章の範囲	-	-	-	-	-
16.501 定義, 総則	○	-	-	-	-
16.502 数量確定契約	-	-	-	-	-
16.503 要求契約	-	-	-	○	-
16.504 数量未確定契約	○	-	○	○	-
16.505 発注	○	○	○	○	○
16.506 入札案内書の規定と契約条項	○	-	-	○	-

② 国防総省 DFARS

国防総省の DFARS (Defense FAR Supplement) ⁽¹³⁾では、第216.5 章に未確定調達契約に関する条項がある。記載項目は表-69 のとおりである。基本契約は5年までのいかなる期間を設定でき、期間延長も可能である。しかしながら発注機関の長による書面での承認がなければ、10年を超えることはできないと規定されている [217.204 (e) 編参照]。

また、簡易調達基準額を超える発注に対して提案者が1者のみであった場合、215.371 の方針に従い、競争を再度促すかまたは価格が公正で合理的であることを証明するかのいずれかの手続きを行う [216.505-70 参照]。

表-69 DFARS 第216.5章の記載項目

第216.5章 未確定調達契約
216.501-2-70 総則
216.504 数量未確定契約
216.505 発注
216.505-70 複数者基本契約に基づく発注
216.506 入札案内書の規定と契約条項

③ 陸軍補完規則 AFARS

陸軍の AFARS (Army FAR Supplement) ⁽¹⁴⁾では、第5116.5 章に未確定調達契約に関する条項があり、記載項目は表-70 のとおりである。複数者との個別発注契約を MATOC (Multiple Award Task Order Contracts) と称している。一方、海軍や空軍といった発注機関では、建設分野の数量未確定契約について実際の運用では MACC (Multiples Award Construction Contracts) という用語を使用している。

監察官の任命と複数者基本契約における発注時の規定が

あるが、FAR と同義の規定がほとんどである。5116.505-90「複数者個別発注契約 (MATOC)」の内容を表-71 に示す。

表-70 AFARS 第 5116.5 章の記載項目

第 5116.5 章 未確定調達契約
5116.505 発注
5116.505-90 複数者個別発注契約 (MATOC)

表-71 AFARS5116.505-90 の内容

- (a) 契約担当官は提出の要求を最小にし、口頭によるプレゼンテーションを含め簡素化された手続きを用いる。
- (b) 発注の決定については適切に文書化する。特に公正な機会の例外の適用や、高い技術的な利点により最低価格提示者を契約相手として特定しなかった場合などの重要な決定は、正当化のため詳細に記録されるべきである。
- (c) 発注の過程において、契約相手の選定には価格を考慮しなければならない (A/E を除く)。選定は総合評価によるべきであるが、価格が考慮されなければならない。
- (d) 発注の過程において、当該基本契約の過去の個々の契約での品質、即時性、価格調整、実績を考慮する。それらはプログラムおよび技術オフィスで収集し、競争参加者には提出を求めない。

第 5117 部「特別な契約手法」の第 5117.90 章で、FAR には規定が無い、数量未確定契約と同様、基本契約時点で時期・数量共に未確定で、特定の建設工事に用いられるジョブオーダー契約 (Job Order Contracting, 以下「JOC」という) が規定されている。

第 5117.90 章の記載項目は表-72 のとおりであり、5117.9001 の定義の抜粋は表-73 の通りである。JOC は見積金額が \$2,000 を超える事業に適用でき、それ以下の場合には発注者側の管理コストが過大となり、JOC を用いるべきでない [5117.9000 参照]。

表-72 AFARS 第 5117.90 章の記載項目

第 5117.90 章 ジョブオーダー契約
5117.9000 本章の範囲
5117.9001 定義
5117.9002 適用
5117.9003 ジョブオーダー契約の利用
5117.9003-1 特徴
5117.9003-3 計画と調整
5117.9004 手続き
5117.9004-1 事前入札案内
5117.9004-2 入札案内

5117.9004-3 発注
5117.9005 契約管理
5117.9006 ジョブオーダー契約発注官
5117.9007 契約担当官の責任
5117.9008 内部統制

表-73 5117.9001「定義」(抜粋)

「係数」とは、「ユニットプライスブック」に記載されていないコスト (通常は間接費用) を表現する数値的要素である。経済的価格調整を行わない場合、労務単価の変動や延長期間の物価上昇といったリスクに対する予備費用も係数に含まれる。

「ジョブオーダー契約」とは、完全公開かつ有効な競争に基づく数量未確定契約であり、軍事施設 (基地、キャンプ、駐屯地) の維持、復旧、刷新 (SRM) 工事の実施に利用される。ジョブオーダー契約は修繕、維持管理、小規模工事の説明や仕様、数量の単位、さらにそれぞれの仕事について事前設定されたユニットプライスを包括的に含むものである。JOC に基づく個々の事業または発注は、通常、事前規定と事前価格設定された仕事により構成されている。

「ユニットプライスブック」とは JOC の入札案内書と契約に用いられる維持、復旧、刷新工事に関連する測定用の単位と単価をまとめたものである。JOC ユニットプライスは直接資材、労務、仮設備費用を含むが、係数によって算出される間接経費と利益は含まない。使用するデータベースにより 25,000 から 90,000 種類の品目が掲載されている。

ユニットプライスブックにより、一覧に記載された直接資材、労務、仮設備の事前価格設定をし、受注者の利益と間接費用について係数を用いて算出する [5117.9003-1 (a) 参照]。

また JOC の受注者選定では、能力、過去実績、技術および管理提案書、サンプルタスクへの提案と基本契約期間と延長期間に対する係数の提案を総合的に評価する [5117.9003-1(c) 参照]。

なお JOC では契約者数の規定がなく、運用上、単一者契約が多い。

④ 海軍補完規則 NMCARS

海軍の NMCARS (Navy Marine Corps Acquisition Regulation Supplement) ⁽¹⁵⁾ の 5216.5 「未確定調達契約」で、数量未確定契約に関する記載がある。記載項目は表-74 のとおりである。単一者契約の制限や、競争促進官について規定されている。\$1 億 300 万以下の単一者契約について、契約部門長の承認が

必要となるが、一部、承認を必要としない要件が表-75 のとおり規定されている [5216.504-90 参照]。

表-74 NMCARS 第 5216.5 章の記載項目

第 5216.5 章 未確定調達契約
5216.504 数量未確定契約
5216.504-90 \$103M 以下での単一者とのタスク・デリバリーオーダー契約の制限
5216.505 発注

表-75 \$1 億 300 万以下で単一者契約が認められる要件

5216.504-90 (b) 例外。以下の部類の契約は単一者契約であっても契約部門長の承認を必要としない。
(1) ユニットプライスを設定し、それら提供するため、競争の結果、締結された基本契約
(2) 競争を行ったが、有効な提案が一人のみであった場合
(3) 随意契約する対外有償軍事援助の契約
(4) 承認された調達計画／戦略に基づく要求契約
(5) FAR 第 6 部で単一者契約が認められている契約
(6) 中小企業法 8(a)で認められた単一者契約
(7) 契約総額の見込額が\$650 万未満の契約
(8) FAR 第 36.6 章の A/E 契約

⑤ 海軍施設技術部補完規則 NFAS

海軍施設技術部 (NAVFAC) の補完規則である NFAS (Naval Facilities Engineering Command Acquisition Supplement) ⁽¹⁶⁾ の第 16.5 章「未確定調達契約」の記載項目は表-76 のとおりである。16.504-90 は海軍補完規則からの引用である。

特定通知には予想契約額の最大を記載する。契約額には基本年の固定価格契約が適用される部分と数量未確定の予想見込量合計の部分があり、基本年の固定価格部分で最低保証額を満足する必要がある。固定価格の部分と数量未確定の部分の仕事は同類でなければならない [16.504-102 参照]。

表-76 NFAS 第 16.5 章の記載項目

第 16.5 章 未確定調達契約
16.503 要求契約
16.504 数量未確定契約
16.504-90(NMCARS) \$103M 以下での単一者タスク・デリバリーオーダー契約の制限
16.504-100 A/E 数量未確定契約
16.504-101 施設支援数量未確定契約
16.504-102 固定価格契約／数量未確定契約の組合せ
16.504-103 国防総省 EMALL 契約
16.505 発注
16.506 入札案内書の規定と契約条項
16.506-100 海軍施設技術部契約条項

⑥ 運輸省補完規則 TAR

運輸省の補完規則である TAR (Transportation Acquisition Regulation) ⁽¹⁷⁾ の 1216.5 「未確定調達契約」の記載項目は表-77 のとおりであり、1216.505 「発注」で、監察官について規定しているのみである。

表-77 TAR 第 1216.5 章の記載項目

第 1216.5 章 未確定調達契約
1216.505 発注

⑦ 地方政府での補完規則

FAR は連邦予算を用いる事業にのみ適用となるため、地方政府においては、独自に公共調達に関して規則等を定め、運用している。

例えばワシントン州では陸軍と同様、JOC を用いている。州法 (RCW: Revised Code of Washington) ⁽¹⁸⁾ では Chapter 39.10 「公共事業の新しい契約手続き」で表-78 の項目を規定している。内容も陸軍と類似しており、大部分はユニットプライスブックに基づき事前に価格が決まる。

表-78 ワシントン州法の JOC 関連項目

第 39 編 公共契約と債務
第 39.10 章 公共事業の新しい契約手続き
39.10.420 ジョブオーダー手続き－使用できる公的機関、使用方法
39.10.430 ジョブオーダー手続き－契約相手の特定手順
39.10.440 ジョブオーダー手続き－契約要求事項
39.10.450 ジョブオーダー手続き－ワークオーダー
39.10.460 ジョブオーダー手続き－委員会への報告

JOC の契約要求事項および個別発注であるワークオーダーについては、表-79 および表-80 のとおり、金額や期間などに制限が設けられている。また下請けに出す業務の割合の指定、受注者が公共工事を実施することを公表すること、さらに市場価格による賃金を支払うことを規定しており、JOC を通して中小企業を保護・育成する意図が窺い知れる。

入札案内では最低でも、ジョブオーダー契約の範囲、ジョブオーダー契約を使用する理由、提案者に求められる要件、使用されるユニットプライスブック、JOC で最低発注される契約額、参加要件と提案の評価プロセス、契約書の書式等を記載しなければならない。さらに評価では必ず、提案された価格と、提案者が契約を履行するための能力を評価しなければならない。能力に関する評価項目として、配置技術者の能力、類似事業の過去実績、時間・予算の要求を満たす能力、支払いボンドと履行ボンドの提出能力、直近・現在の仕事量・

手持工事量，所在地，そして提案のコンセプトが挙げられている [39.10.430(3)参照].

表-79 39.10.440 に関する規定 (抜粋)

39.10.440	ジョブオーダー手続きー契約要求事項
(1)	1つのJOCによる発注額合計の最大は年間\$400万であり，最長で3年間である。100万人より多い人口を有する郡の場合は，年間\$600万で，最長3年間である。
(2)	JOCの当初契約期間は2年を超えてはならない。延長期間として1年間延長または更新することができる。全ての延長また更新について公的機関と受注者が相互に同意する必要がある。
(3)	公的機関は，いつでも有効な3つ以上のJOCを有してはならない（企業サービス部では4契約まで可能）。
(4)	JOCの業務の少なくとも90%は，基本契約者以外の下請に出さなければならない。受注者はできる限り公平に，資格を有し仕事を受注可能な下請け業者に契約を分配しなければならない。下請け業者には小規模で女性が保有する企業を含む。
(5)	受注者は毎契約年の最初に，それぞれの郡で公共工事が報じられる州全体の発行物および広く流通している法的な新聞により，公共工事を実施する意志を表明しなければならない。
(6)	受注者はRCW39.12によるもの以外は，全ての仕事に対して市場価格にて賃金を支払う。それぞれのワークオーダーにより実施される仕事の市場価格による賃金は，それぞれの発注時の価格とすべきである。
(7)	当初契約期間において，受注者に何ら非がなく，発注機関が提案要求書に記載された量のワークオーダーを発注できなかった場合，発注機関は受注者に対して，最小ワークオーダー量と実際に発注されたワークオーダー量の差に対して，提案要求書に記載の通り，落札係数に含まれる一般管理費と利益の割合を適正に掛けた額を支払わなければならない。

表-80 39.10.450 に関する規定 (抜粋)

39.10.450	ジョブオーダー手続きーワークオーダー
(1)	ワークオーダーの最大額は\$35万である。
(2)	発注額の上限を適用するため，同一事業のための発注は全て1つの発注として扱われる。
(3)	ユニットプライスブックに含まれない項目は，発注額の20%を超えてはならない。
(4)	1つのワークオーダーによる建設の敷地面積は2,000平方フィートを超えてはいけない。

(3) ガイドライン等

発注機関や民間企業で作成されたガイドライン等から数量未確定契約に関して参考となる記述を抜粋する。

① DFRAS Procedure, Guidance, and Information (PGI)

国防総省はDFARSに対する説明資料を発行している⁽¹³⁾。『PGI 216.5 Indefinite-Delivery Contracts』では，複数者契約のものと公正な機会の例外となる，FARにおける随意契約の適用条件と発注者が説明すべき事項について表-81の説明がある¹⁹。

表-81 随意契約の適用条件と説明事項

例外	適用条件	説明事項
FAR16.505 (b)(2)(ii) 独自性 高い専門性	本例外理由は希に，以下の場合に利用される。 ・他の基本契約者では同等の物品やサービスを提供できない ・他の物品やサービスでは発注者の要求を満たせない	・独自性や高い専門性の内容 ・特定企業のみが要求事項を満たす理由
FAR16.505 (b)(2)(iii) 継続性	経済性や効率性を理由として以下の例を含む。 ・競争によるメリットを超える相当なコストが生じる ・許容できない遅延を生じる（発注者側の事前計画の不備は理由とならない） ・履行場所が重複し，他の受注者が立ち入ることが現実的でない	・従前の個別発注の競争の方法と，本例外規定の使用回数 ・特定の要件が継続する理由 ・特定企業の仕事の継続が政府にもたらす利益

② Design-Build Contracting (ER1180-1-9)

エンジニアリング規則集1180-1-9は，デザインビルド（以下「DB」という）契約を対象として2012年3月に発行された陸軍工兵隊の規則である。DBでの適切な受注者の選定方法について，調達担当者向けのガイダンスとして機能している⁽¹⁹⁾。

DBはFARの第15部「交渉契約」または第16.5章のMATOCおよびSATOCの手法で発注されるとされている。DBにMATOCを採用する場合，第36.3章に規定される二段階選定の手続きにより調達を行うことを義務化している。これは技術提案書を提出する入札，およびそれを評価する発注者側の時間やコストの膨大さにより，提案企業のショートリスト化を行うことが望ましいためとしている。15.304(C)(1)では，全ての受注者選定において価格の要素を考慮することが規定

¹⁹ 表-81の内容は2012年3月30日版に記載されたが，2013年6月26日版で削除された。

されているが、このショートリスト化（第一段階）は資格審査であり価格の要素は評価されない。そこで第二段階において価格要素を含めた評価を実施することを規定している。

MATOC は連続した繰り返される事業や業務範囲の近似性が高い事業、例えば軍の標準的な施設など、実績や過去の経験を基に選定された高度な資格要件を満たす受注者を採用する案件で有効としている。

基本契約のもと発注される個別発注は第 15 部に準じた受注者選定は必要とせず、第 16.5 章に準じて選定される。DB を対象とした基本契約の基で、設計のみを対象とした個別発注の発注は認められていない。

③A Guide to the New Regulatory Requirements and Other FAQs

連邦政府を顧客とし、公共調達に関するトレーニングや出版を行う民間コンサルティング会社 ASI Government 社⁽²⁰⁾が作成した Q&A 方式のガイドラインである。表-82 にガイドラインの項目を示す⁽²¹⁾。

<公正な機会>によると、FAR は“公正な機会を考慮しなければならない”について明確に定義していないが、個別発注の手続きについては一般的に説明している。これにより契約担当官に広範な裁量を提供し、自由度を有して個別発注の受注者選定手続きを決定することができる。しかしその前提として、手続きと選定基準が基本契約の入札案内書と契約書に明示され、それに従うことが必要となる。

表-82 ASI ガイドラインの項目

<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量未確定契約とは何か？ ・複数者との数量未確定契約どのように実施されるか？ ・数量未確定契約以外の IDC はあるのか？ ・タスク・デリバリーオーダー契約は未確定調達契約と同じのものか？ ・数量未確定契約の締結で、最近どのように要件が変化したか？ <p><数量未確定契約の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量未確定契約相手の特定の際、複数者契約とすべきか？ ・そうすると単一者契約も有効であるか？ ・助言・補助サービス契約を対象とした数量未確定契約の特別要件はあるか？ ・例外はあるか？ <p><数量未確定契約の締結：通知に関する要件、最小/最大ならびに追加期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別発注の発注まで正確な仕事の性質が表現されない場合、数量未確定契約の入札案内で要件はどのように表現される

<p>のか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数者契約を行う場合、1 つまたはそれ以上の契約相手を中小企業向けに確保することができるか？ ・最小/最大数量はどのように設定するか？ ・数量未確定契約に期間延長がある場合、最小・最大数量はそれぞれの追加期間ごとに設定するのか？ ・追加期間は必要か？基本契約年数、例えば3年間だけの数量未確定契約とすることはできないのか？ ・具体的な作業の記述がないのに、数量未確定契約の基本契約相手を特定する際に、どのようにコスト/価格を評価するのか？ <p><数量未確定契約に基づく発注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量未確定契約のもと発注する権限があるのは誰か？ ・契約担当官は個別の個別発注の際、何を考慮すべきか？ ・個別発注にはどのような契約方式が認められているのか？ ・数量未確定契約の基、数量未確定契約タイプの個別発注を発注することはできるのか？ ・個別発注はいつ発注され、また実施期間はどのくらいか？ ・個別発注の発注に、FAR 第 5 部に規定される通知要求は適用されるのか？ <p><公正な機会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・“公正な機会”の意味は？ ・何が公正な機会であるかを判断するのは誰か？ ・個別発注の際、公正な機会を実践するために契約担当官は全ての基本契約者と連絡を取らなければいけないのか？ ・公正な機会の競争はどの程度入念に実施すべきか？ ・なぜ FAR 第 15 部の選定手続きを使う必要がないのか？ ・公正な機会の手続きを利用する際、中小企業への配慮を適用すべきか？ ・公正な機会の要件に何か例外はあるのか？ ・例外規定を使用する場合、正当化を行うべきか？ ・正当化のための特定の承認手続きはあるか？ ・公正な機会を使用して個別発注を行う際の必要な書類は何か？ <p><個別発注受注者特定後の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別発注後に事後公示や説明は必要か？ ・個別発注の終了の際の要件は？ ・結論

これまでの関連規定により、未確定調達契約の全体像について整理し、図-20 に示す。

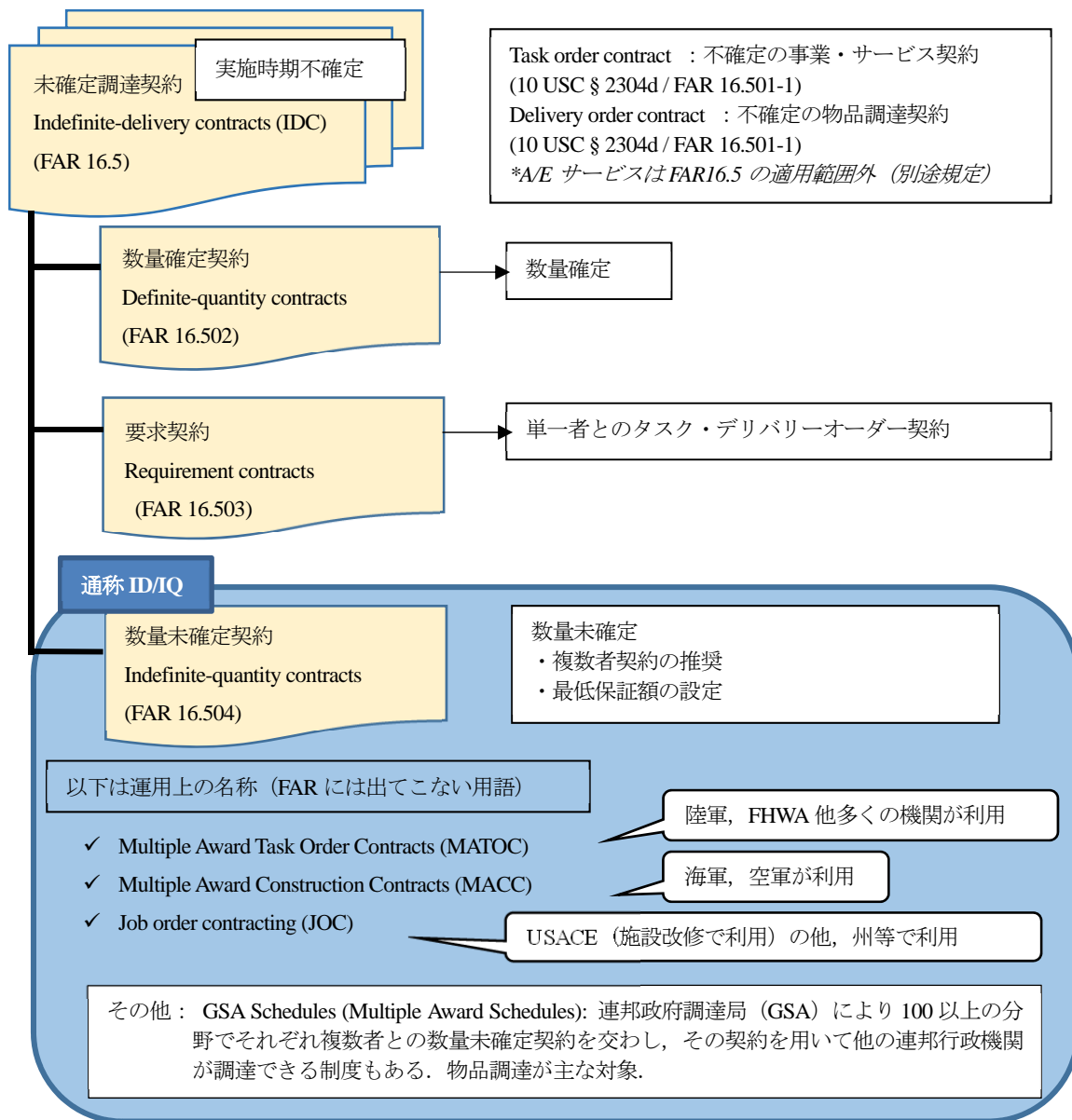


図-20 未確定調達契約の整理

3.3. 適用状況

(1) データ収集、発注機関での用語

陸軍工兵隊 (USACE)、海軍施設技術部 (NAVFAC) および運輸省連邦道路庁 (FHWA) による数量未確定契約の土木分野での適用状況を、連邦政府の発注機関が用いるインターネット上の調達公告サイト FedBizOpps.Gov⁽²²⁾ (以下「FBO」という) の検索により整理した。調査の対象となる調達の北米産業分類システム (NAICS) における分類を表-83 に示す。基本契約は通常の調達と同様に公告されているが、個別発注は公告の義務はないため、データはごく一部に限られることに留意する必要がある。

表-83 調査対象の調達の分類

NAICSコード	分類名
237110	上下水道と関連構造物の建設
237130	電力・通信線と関連構造物の建設
237310	高速道路、道路と橋梁建設
237990	その他の土木建設工事

(2) 複数者契約

複数者契約のリストを巻末資料-B に示す。39 案件抽出し、項目ごとに整理する。なお、掲載項目は案件ごとに異なるため、項目毎の案件総数も異なる。

① 基本契約期間

大部分の案件が基本契約期間を1年とし、1年毎の延長期間を設定している。USACE では様々なパターンが用いられているが、全体では基本年1年+延長期間が1年×4回という設定が最も多い。当初から5年、または延長期間を含めると最大5年の契約期間が設定されている案件が半数以上を占めている。FAR の規定上、建設工事への適用は必須ではないものの複数年契約の期間は5年以下とされており、それに影響を受けているものと推察される。

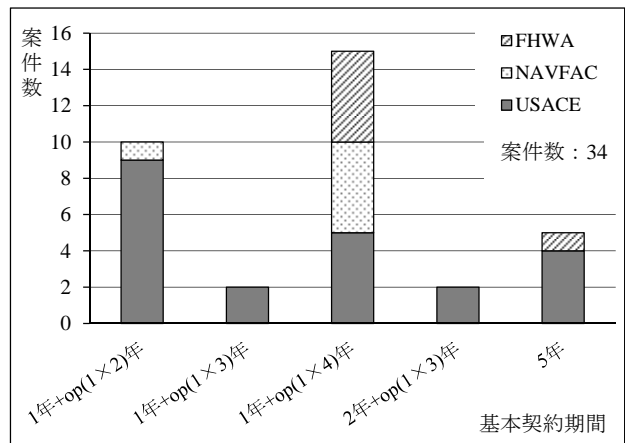


図-21 基本契約期間

② 基本契約者数

特定通知での基本契約者数と、入札案内時の予定基本契約者数を図に示す。特定通知では3~5者の案件が多いものの、10者以上のケースも見られる。入札案内では、具体的な特定者数ではなく、最大または最少を示すのが一般的である。

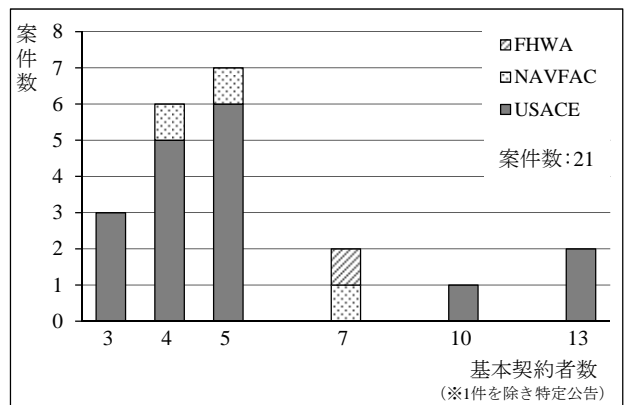


図-22 基本契約者数 (特定通知)

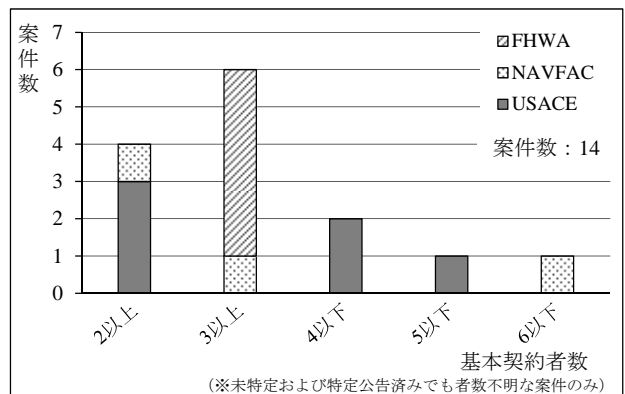


図-23 基本契約者数 (入札案内時の予定)

③ 基本契約総額

基本契約総額は、一般に全基本契約者に対するの延長期間を含む総額が示されているが、一年毎の総額や、FHWA Centralの案件のように、基本契約者毎の額を示している案件もある。さらにUSACE Jacksonvilleの浚渫案件のように、複数の基本契約グループをまとめた総額を示すのみで、各基本契約グループの総額を示していないケースも見られた。

基本契約総額の分布を示す。\$600万から\$2億と幅があり、様々な種類の案件に用いられているものの、半数以上\$4,500万から\$5,000万に集中している。

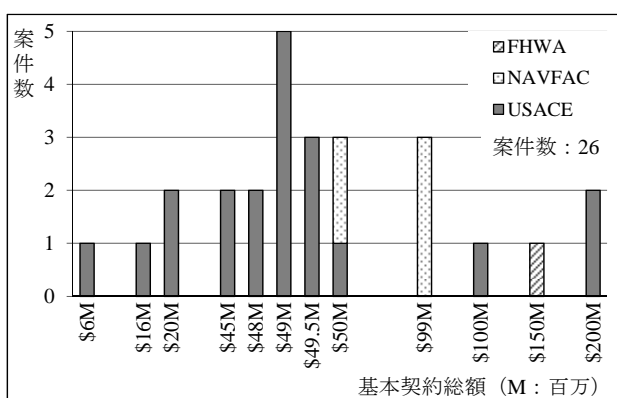


図-24 基本契約総額 (複数者)

④ 個別発注の予定規模

基本契約の入札案内時に示される個別発注の予定規模の範囲を図に示す。案件番号は巻末資料-Bの番号に対応している。多くの案件で上限と下限が示され、下限は\$5万から\$100万、上限は\$350万から\$3,500万と規模は様々である。

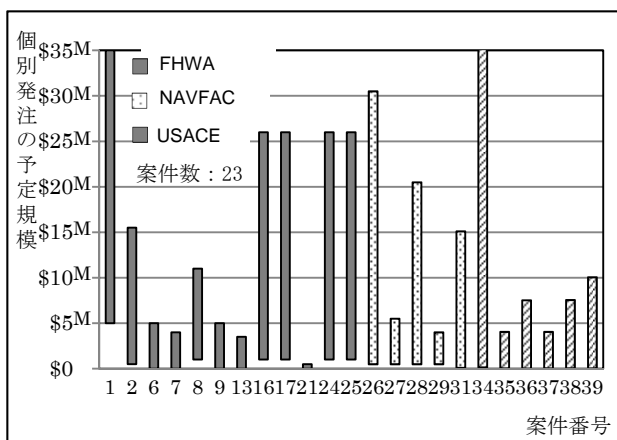


図-25 個別発注の予定規模 (複数者)

⑤ 最低保証額

複数者契約では、最低保証額が設定され、公告にも明記されているものが多い。その額は基本契約総額や個別発注の予定規模と比べて小さい。FHWAが最も高い額を設定している。

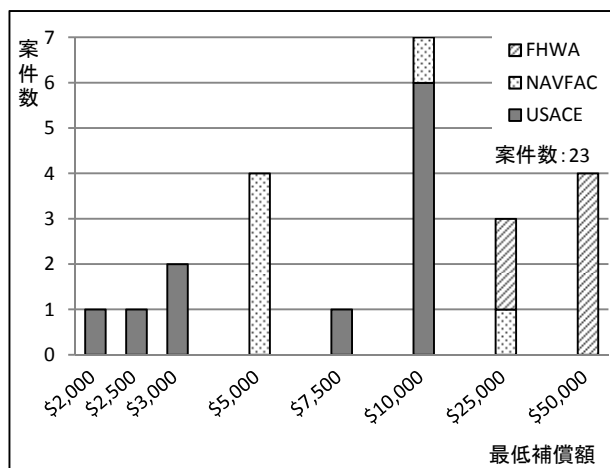


図-26 最低補償額 (複数者)

⑥ その他

中小企業の保護対策についてUSACEとNAVFACで適用案件が見られる。また保護対策の適用と基本契約総額等に特に関係性は見られない。

入札案内書の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、極端に長い案件もあるが、概ね2ヶ月から半年となっており、通常の調達と同等と考えられる。

(3) 単一者契約

単一者契約のリストを巻末資料-Cに示す。17案件抽出した。

① 基本契約期間

複数者契約と同様に、基本期間を1年とし、延長期間として1年毎の契約延長を設定している案件が多い。延長期間は2年が多く、全体で3年の案件が半数以上を占め、複数者基本契約よりは基本契約期間が短く設定されていることがわかる。

② 基本契約総額

延長期間を含む最大期間で示される案件がほとんどである。\$1,500万以下の案件が約半数を占め、複数者契約よりは少額の設定である。

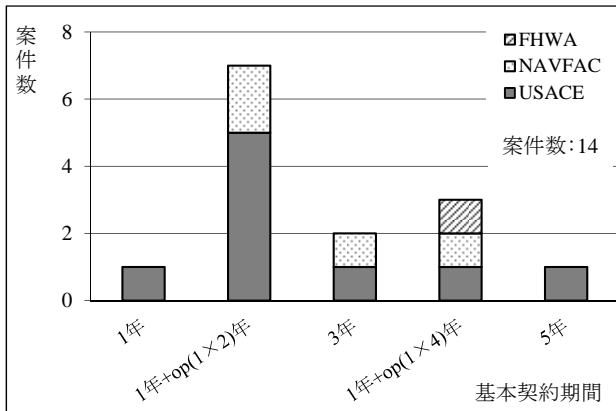


図-27 基本契約期間 (単一者)

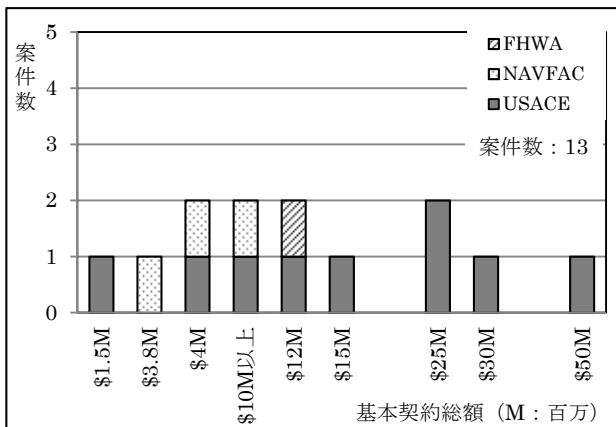


図-28 基本契約総額 (単一者)

③ その他

個別発注の規模はごく一部の公告でしか確認できなかった。半数以上の案件で最低補償額が設定されていなかった。複数者契約とは異なり、基本契約者に対してほぼ確実に個別発注が発注されるためと考えられる。

入札案内の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、概ね1.5ヶ月から4ヶ月となっている。複数者契約よりは短めではあるものの、通常の調達と同等の範囲と考えられる。

(4) 個別発注

個別発注のリストを参考資料-Dに示す。NAVFACとFHWAは基本契約が少ないこともあるが、個別発注のFBOでの公告が少ない。

また個別発注に公告の義務はないが、下請企業への情報提供のため公告しているという発注機関の見解がある⁽²³⁾⁽²⁴⁾。

USACEの案件では、“This information is posted for subcontracting opportunities only”と公告に明示されている案件

も多い。

複数者契約の場合と単一者契約の場合の個別発注の実際の契約額をそれぞれ示す。複数者契約の場合は、\$100万から\$1,000万の案件が6割以上を占めているが、\$5万以下や約\$3,000万の案件もある。単一者契約の場合は、\$100万以下が約半数を占めており、複数者契約と比べて少額である。

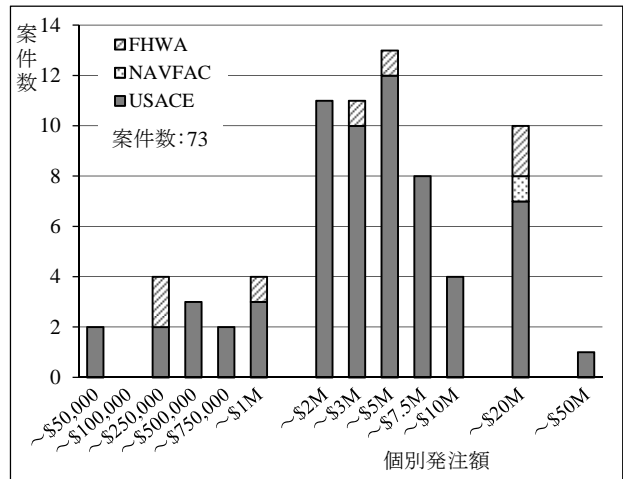


図-29 個別発注契約額 (複数者)

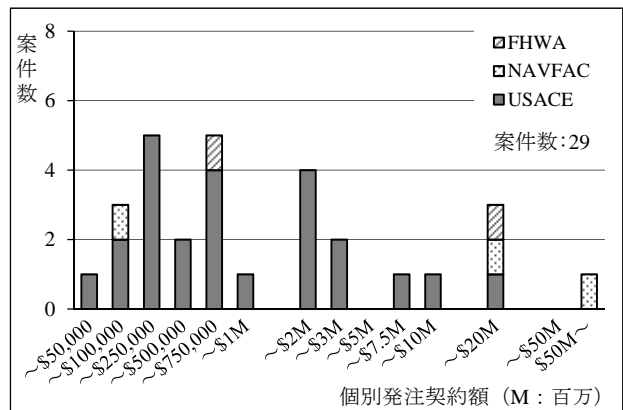


図-30 個別発注契約額 (単一者)

個別発注の約半数は入札案内書で公告日が確認できる。ただし、単一者基本契約の個別発注はほとんど確認できなかった。入札案内書の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、10日未満と短い案件も5件あるが、概ね20日から2ヶ月程度となっている。複数者基本契約の特定に要する期間に比べれば短くなっている。

3.4. 事例

前節の FBO および同様の調達公告サイトの Federal Procurement Data System - Next Generation ⁽²⁵⁾ (以下「FPDS」という) より、連邦道路庁、陸軍工兵隊および海軍施設技術部の MATOC および MACC の案件の情報を収集し、個別事例としてその内容の整理を行った。事例の一覧を表-84 に示す。

FBO に掲載がある場合は提案要求書や図面等が入手できる場合が多く、個別発注の詳細な内容を知ることができる。一方、FPDS で入手できる情報は限られているため(契約日、工期、契約額、事業分類、競争参加者数等)、FBO に掲載がない場合は個別発注の傾向および概要の紹介にとどまる。

表-84 事例一覧

	1	2	3	4
事例名	Washington Area MATOC, ID/IQ	Greater New Orleans and Southern Louisiana Hurricane Protection and Restoration	FY11 MATOC for Maintenance Dredging Support, Great Lakes Districts	ID/IQ MACC for Paving Work at Various Locations within The NAVFAC Southwest Area of Responsibility including but Not Limited to, AZ, CA, CO, NV, NM and UT.
発注機関	FHWA Vancouver, Washington	USACE New Orleans District	USACE Detroit Districts	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Command
事業分類	建設 (Y)	建設 (Y)	建設 (Y)	建設 (Y) 維持管理, 補修, 改修 (Z)
NAICS コード	237310 高速道路, 道路と橋梁建設	237990 その他の土木建設工事	237990 その他の土木建設工事	237310 高速道路, 道路と橋梁建設
事業概要	①緊急道路工事 ②道路/橋梁建設	ハリケーン防御施設の復旧	米国北部に位置する五大湖地域 (デトロイト, シカゴ, バッファロー) における湖, 河川の維持浚渫	NAVFAC 南西師団の管轄する道路や駐車スペースの舗装の新設, 補修, 維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事.
入札案内 契約日 手続き期間	2009/08/12 2010/3/10 7 ヶ月	2010/07/23 2010/12/20 5 ヶ月	2011/11/1 2012/2/24 4 ヶ月	2011/2/2 2012/7/24 6 ヶ月
契約期間	3 年間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
(予定) 基本契約総額 個別発注規模	\$20M \$5,000~\$5M	\$250M \$10M~\$50M	\$49M \$5,000~\$3.5M	\$100M \$5,000~\$5M
(実績) 基本契約者 件数 規模 個別発注 平均 総額	8 者 9 件 (2 年 6 ヶ月) \$0.09M~ \$1.8M \$0.7M \$6.7M	9 者 34 件 (3 年 10 ヶ月) \$0.7M~ \$30.8M \$6.7M \$222.2M	10 者 29 件 (2 年 5 ヶ月) \$0.2M~ \$2.5M \$0.8M \$23.1M	7 者 53 件 (2 年 2 ヶ月) \$ 0.1M~\$4.0M \$0.9M \$47.5M
備考	FBO に掲載の情報を整理. 二段階選抜. FHWAバンクーバー事務所は MATOC の実績が多い.	FBO に掲載の情報を整理.	FPDS に掲載の情報を整理, 基本契約の入札に, 実際には存在しない参考工事の価格を見積もる例	FPDS に掲載の情報を整理, 二段階選抜. デザインビルドを含む, 米国南西部の 6 州を対象とする広域案件.

(1) 連邦道路庁西部連邦公有地道路事務所による道路事業

① 事例概要

事例の概要を表-85 に示す。

表-85 事例概要

項目	内容
案件名	Washington Area Multiple Award Task Order Contract (MATOC) Indefinite Delivery, Indefinite Quantity (ID/IQ)
入札案内番号	DTFH70-09-R-00027 (Phase1) DTFH70-10-R-00001 (Phase2)
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	FHWA, Western Federal Lands Highway Division (WFLHD) (Vancouver, Washington State)
事業概要	表-86 の分類に属する道路の①緊急道路工事で②道路/橋梁建設
中小企業保護対策	競争参加者を中小企業法 8 (a) に基づく年間売上高\$33.5M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	不明
基本契約者数	8 者 (予定 8 者以下)
契約期間	3 年間
基本契約総額	\$20,000,000
個別発注規模	\$5,000~\$5M (契約官の判断により\$5,000 未満の場合あり)
最低保証額	\$2,000 (各基本契約について 3 年間)
契約プロセス	Phase1 入札事前案内 : 2009/7/14 入札案内 : 2009/8/12 入札締切 (技術提案) : 2009/9/10 Phase2 (Phase1 通過の 9 者による) 入札事前案内 : 2009/10/23 入札案内 : 2009/11/24 入札締切 (価格提案) : 2010/2/9 落札, 契約 : 2010/3/10
基本契約者の選定基準	二段階方式による LPTA Phase1 (技術的に許容可/不可で評価. 不可の企業はこの段階で排除.) 要素 1 : 元請け企業の近年の関連する工事実績 (過去 3 年, 2~5 件) 要素 2 : 保証金支払能力 Phase2 要素 3 : 初回 TO に対する価格提案

本事例はワシントン州を対象地域とした、表-86 の分類に属する道路の①緊急補修および②橋梁/道路の建設工事に使用される MATOC である。競争参加者は年間売上高\$33.5M 以下の中小企業に限定される。予定された個別発注は\$5,000~\$5M の範囲で、契約期間は 3 年を基本年として、契約期間を通じた発注総額の最大は\$20M と小規模な MATOC である。

基本契約者の選定では、二段階方式による FAR15.101-2 「技術的に許容可能な最低価格」(LPTA: Lowest Price Technically Acceptable) の基準が用いられた。Phase1 を通過した 9 者について、Phase2 では初回個別発注に対する価格提案を行い、8 者が基本契約者として選定され、さらに最低価格を提示した 1 者は初回個別発注を同時に受注した。

表-86 事業の対象道路

<ul style="list-style-type: none"> ・森林幹線道路 (Forest Highways) ・森林開発道路 (Forest Development Roads) ・国立公園道路 (Park Roads) ・景観整備道路 (Parkways) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブ・インディアン居留地道路 (Indian Reservation Roads) ・公有地幹線道路 (Public Lands Highways (避難道路 (Refuge Roads) 含む)) ・公有地開発道路 (Public Lands Development Roads.)
---	--

② 基本契約

基本契約の要求提案書（RFP: Request for Proposal）の目次と内容を表-87 に示す。

以下、事例の概要等に関するセクション C ならびに入札手続き情報および基本契約者選定基準に関するセクション L/M について記述する。セクション L および M は1つのセクションとして構成されている。

表-87 要求提案書の目次と内容

目次	内容
Offer Submittal Checklist	提案書提出物チェックリスト
i. Authority to sign	権限者の署名が必要な書類
NTO. Notice to Offerors	提案者への通知
A. Sol, Offer and Awd	案件情報
B. Supplies or Services and Prices/ Costs	調達項目として道路/橋梁の建設および緊急補修の 2 項目
C. Description/Specifications/ Statement of Works	概要、仕様、賃金水準、TO の発注手続き等
E. Inspection and Acceptance	検査方法
F. Deliveries or Performance	契約期間
G. Contract Administration Data/ Accounting and Appropriation Data	契約担当事務所
H. Special Contract Requirements	特別契約要求
I. Contract Clauses	契約条項（FAR52 抜粋）
J. List of Attachments	各種計画書の提出頭紙フォーマット
K Representations, Certifications, and Other Statements of Offerors or Respondents	中小企業の定義等（FAR52 抜粋）
L. Instructions, Conditions, and Notice to Offerors	入札手続き情報（FAR52 抜粋等）および基本契約者選定基準
M. Evaluation Factors for Award	同上

セクション C について、C.1 の概要では、「工事の対象には、橋梁、擁壁、道路/幹線道路の建設を含み、またこれに限定されるものではない」と記述され、幅広い工事が個別発注の対象となりうる。

表-88 提案要求書 C.1～C.3 の概要

<p><C.1 概要></p> <p>連邦道路庁西部連邦公有地道路事務所（WFLHD）は複数の道路/橋梁事業を支える、緊急補修と恒久的補修を必要としている。</p> <p>WFLHD は、自然災害または突発的な破損によって生じた道路の補修と復旧に関して、郡、州および連邦公有地管理庁（FLMA）と緊密に仕事を行っている。また WFLHD は、ワシントン州の連邦公有地計画のもと事業の支援も行っている。これらの道路は連邦公有地および部族用地へのアクセスまたは用地内の道路であり、一般的には、森林幹線道路、森林開発道路、国立公園道路、景観整備道路、ネイティブ・インディアン居留地道路、公有地幹線道路、公有地開発道路を含むものである。WFLHD は必要に応じて発注権限を FLMA の契約担当官に移管する場合がある。</p> <p><u>工事の対象には、橋梁、擁壁、道路/幹線道路の建設を含み、またこれに限定されるものではない。</u> 関連する仕事には、測量、撤去、道路掘削、舗装、ライフラインの移動、駐車場ならびに小道が含まれる。要求が発生した時点で個別発注の要求提案書（TO-RFP）が発行される。</p> <p>複数者契約—8 者以下と MATOC 契約を締結する予定であり、提案の内容に応じてその発注量は最大で\$2,000 万となる。最大の発注量は個別発注の契約額の合計によって計算するが、契約の範囲内での修正については除外される。それぞれの MATOC 契約期間は 3 年間である。</p> <p>各契約の最低保証—各契約の期間を通して最低保証されている額は\$2,000 である。この最低保証額は契約期間を通じ、いつでも発注される可能性がある。</p> <p>個別発注全ての仕事は個別発注によって契約される。要求が発生し、予算が確保されたら個別発注の要求提案書が MATOC 受注者に対して発行される。個別発注は\$5,000～5M で変化する。それぞれの個別発注は別の契約である。契約担当官の裁量により、\$5,000 以下の案件でも契約がなされる。</p> <p><C.2 仕様></p>
--

大部分の仕事が AASHTO の仕様・設計基準ならびに連邦幹線道路事業建設の共通仕様書 (FP-03) によると想定される。

(A) 本契約により以下の種類の案件を想定している。

- (1) 緊急補修：この種の案件は自然災害や突発的な事象の最中または直後における初期のエンジニアリング、建設および暫定的な交通管理を行うものである。これら実施のため、基本交通の回復、施設の保護もしくは損傷の最小化といった活動を求める場合もある。受注者は案件の情報を得るために損傷の現場調査することを求められる場合もある。発注者は工事目的や案件の概要といった限定された情報しか提供できない場合もあり、受注者は契約後、手段や価格を速やかに決定し、工事に着手する。
- (2) 道路/橋梁建設：受注者は入札案内に関する書類一式を提供され、検討、見積りおよび提案書の提出のために適切な期間を与えられる。しかしながら受注者は、工事の準備や設計期間中に、工事の効率性/効果を最大限に高めるため、考えられる工事の実施方針、資材および工期といった限定的な情報についてのフィードバックを目的として照会を受ける場合がある。政府は AASHTO や連邦道路事業の道路/橋梁建設に関する標準仕様書 (FP-03) といった仕様書や設計基準を用いる。

(B) 以下のウェブサイトに掲載される情報が個別発注に適用される。

- (1) **Standard Specifications (FP)**：連邦道路の道路/橋梁建設に関する標準仕様書は FHWA より発行される。
<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/specs/>
- (2) **FLH Standard Drawings**：連邦公有地道路局 (FLH) 標準図面集には様々な設計要素が掲載される。
<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/standard.htm>
- (3) **WFLHD Library of Supplemental Specifications (FP-03)**：WFLHD FP-03 を用いた設計に対する特別契約要件は以下のウェブサイト参照。<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/specs/library03.htm>
- (4) **Field Note Samples**：本文書には建設管理の際に直面する様々な書式の例を含む。
http://www.wfl.fhwa.dot.gov/construction/field_notes/

(C) 本 MATOC の基に発注される個別発注のタイプ

- (1) **Standard Specifications (FP)**：連邦道路の道路/橋梁建設に関する標準仕様書は FHWA より発行される。

<C.3 賃金水準>

本契約で発注される個別発注にはデービス・ベークン法が適用される。提案を提出する際に受注者は、個別発注提案要求書発行時のデービス・ベークン賃金決定を採用することに同意する。

C.4 は個別発注の発注手続きについて記載している。個別発注では価格提案のみを提示する場合と、価格提案とあわせて技術提案を提出する場合がある。選定基準も最低価格と総合評価のいずれかが選択される。

受注者が年間に 3 件以上の個別発注に応札しなかった場合の措置や、履行状況が不適切な場合の将来の個別発注への競争参加資格について契約担当官の判断に委ねられる。

表-89 提案要求書 C.4 の概要

<C.4 個別発注の発注手続き>

(A) 個別発注の一覧表。受注者は一覧表を受領する。この一覧表は案件の簡単な説明、予定発行日および現地踏査の日付と時間を含んでいる。この一覧表は口頭、電子メール、ファックスまたは郵送のいずれかに送付される可能性がある。案件の重要度が要求される仕事の予想水準による適正な範囲または最高額で表現される。

(B) TO-RFP。発注者が MATOC の基、仕事を必要とする時は TO-RFP が発行される。TO-RFP は仕事の範囲/目的記述書、条項、適用される賃金決定、評価基準および提出要件である (例：単価表、提案要件等)。迅速な対応の要求：目的記述書が提供された時、受注者は施工計画の提出を求められる場合がある。書式のフォーマットと計画の内容はセクション J、添付物 1 にある。受注者は仕事の要求に対する理解度を示すため、概略のスケッチと概念図の提供が求められる場合がある。時間が許せば、発注者は計画の熟度を高め、契約要求事項、物理的データ、図面およびその他関連資料を提供する場合もある。

- (1) 個別発注特定前費用：提案の準備、交渉の参加、現地踏査、設計審査等、特定前に要した費用は受注者に支払われない。
- (2) 現地踏査：現地踏査の不参加を、提案の不提出や間違いの理由とすることはできない。発注者が各個別発注で合同現地踏査を実施する場合もある。
- (3) 提案内容：それぞれの TO-REP の要求事項により、受注者は価格提案のみ、または技術提案と価格提案を提示する。受

注者は TO-RFP に記載されたカレンダー日以内に応札する。事業の性質により、即日提出を求められる場合もある。

- (4) 契約価格一入札価格表：個別発注の入札価格表にリスト化された項目に対して、発注者は以下の項目を完全に支払う。
- (1) 労働力、設備、サービスそして材料の提供
 - (2) 個別発注の仕事の範囲、承認された作業計画書、または工事仕様に応じた、仕事を完結するのに必要な作業
- (5) 提案書と最終修正提案書：もし提案者が TO-RFP の要求から変更することを選択した場合、“変更”という名前のセクションを提案書に含める。変更では TO-REP の最低の要求から変更となった内容を示す。全ての提案された代替案は提案書の中で特別に記載され、詳細に説明される必要がある。これは全ての提案書と最終修正提案書に適用される。
- (6) 個別発注の応札の拒否：受注者は全ての個別発注に応札する必要はない。受注者は応札を拒否する場合、拒否の理由を契約担当官宛に書面にて入札期限日時後、2 労働日以内に説明しなければならない。12 ヶ月以内に 3 ないしそれ以上の工事（緊急はまたは恒久補修のいずれにおいても）に応札しない MATOC の受注者は見直しがなされ、契約担当官の決定により、個別発注の提案資格者のリストから外される。
- (7) 個別発注の競争：契約担当官が受注者の過去の実績により資格がないと判断した場合または C.5 の随意契約が正当化される場合を除いて、全ての MATOC の受注者は全ての個別発注で競争する機会を与えられる。競争参加資格があると判断した場合、契約担当官は現在の MATOC での実績、品質、適時性、特別な専門知識、その他契約担当官が個別発注の特定に関連があると判断する要素を考慮する。個別発注を一生懸命履行しなかった場合、契約担当官は受注者が将来の TO-RFP の競争参加資格がないと判断する場合もある。
- (8) 評価方法と手続き：個々の個別発注の受注者の特定方法は、個別発注の目標や目的により変化する。選定基準は TO-RFP に記載される。選定基準の例として、
1. 価格のみ
 2. 価格と非価格要素を考慮した発注者にとっての総合評価。発注者は最低価格以外の提案を受ける権利を有する。[注：価格が非価格要素に対して重要であるか、重要でないか、または同等であるかは TO-RFP に記載される]
- (9) 個別発注の受注者決定：可能な限り特定通知では交渉は実施されない。個別発注は完成日または実施期間が定められた固定価格である。
- (C) 個別発注の特定通知。個別発注の特定通知は郵送かファックスで送付される。契約担当官がサインした際に、個別発注が効力を有する。着工命令 (NTP) は別にまたは同時に発行される。

C.5 で公正な機会の例外となる随意契約の採用理由として、FAR16.505 (b) (2) (i) の (A) ~ (D) と同様の内容が記載されている。また随意契約の場合に受注者が実施すべき事項についても規定している。

表-90 提案要求書 C.5 の概要

< C.5 随意契約の発注手続き >

- (A) 契約担当官は以下の判断に基づく場合、個別発注を随意契約する権利を保有する。
- (1) 発注機関が物品やサービスを緊急に必要とし、公正な機会を提供すると受け入れがたい遅れとなる。または、
 - (2) 物品またはサービスが固有または高度に専門的で、単一の受注者のみが要求される水準で提供できる。または、
 - (3) 同じ基本契約での過去の発注の継続のため、経済性および効率性の観点から随意契約される必要がある。ただしその前提として、最初の発注ではすべての受注者に公正な機会が考慮されていることが必要となる。または、
 - (4) 最低補償額を満たす必要がある。
- (B) 随意契約に対する提案では、費用が計上される下請企業について十分に競争していることを示す必要がある。十分な競争とは、通常、少なくとも 3 つの独立した下請企業／納入業者の見積りを有することと想定される。やむを得ない事情がある場合は、契約担当官は提案の提出前に、1 つまたは 2 つの見積りを受け入れる場合もある。
- (C) 受注者は見積り項目の費用の内訳（作業員の種別、時間、材料、下請企業／納入業者の見積りおよび受注者の利益と一般管理費）が分かる入札積算表の写しを提示しなければならない。下請企業／納入業者の見積りは、発注者が価格に含まれるサービスの範囲が確認できるよう、十分に詳細である必要がある。

続いてセクション L/M について、基本契約者選定では技術情報を提出する Phase1 と、Phase1 を通過した企業のみが参加し価格競争を行う Phase2 の二段階選定方式が採用されている。Phase1 および Phase2 での評価手法については、入札案内書の中

で表-91 のとおり説明されている。

Phase1 の要素 1 では競争参加者の実績が、過去に実施した工事の発注者により表-92 の基準に基づき評価された。

表-91 評価方法

Phase	要素	提出物	評価方法
1 技術 情報	要素 1： 直近かつ関連 工事実績	以下の内容を含み、元請として従事した過去3年間の2～5件の実績について、工事の概要（名称、契約情報、担当者、連絡先）と実績工事の発注者が記入する評価シート（50%以上完了している工事のみが対象） ・道路建設（道路の掘削や盛土を含む） ・道路排水（排水溝の建設やカルバートの設置を含む）	<技術的に許容可能> 求められる経験があり、かつ ・評価シートで“悪い”，“不十分”が無いこと。かつ、 ・2つ以上の“許容範囲”がないこと <技術的に許容できない> 求められる経験がない。または、 ・1つ以上の“悪い”，“不十分”がある。または、 ・3つ以上の“許容範囲”があること
	要素 2： 保証金 支払能力	以下の基準を満たす入札・履行・支払いボンド ・ボンド会社は条件を満たした引受人であること ・\$3Mの単独契約 ボンド会社からのレターや署名入り文書	<技術的に許容可能> ・ボンド会社は条件を満たしており、かつ、 ・所定額（\$3M）を満たしている。 <技術的に許容できない> ・ボンド会社は条件を満たしていない、または、 ・所定額（\$3M）を満たしていない。
2	要素 3： 価格提案	初回個別発注に関する見積書	合理性：提案された単価は現在の市場において、効率的な個別発注の遂行に合理性がある。 現実性：予定される工事と提案価格の両立性により評価される。政府見積りに対して提案価格が非現実的に高い/低い場合は入札案内での要求事項の理解に不備があり、説明機会を経ることなく提案書を受け入れない可能性がある。

表-92 技術点の基準

評価	定義
傑出している (Outstanding)	加点を正当化するに十分な傑出した実績を提示している。 “優秀”を明らかに超える状況において稀なものとして利用される。
優秀 (Excellent)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が効果的。
良い (Good)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が概ね効果的。
許容範囲 (Fair)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が多少効果的。
悪い (Poor)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が最低限度。
不十分 (Unsatisfactory)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が効果的ではない。

価格提案は初回個別発注に対する見積りとして提出された。価格の評価では、提案された価格が入札案内の要求に対して合理的および現実的であるかを決定し、非現実的に高いまたは低い価格の場合は、競争参加者が要求を理解していないまたは非現実的な提案をしていると見なされ、提案が排除される。許容可能な提案のうち、価格の低い順に8者以下の競争参加者は基本契約者として選定され、さらに最低価格を提示した者が初回個別発注の受注者となる。

初回個別発注の見積り表を表-93に、初回個別発注で撤去工事の対象となった橋梁を図-31示す。

表-93 初回個別発注の見積り表

支払い項目		数量	単価	入札額
15101-0000	着工準備	一式		
15201-0000	調査, 遣り方	一式		
15705-1500	土壌流出・堆積物管理	100 フィート		
20101-0000	刈払い, 徐根	0.2 エーカー		
20304-2000	橋梁撤去	一式		
20401-0000	道路掘削	1,300 立方ヤード		
25215-0000	転石	5 箇所		
62201-3400	サムアタッチメント付き油圧ショベル (容量1立方ヤード以上)	10 時間		
62502-0000	芝張り	1,000 平方ヤード		
			合計	\$



図-31 初回個別発注の対象となった橋梁

③ 個別発注

(i) 発注状況

2010年3月の基本契約締結から2012年8月までに発注された9件の個別発注がFBOで確認された。基本契約者8者の受注状況として企業情報、受注件数および契約額を表-94にならびに概要を表-95に示す。

発注された9件の個別発注は道路関連の維持管理・補修、空港の滑走路・誘導路の補修、駐車施設の建設等に関するものである。契約額は当初の基本契約の入札案内に記された\$5,000~\$5Mに対して、約\$20万~\$1.8Mとなっている。

表-94 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Bowers Construction Inc	30	\$8,223,914	1件	\$323,524
2	Cates & Erb Inc	25	\$6,321,780	-	-
3	Cat Works LLC	10	\$2,500,000	1件	\$603,950
4	CP Construction LLC	12	\$5,500,000	1件	\$1,346,889
5	Doyon Project Services	8	\$478,401	1件	\$1,635,627
6	Randolph Construction Services Inc	45	\$23,000,000	-	-
7	Saybr Contractors Inc	40	\$17,920,800	3件	\$2,263,588
8	Waka Group Inc	11	\$1,380,000	2件	\$527,875
	合計			9件	\$6,701,453

表-95 個別発注一覧

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争参加者数
初回 DTFH70-10-R-00001	Jody Mullins Bridge Removal, Gifford Pinchot National Forest Lewis County, WA	2009/11/24	2010/3/10	107 日	\$323,524	9 者
① DTFH70-10-R-00005	White Chuck River Road Emergency Repairs, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest, Snohomish, Washington	2010/4/27	2010/6/9	44 日	\$1,635,627	4 者
② DTFH70-10-R-00011	Suiattle River Road Emergency Repairs, Mount Baker - Snoqualmie National Forest, Snohomish, Washington	2010/6/7	2010/8/6	61 日	\$1,784,781	4 者
③ DTFH70-11-R-00001	Quinault South Shore Road, Pedestrian Enhancement, Olympic National Forest, Grays Harbor County, Washington	2010/10/29	2010/12/13	46 日	\$93,856	6 者
④ DTFH70-10-R-00014	Upper White Chuck River Road Decommissioning, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest National Forest, Snohomish County, Washington.	2011/2/2	2011/4/22	80 日	\$434,019	5 者
⑤ DTFH70-11-R-00006	Lake Crescent Riprap Bank Armoring; Olympic National Park, Park County, Washington	2011/6/14	2011/8/8	56 日	\$603,950	4 者
⑥ DTFH70-11-R-00013	Benham Creek Permanent Repairs, Gifford Pinchot National Forest, Lewis County, Washington	2011/6/28	2011/8/16	50 日	\$1,346,889	4 者
⑦ DTFH70-11-R-00014	Tacoma Pass Road FSR 52 Emergency Repairs, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest, Pierce County, Washington	2011/7/26	2011/8/24	30 日	\$229,825	4 者
⑧ DTFH70-12-R-00003	FSR 99 Culvert Replacement and Roadway Repairs, Gifford Pinchot National Forest, Skamania County, WA	2012/6/20	2012/8/15	57 日	\$248,982	1 者

(ii)評価

9 件の個別発注のうち⑤の 1 件を除き、全ての案件で最低価格の基準に基づき受注者が選定されている。

⑤では LPTA を採用しており、元請け企業または下請け企業の「はしけ」を利用した工事の過去実績の提出が求められた。

要素 2 では、WFLHD は要素 1 で挙げられた過去の工事の発注者に連絡を取り、実績の評価を求めた。

最終的に技術的に許容可と判断された企業の価格提案を確認し、最低価格の提案者が受注者となった。

表-96 個別発注⑤の技術提案項目と基準

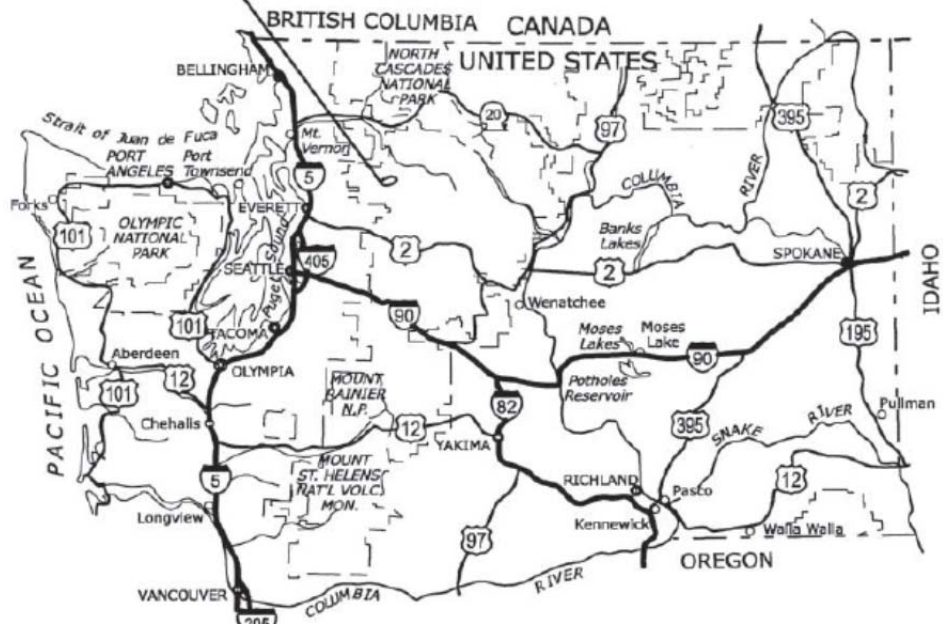
項目	基準
要素 1 直近の元請けまたは主要下請け企業として のはしけ工事の実績	過去 5 年以内に元請けまたは主要な下請け企業として、はしけから実施された陸上の工事について 2 件以上の実績を保有する。それぞれの契約は\$100,000 以上の案件とする。
要素 2 要素 1 で挙げた工事での実績の評価	対象となる過去実績の評価（不十分、最低限度、十分、優れている、非常に優れている）で、「不十分」がなく、かつ 2 つ以上の「最低限度」がないこと。

(iii)個別発注④：White Chuck River 道路廃道工事

本個別発注は、ワシントン州北部の国立公園内を通過する White Chuck River Road（森林道路 23 号線）で、0.3 マイルの道路再建設と 4.8 マイルの廃道を行う。プロジェクトは掘削、道路除去、カルバートの除去、排水設備や道路の修繕、割栗石の設置等を含む。契約額は\$434,019 で、他の個別発注と比較して中規模の案件である。

基本契約者 8 者のうち入札に参加したのは 5 者であり、競争参加者は表-97 の全 32 項目の見積りを提出し、最低価格で受注者を決定している。

Project Location



WASHINGTON KEY MAP

図-32 個別発注④ 工事箇所 1

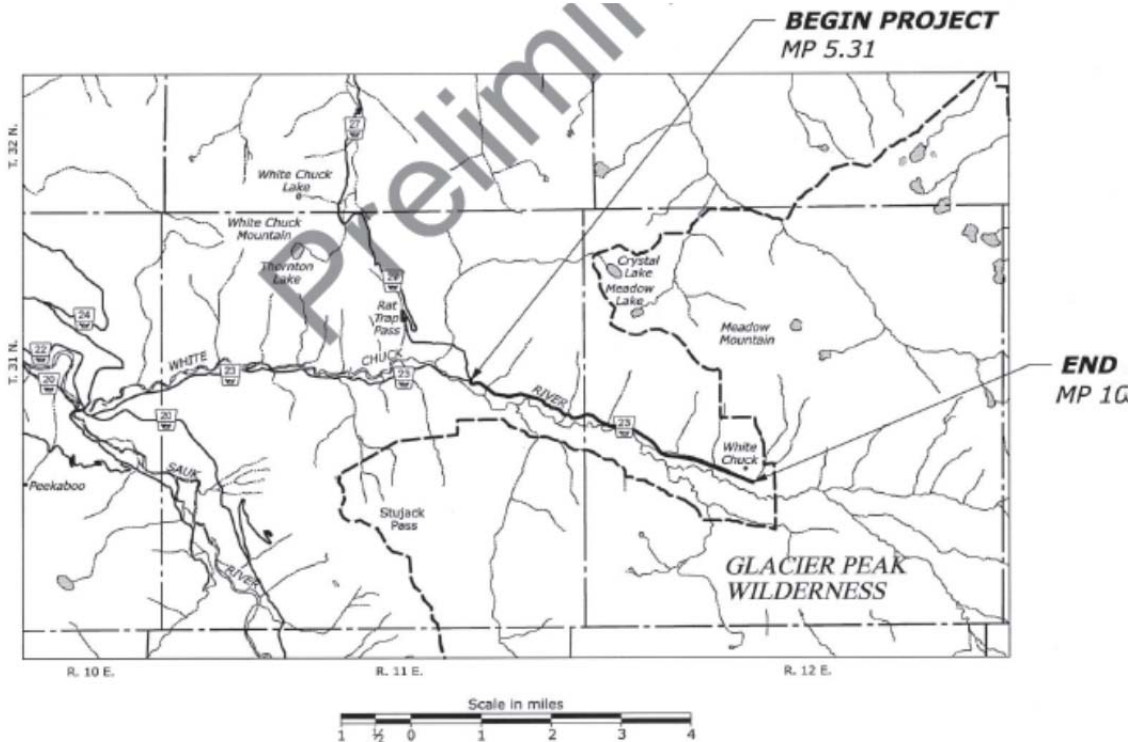


図-33 個別発注④ 工事箇所 2

表-97 個別発注④の見積り表

支払い項目		数量	単価	入札額
15101-0000	着工準備	一式		
15201-0000	調査, 遣り方	一式		
15301-0000	品質管理	一式		
15401-0000	試験	一式		
15501-0000	工程作成	一式		
15705-1500	土壌流出・堆積物管理	3,150 フィート		
15801-0000	散水 (防塵目的)	25M ガロン		
20301-1900	パイプカルバート撤去	38 箇所		
20301-2100	トイレ施設撤去	1 箇所		
20301-2200	標識および基礎撤去	1 箇所		
20301-2700	焚き火場撤去	1 箇所		
20425-1000	側溝, 掘削, クロス側溝	1,030 フィート		
21101-2000	道路廃道, 手法 2	1,605 平方ヤード		
21101-2000	道路廃道, 手法 2 (路面掘起のみ)	7,160 平方ヤード		
25101-2000	捨石工, クラス 2	1,465 立方ヤード		
25125-0000	転石	32 箇所		
30303-3000	道路修繕	4,000 平方ヤード		
30802-1000	道路碎石, 手法 1	1,170 トン		
60201-0800	24"パイプカルバート	110 フィート		
60201-1000	36"パイプカルバート	42 フィート		
62201-0250	ダンプトラック (10 立方ヤード以上)	150 時間		
62201-2050	ローラー	16 時間		
62201-2850	モーターグレーダー (ブレード幅 12'以上)	30 時間		
62201-3150	サムアッタチメント付き油圧ショベル, キャタピラ型 (1 立方ヤード以上)	170 時間		
62201-3750	チェーンソー (作業員なし)	10 時間		
62301-0000	一般作業員	50 時間		
62405-0400	表面保護工, 厚さ 6"	1,200 平方ヤード		
62502-0000	芝張り	15,000 平方ヤード		
63302-0000	表示板システム	23.75 平方フィート		
63501-0000	暫定交通管理	一式		
64603-1000	既製汲み取りトレイの設置	2 箇所		
64620-0200	衛生施設の撤去と再設置, 建屋のみ	1 箇所		
			合計	\$

(2) 陸軍工兵隊ニューオリンズ管区によるハリケーン防護施設の復旧事業

① 事例概要

事例の概要を表-98に示す。

表-98 事例概要

項目	内容
案件名	Multiple Award Task Order Contract(MATOC) Greater New Orleans and Southern Louisiana Hurricane Protection and Restoration
入札案内番号	W912P8-10-R-0050
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	米国陸軍工兵隊, ニューオリンズ管区
事業概要	ハリケーン防護施設の復旧 (堤防, 擁壁護岸, 揚排水ポンプ場, 道路, カルバート・U字溝用水路工事, コンクリート橋, 水路の拡張・ライニング, 表面保護工, 前浜保護)
中小企業保護対策	競争参加者を HUBZone に所在のある年間売上高\$33.5M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	26 者
基本契約者数	9 者 (予定 5 者以上)
契約期間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
基本契約総額	\$250M
個別発注規模	\$10M - \$50M (初回 TO は \$5M - \$10M)
最低保証額	\$10,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2010/7/15 入札案内 : 2010/7/23 入札締切 : 2010/8/24 (最終変更時) 特定 (基本契約) : 2010/12/20 特定 (初回 TO) : 2010/12/21
基本契約者の選定基準	トレードオフによる総合評価 (FAR15.101-1 と補完規則) 要素 1 : 安全を含む過去実績 要素 2 : 提携者を含む技術経験 要素 3 : 管理体制と主要担当者 要素 4 : 初回 TO に対する技術アプローチ (工程管理を含む) 要素 5 : 価格提案 重要度 : 要素 1 > 要素 2, 3, 4 > 要素 5 要素 5 (価格) は評点を行わないが, 総合評価の決定に対して重要となる

本事例は、陸軍工兵隊ニューオリンズ管区が複数保有する河川事業を対象とした MATOC の 1 つであり、広域ニューオリンズ都市圏および南部レイジアナ地域を対象とする HUBZone 企業を対象とした中小企業保護対策事業である。

ハリケーン防護施設の復旧として、堤防、擁壁護岸、揚排水ポンプ場、道路、カルバート・U字溝用水路工事、コンクリート橋、水路の拡張・ライニング、表面保護工、前浜保護など様々な施設を対象としている。

入札案内時の予定では、基本契約総額が\$2 億 5,000 万、個別の個別発注の規模は\$1,000 万～\$5,000 万であり、ニューオリンズ管区の中では中～大規模の MATOC に位置づけられる。

基本契約期間は 1 年間であり、別途 1 年間の追加年度が 2 回 (合計で 3 年間) となっている。基本契約の入札案内の中では、初回個別発注が提示されていて、競争参加者はこの個別発注への価格提案を行う。

初回個別発注を対象とした現場視察会には 50 者近くが参加した。26 者が入札に参加し、9 者が基本契約を締結している。

② 基本契約

基本契約の要求提案書の目次と内容を表-99に示す。基本契約者の選定方法が説明されている Section00130 について記述する。

表-99 提案要求書の目次と内容

目次	内容
Division 00 - Procurement and Contracting Requirements	基本契約に関する調達・契約要求
*Solicitation, Offer and Award	案件情報
00100 Instructions To Bidders	入札情報 (FAR52 抜粋)
00130 *Instructions for Proposal Preparation Evaluation Factors	技術提案項目と評価方法
00600 Representations and Certifications	表明と証明 (FAR52 抜粋)
00700 Contract Clauses	契約条項 (FAR52 抜粋)
Division 01 – General Requirements	(主に TO に関する) 一般契約要求
01100 General Provisions	一般条項
Sample EM Format File	安全衛生に関する規定・サンプル
01 32 16.00 20 Construction Progress Documentation	工事進捗管理書類
01 33 00 Submittal Procedures	提出手続き
01 42 00 Sources For Reference Publications	参照資料 (ASTM, USACE 内部資料など)
01 45 02.00 10 Quality Control System (QCS)	品質管理基準
01 45 04.00 10 Contractor Quality Control	受注者向け品質管理の基準
Attachment: Contractor Quality Control	マニュアル, 計画書フォーマット
01 78 02.00 10 Closeout Submittals	竣工書類

*は基本契約と初回個別発注の双方に関連する。

提案は Volume I (安全を含む過去実績), Volume II (技術提案) と Volume III (価格提案) に分けて提出される。Volume I と Volume II の枚数は最大で 70 頁の制約がある。なお本契約の受注者選定プロセスで協議は行われぬ。

評価項目の内容を表-100 に示す。基本契約者は FAR15.101-1 および関連する補完規則に規定されるトレードオフによる総合評価に基づき決定される。

表-100 評価項目と提出物

No.	評価項目	提出物
Vol. I	要素 1: 安全を含む過去実績 元請けとして過去 6 年以内に実施した 最大 6 件の同種工事に関する実績	過去に実施した工事の発注者による、品質、顧客満足度、工期厳守、予算管理力、下請け企業の管理能力、安全に関する評価シート
Vol. II	要素 2: 提携者を含む技術経験 最大 6 件の同種工事に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・経験した工事の概要 (当該 MATOC との関連性の記述を含む) ・経験した工事での下請け企業のリストと外注比率 ・主要下請け企業、共同企業体、チーム受注者、パートナーとの良好な関係の証拠
	要素 3: 管理体制と主要担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理計画書 ・主要担当者の経歴・資格証明証
	要素 4: 技術アプローチと施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・初回個別発注に対する技術提案
Vol. III	要素 5: 初回個別発注への価格提案	<ul style="list-style-type: none"> ・初回個別発注の見積り ・見積額 20%相当の入札バンド ・共同企業体、下請け協定書 (適宜) 等

Volume I は表-101 の基準により 6 段階で評価される。

Volume II は表-102 の 5 段階で評価され、さらに表-103 に従いリスク評価が行われる。

表-101 Volume I (要素 1) の評価基準

評価	定義	リスクレベル
非常に優れている Exceptional	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することは疑いの余地がない	とても低い
優れている Good	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにほとんど疑いがない	低い
十分な Satisfactory	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにいくらかの疑いがある	中程度
最低限度 Marginal	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにかかなりの疑いがある	高い
不十分 Unsatisfactory	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することに極度な疑いがある	とても高い
不明確 Neutral	提案者には、有意義なリスク予見を行うだけの関連する過去実績が乏しい/ない	不明

表-102 Volume II (要素 2,3,4) の評価基準

評価	定義	リスクレベル
非常に優れている Exceptional	提案書は入札案内で示した要求事項を大幅に超えており、契約の目標・目的の理解が非常に優れている。弱みのない際立った強みがある。当初の提出物に対する追加提出物や修正の必要がない。政府にとって低いリスクによる成功へのとても高い見込みがある。	とても低い
優れている Good	提案書は入札案内で示した要求事項を超えており、契約の目標・目的の理解が優れている。若干の弱みと、際立った強みがある。当初の提出物に対して若干の追加提出物や修正の必要がある。政府にとって低・中程度のリスクによる成功への高い見込みがある。	低い
十分な Satisfactory	提案書は入札案内で示した最低要求事項を満たしており、契約の目標・目的の理解が許容できるレベルにある。いくらかの弱みと、複数の強みがある。当初の提出物に対していくらかの追加提出物や修正の必要がある。政府にとって中程度のリスクによる成功への良好な見込みがある。	中程度
最低限度 Marginal	提案書は入札案内で示した最低要求事項をわずかに満たしておらず、契約の目標・目的を十分に理解していない。多くの弱みと、いくらかの強みがある。当初の提出物に対して重大な追加提出物や修正の必要がある。政府にとってリスクが高く、成功への見込みが低い。	高い
不十分 Unsatisfactory	提案書は入札案内で示した最低要求事項を満たしておらず、契約の目標・目的を理解していない。多くの弱みがあり、強みがない。入札案内の要求事項を満たすためには完全に新しい提出物が必要となる。政府にとってリスクがとても高く、成功への見込みが低い。	とても高い

表-103 Volume II (要素 2,3,4) のリスク評価

評価	定義
とても低いリスク Very low	提案書は明確な弱みがなく十分な強みを持つ。工期の遅延、コストの増大、品質の低下に関する可能性はないもしくはとても限定的である。基本契約者による通常の努力や発注者による限定的なモニタリングにより、いかなる困難も最小限とすることができる。
低いリスク Low risk	提案書の弱みは工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こす多少の可能性はある。基本契約者による通常の努力や発注者による通常のモニタリングにより、いかなる困難も最小限とすることができる。
中程度のリスク Moderate risk	アプローチには弱みがあり、工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こすことになる、いくらかの可能性はある。しかしながら、基本契約者による特別な重点的な管理や発注者による緊密なモニタリングにより、困難も最小限とすることができる。
高リスク High risk	アプローチには弱みがあり、基本契約者による特別な重点的な管理や発注者による緊密な管理を持ってしても、深刻な工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こす可能性がある。提案書には補償に関する声明を含むものとする。
とても高いリスク Very high	アプローチには重大な弱み/欠陥があり、深刻な工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こすことになる。基本契約者は契約の目標・目的を理解しておらず、政府はこのリスクを受け入れる事はできない。

価格提案は初回個別発注が対象となり、47項目のユニットプライスと総額を提案する。価格提案は点数化されないが、過去の価格、他の入札者の価格、政府見積り等によりその妥当性が評価される。初回個別発注は技術提案と価格提案の全体に対する最良の総合評価を提案した者が選定される。

ここで提案される見積りや単価は基本契約者の選定および初回個別発注の受注者選定や契約の履行に対してのみ適用されるもので、後の個別発注に対して拘束されるものではない。数量に変更の可能性のある特定の項目について（杭の載荷試験、杭の引抜試験、アクセス道路およびコンクリート先掘防止工）は、予定数量からの変更に関する条項が適用され、実績数量の増減が大きい（85%以下、もしくは115%以上）場合には単価の調整や工期の変更の対象となる。

初回個別発注の位置図と平面図の例を示す。

表-104 初回個別発注の数量表

支払い項目		数量	単価	入札額
0001	着工準備, 撤去	一式		
0002	安全防護柵	1,700 フィート		
0003	作業足場	一式		
0004	ビデオ, 写真による記録書類	一式		
0005	枠型シートパイル設置	一式		
0006	暫定交通整理	一式		
0007	暫定土留め構造物	一式		
0008	シルトフェンス	3,100 フィート		
0009	トラック洗浄架台	一式		
0010	アンカー型強化緑化システム	600 平方ヤード		
0011	分別解体	一式		
0012	排水用プレキャストベント管	4 箇所		
0013	バルブ操作用プラットフォーム	一式		
0014	排水管継手 (48")	2 箇所		
0015	排水管継手 (30")	1 箇所		
0016	排水管 (48")	125 フィート		
0017	排水管 (30")	62 フィート		
0018	配電盤 (600V 以下)	一式		
0019	統合開閉システム	一式		
0020	ジオテキスタイル分離膜	1,964 平方ヤード		
0021	整地	一式		
0022	掘削	2,300 立方ヤード		
0023	埋戻し	1,050 立方ヤード		
0024	点検溝	410 立方ヤード		
0025	築堤, 締固め盛土	一式		
0026	鋼製シートパイル, PZC-18 型	56,375 平方フィート		
0027	14"プレストレスト既成杭	2,728 フィート		
0028	H 鋼杭調達, HP14X89	19,208 フィート		
0029	H 鋼杭打設, HP14X89	18,575 フィート		
0030	つなぎ梁, HP14X89	453 フィート		
0031	鋼材, W18X65	975 フィート		
0032	鋼材, W18X130	35 フィート		
0033	杭の載荷試験			
0033AA	最初の載荷試験	1 箇所		
0033AB	追加の載荷試験	1 箇所		
0034	杭の引抜試験			
0034AA	最初の引抜試験	1 箇所		
0034AB	追加の引抜試験	1 箇所		
0035	負荷フレーム, 試験杭	一式		
0036	木製杭の調達および打設	200'		
0037	アクセス道路			
0037AA	最初の 500 立方ヤード	500 立方ヤード		
0037AB	追加の 500 立方ヤード	500 立方ヤード		
0038	金網フェンス, ゲート	一式		
0039	プレキャストコンクリート橋	一式		
0040	芝張りおよびメンテナンス	一式		
0041	既存配管の修正	一式		
0042	18"鋼製コルゲートパイプ	70 フィート		
0043	ガードレール	100 フィート		
0044	48"排水管バタフライバルブ	2 箇所		
0045	30"排水管バタフライバルブ	1 箇所		
0046	コンクリート洗掘防止工			
0046AA	最初の 460 立方ヤード	460 立方ヤード		
0046AB	追加の 100 立方ヤード	100 立方ヤード		
0047	ウェブカメラシステム	一式		
			合計	\$

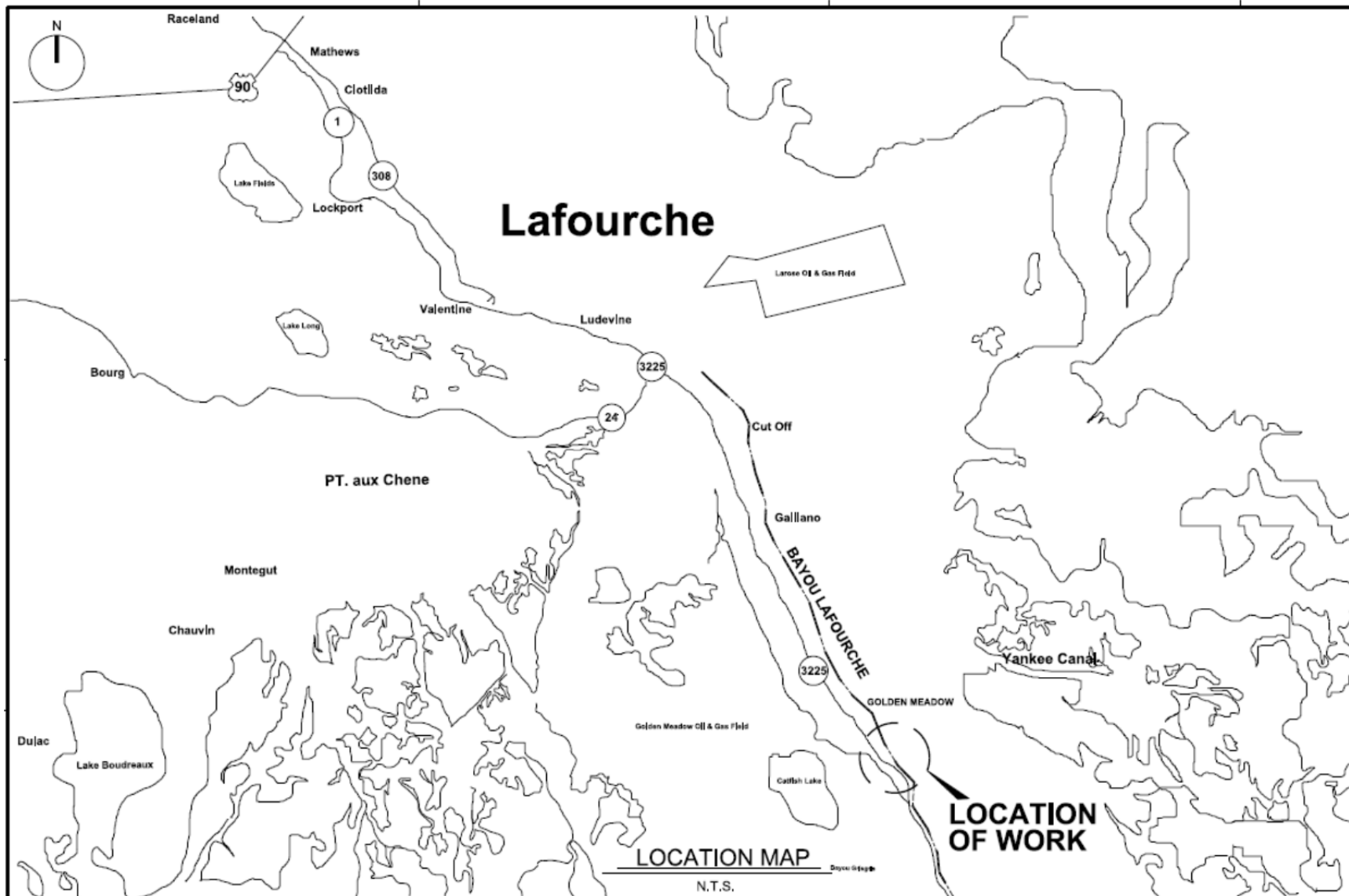


図-34 初回個別発注位置図

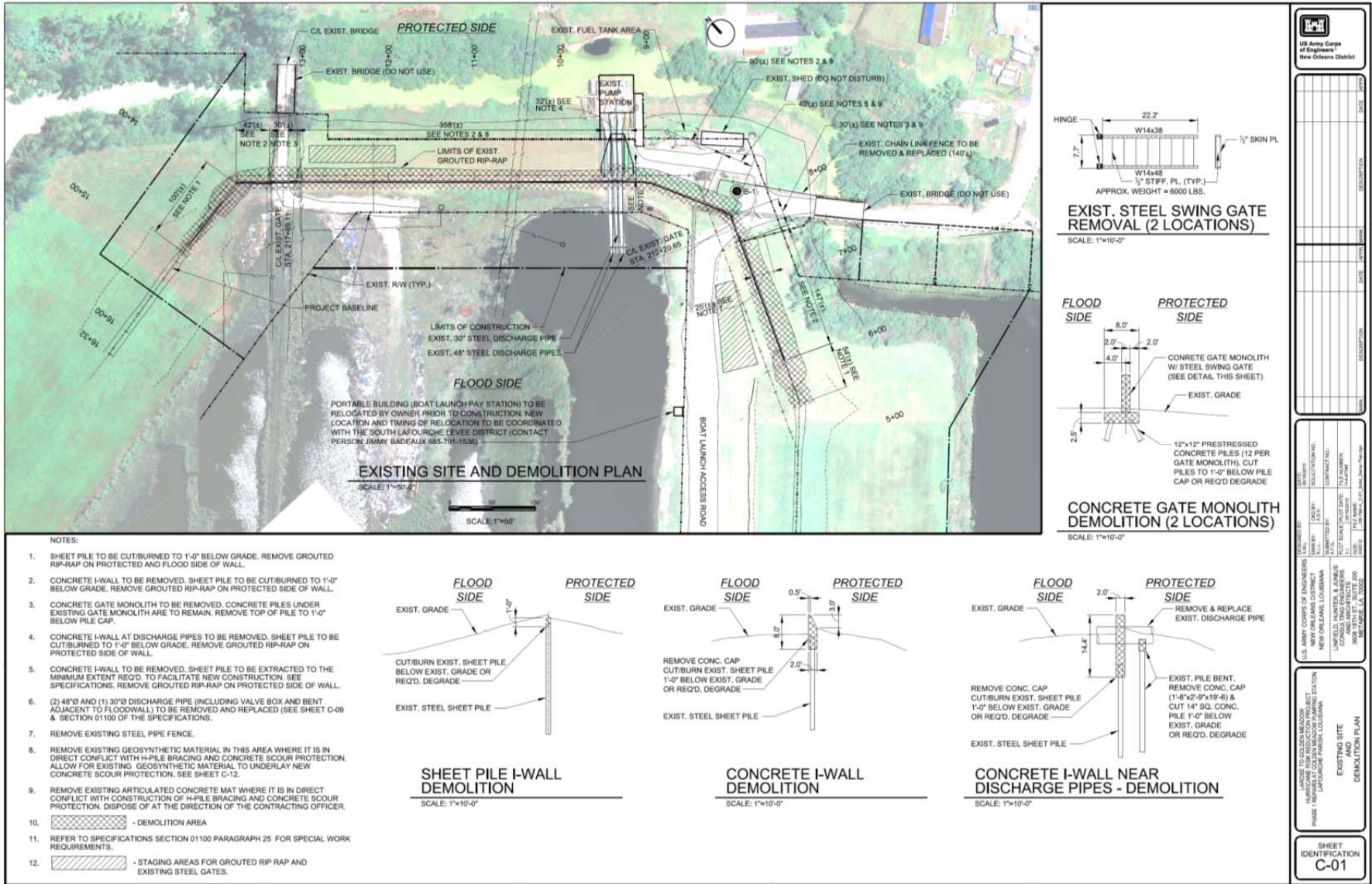


图-35 初回個別発注平面図の例

③ 個別発注

(i)発注状況

個別発注一覧および基本契約者 9 者の受注状況を表-105～表-107 に示す。

表-105 個別発注一覧 (1/2)

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争参加者数
初回 W912P8-10-R-0050	Phase 1 Repairs at Golden Meadow Pump Station, Lafourche Parish, LA	2010/7/23	2010/12/20	151 日	\$7,380,137	9 者
① OSP00511H0001	Two 300 CFS Pumps with Generator at Drainage Pump Station No. 5, Storm Proofing Interior Pump Stations, OSP-05, Orleans Parish, LA	2011/3/3	2011/4/6	35 日	\$30,837,663	不明
② WBV011-11-H-0004	West Bank and Vicinity, Mississippi River Levee Hurricane and Storm Damage Risk Reduction System (HSDRRS) Engineered Alternative Measures, WBV-MRL 1.1 Oakpoint to Oakville, Plaquemines Parish, LA	2011/3/25	2011/4/6	13 日	\$15,547,392	3 者
③ WBV03111H0005	West Bank and Vicinity, Mississippi River Levee Hurricane and Storm Damage Risk Reduction System (HSDRRS) Engineered Alternative Measures, WBV-MRL 3.1 Belle Chasse to Oak Point, Plaquemines Parish, LA	2011/3/25	2011/4/6	13 日	\$10,244,100	5 者
④ SELA11H0002	HubZone MATOC Task Order for Southeast Louisiana (SELA 13) Justice Canal and Oil Company Improvement Project, Jefferson Parish, Louisiana	2011/3/4	2011/6/21	110 日	\$13,642,183	5 者
⑤ LGM022-11-H-0003	MVN HUBZONE MATOC Task Order LGM-022a Larose to Golden Meadow Hurricane Protection Project, Phase 1 Repairs of the Larose Floodwall Reach 1, Lafourche Parish, LA	2011/7/25	2011/8/15	22 日	\$5,190,804	8 者
⑥ SELA10-11-H-0007	FY11 Hubzone MATOC Task Order for SELA Project, Mayronne Canal Improvements (Dugues Canal to Westwood Drive), Jefferson Parish, La	2011/8/9	2011/8/29	21 日	\$3,345,580	8 者
⑦ WBV15B-11-H-0006	West bank and Vicinity, Hurricane Protection Project, Lake Cataouatche Area, Lake Cataouatche Pump station #2 Engine Replacement, Jefferson Parish, LA	2011/8/15	2011/9/12	29 日	\$1,371,654	6 者
⑧ MOR037-11-H-0010	Morganza Control Structure, Piezometer and Relief Well Repair, Pointe Coupee Parish, Louisiana	2012/4/30	2012/6/1	33 日	\$1,044,710	8 者
⑨ SELA14-11-H-0011	HUBZone MATOC Task Order SELA 14; Southeast Louisiana, Urban Flood Control Project, Industry Canal Drainage Improvements, (Oakwood Canal to Algiers Outfall Canal), Jefferson Parish, Louisiana	2012/5/30	2012/7/5	37 日	\$18,642,772	8 者
⑩ NOV04B-11-H-0008	Hubzone MATOC Task Order for Hurricane Protection System West Bank Non-Federal Levee NOV-NF-W-04b, Oakville to La Reussite Fronting Protection at Ollie Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2012/8/1	2012/9/15	46 日	\$11,494,831	8 者
⑪ MRL070-11-H-0014	HubZONE MATOC-Mississippi River Levees, Orleans Levee District Ietm M-104 to 102-L, Carrollton Levee Enlargement and Concrete Slope Pavement, Orleans Parish Louisiana	2012/9/17	2012/9/28	12 日	\$3,799,212	6 者
⑫ OWR070-11-H-0012	MVN HUBZONE MATOC Task Order Atchafalaya Basin Levees, West of Berwick, OW-R - 90, 91, 92, Franklin, Centerville, and Northbend Pumping Stations, St. Mary Parish, Louisiana	2012/9/17	2012/9/26	10 日	\$1,997,240	8 者
⑬ OWR087-11-H-0013	MVN HUBZONE MATOC Task Order for Solicitation for Atchafalaya Basin for Atchafalaya Basin Levee West of Berwick, OW-R-87, 88, Wax Lake East & West Pumping Stations, St. Mary Parish	2012/9/18	2012/9/26	9 日	\$1,997,895	8 者
⑭ MRL001-11-H-0016	MRL001-11-H-0016 - Southern University, Campus Road, CAP Section 14, East Baton Rouge Parish, LA	2012/9/29	特定通知 掲載なし	-	-	-
⑮ NOV05B-11-H-0009	New Orleans to Venice, NOV-05B, St. Jude to City Price, Fronting Protection at Diamond Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2012/9/20	2012/10/16	27 日	\$ 8,162,728	7 者
⑯ WBV082-11-H-0022	HUBZone MATOC Task Order for West Bank & Vicinity, New Orleans, Louisiana, Hurricane Protection Project, East & West of Algiers Canal, WBV-82, Gulf South Pipeline Utility Crossing, Orleans Parish, LA	2012/11/9	2012/12/18	40 日	\$2,760,755	7 者

表-106 個別発注一覧 (2/2)

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争 参加 者数
⑰ MRL020-11-H-0015	MRL020-11-H-0015 - Mississippi River Levees, Pontchartrain Levee District Item M-216.2 to 214-L, Manchac Levee Enlargement	2012/9/29	2012/12/12	75 日	\$3,947,740	7 者
⑱ LPV104-11-H-0025	MVN HubZone MATOC, Lake Pontchartrain & Vicinity Hurricane Protection Levee, Orleans Metro Seepage Cutoff, Seabrook to Franklin Ave., LPV 104.02b, B/L.Sta. 355+50 to B/L.Sta. 405+50. Orleans Parish, Louisiana	2012/12/20	2013/1/31	43 日	\$2,173,750	8 者
⑲ LPV32B-11-H-0017	MVN HUBZONE MATOC Task Order for Lake Pontchartrain, LA and Vicinity, Hurricane Protection Project, LPV-03.2B.1 - Landside Drainage Along West Return Floodwall, Jefferson Parish, LA	2012/12/20	2013/2/5	48 日	\$2,992,817	6 者
⑳ WBV083-11-H-0023	MVN FY11 HubZone MATOC Task Order for West Bank and Vicinity, Hurricane Protection Project, East & West of Algiers Canal, Orleans Parish, LA, WBV-83, N.O. Sewerage & Water Board, 42" Sewer Force Main & 12" Waterline	2012/11/21	2013/2/5	77 日	\$3,017,287	6 者
㉑ OWRMCS-11-H-0026	Atchafalaya Basin Levee District, Mississippi River and Tributaries Project, Morganza Control Structure, Forebay Lower Guide Levee Enlargement, B/L.Sta. 252+00 to B/L.Sta. 335+25, Pointe Coupee Parish, LA	2013/1/8	2013/2/21	45 日	\$795,945	5 者
㉒ WBV081-11-H-0030	West Bank & Vicinity, New Orleans, Louisiana, Hurricane Protection Project, West of Algiers Canal, WBV-81 30 quote mark Chevron Pipeline Crossing, Orleans and Plaquemines Parishes, Louisiana	2013/1/30	2013/3/13	43 日	\$2,895,996	7 者
㉓ WBV14F-11-H-0024	HubZone MATOC Task Order for WBV-14f.2a, LA Hwy. 45 Levee, Armoring Pilot, Demonstration Project	2013/3/1	2013/4/12	43 日	\$1,564,499	7 者
㉔ NOV05B-11-H-0028	New Orleans to Venice, NOV-NF-W-05b, West Bank Non-Federal Levee, Wilkinson Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2013/5/30	2013/7/16	48 日	\$29,537,805	8 者
㉕ WBV09A-11-H-0032	West Bank and Vicinity, New Orleans, LA, East of Algiers Canal, WBV-09a.1, Hero Canal to Oakville Emergency Shelter, Plaquemines Parish, LA	2013/6/19	2013/7/24	36 日	\$775,568	3 者
㉖ ATC080-11-0034	MVN HubZone MATOC Atc. Basin Construction, Channel Training, and Repairs to Amerada Hess Closure, St. Martin and Iberia Parishes, Louisiana	2013/8/6	2013/9/3	29 日	\$742,000	5 者
㉗ OWR23B-11-H-0027	Operation Watershed, Morganza Control Structure, Scour Repairs Phase III, Morganza, LA	2013/8/23	2013/9/18	27 日	\$4,930,766	5 者
㉘ CAP205-11-H-0037	City of Carencro, Continuing Authorities Program, Section 205, Lafayette Parish, Louisiana	2013/9/10	2013/9/25	16 日	\$1,075,064	4 者
㉙ ALG38811H0038	Mississippi River Levees, Mississippi River and Tributaries Project, Algiers Levee District, Algiers Forebay Stability Berm B/L.Sta. 388+00 To B/L.Sta. 433+00, Orleans Parish, Louisiana	2013/8/30	2013/9/27	29 日	\$459,620	4 者
㉚ OWR04911H0036	West Bank Mississippi River Levee, Mississippi River and Tributaries Project (MRL), Atchafalaya Basin Levee District, Pointe Coupee Seepage Control, New Roads Relief Wells, Pointe Coupee Parish, Louisiana	2013/9/3	2013/9/28	26 日	\$3,448,644	5 者
㉛ NOV07B-11-H-0029	New Orleans to Venice, NOV-07b, Fronting Protection, Sunrise & Grand Liard Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2013/8/28	2013/10/7	41 日	\$23,613,325	8 者
㉜ WBV74A11H0035	HUBZone MATOC Task Order for West Bank and Vicinity, New Orleans, LA, Hurricane Protection Project, WBV-74a, Emergency Shelter With Control House, St. Charles Parish, Louisiana	入札案内 掲載なし	2014/1/10	-	\$1,169,764	5 者
㉝ CP2052-11-H-0039	City of Carencro - Phase 2, Continuing Authorities Program Section 205 - State Project Number H.010898, Lafayette Parish, Louisiana	2014/5/22	2014/6/19	29 日	\$1,633,675	6 者
合計<平均>				39.5 日	\$222,233,921 <\$7,068,345>	

表-107 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注 受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Healthon, Inc.	38	\$18,962,816	4 件	\$30,873,792
2	AquaTerra-CAYO 共同企業体	20	\$15,000,000	5 件	\$33,398,264
3	Reeves Electrical Services, LLC	30	\$10,000,000	2 件	\$3,995,135
4	CKY Inc.	6	\$4,000,000	-	-
5	Merrick Construction, LLC	60	\$19,067,936	5 件	\$30,657,704
6	Cycle Construction Co, LLC	55	\$32,700,000	5 件	\$56,393,666
7	Phylway Construction, LLC	150	\$28,158,072	5 件	\$37,193,979
8	Fleming Construction Co, LLC	250	\$30,832,772	5 件	\$27,381,314
9	Buck Town Contractors & Co.	25	\$8,000,000	2 件	\$2,340,067
	合計			33 件	\$222,233,921

(ii)個別発注の例⑩

本工事は、ニューオリンズ・アルジャーズ運河東西両岸におけるハリケーン防護事業である。契約額は約\$300万である。受注者選定は価格競争で行われた。表-108 のとおり入札案内書に示された 18 の基本工事の支払項目と追加で実施される可能性のある工事の 11 の支払い項目に対して、それぞれ示された数量とユニットプライスを乗じた金額の 2 点を記入し価格提案書を作成する。



図-36 個別発注⑩工事箇所

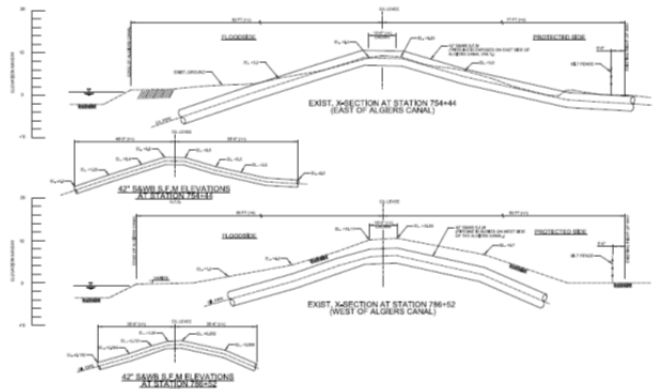


図-37 個別発注⑩標準断面の例

表-108 個別発注⑩の数量表

	支払い項目	数量	単価	入札額
基本工事				
0001	着工準備, 撤去	一式		
0002	仮設擁壁, 仮設洪水防御	一式		
0003	シルトフェンス	2,000 フィート		
0004	トラック洗浄架台	一式		
0005	整地	一式		
0006	掘削	一式		
0007	埋戻し	一式		
0008	排水	一式		
0009	築堤, 締め盛土	1,154 平方ヤード		
0010	鋼製シートパイル, PZ-27 型	8,910 平方フィート		
0011	H 鋼杭, HP14X73	1,756 フィート		
0012	種子散布とシート養生	2 エーカー		
0013	用土への石灰散布	2 トン		
0014	用土への硫黄散布	1 トン		
0015	肥料	-		
0015AA	最初の 120 ポンド	120 ポンド		
0015AB	追加の 100 ポンド	100 ポンド		
0016	既存配管の修正 (42"下水圧送管)	一式		
0017	12"水道管	一式		
0018	コンクリート洗掘防止工	1,740 平方ヤード		
			小計	\$
追加工事 (WBV-47.1 側@12 インチ水道管)				
0019	着工準備, 撤去	一式		
0020	シルトフェンス	1,000 フィート		
0021	整地	一式		
0022	掘削	一式		
0023	埋戻し	一式		
0024	築堤, 締め盛土	2,460 立方ヤード		
0025	種子散布とシート養生	1 エーカー		
0026	用土への石灰散布	1 トン		
0027	用土への硫黄散布	0.5 トン		
0028	肥料	-		
0028AA	最初の 60 ポンド	60 ポンド		
0028AB	追加の 50 ポンド	50 ポンド		
0029	12"水道管	一式		
			小計	\$
			合計	\$

(3) 陸軍工兵隊デトロイト管区による湖、河川の維持浚渫事業

① 事例概要

事例の概要を表-109 に示す。

表-109 事例概要

項目	内容
案件名	FY11 Multiple Award Task Order Contract (MATOC) for Maintenance Dredging Support, Great Lakes Districts
入札案内番号	W911XK-11-R-0018
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	米国陸軍工兵隊、デトロイト管区
事業概要	米国北部に位置する五大湖地域(デトロイト, シカゴ, バッファロー)における湖、河川の維持浚渫 (hydraulic, mechanical or hopper)
中小企業保護対策	競争参加者を年間売上高\$20M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	14 者
基本契約者数	10 者 (予定 5~10 者)
契約期間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
基本契約総額	\$49M
個別発注規模	\$5,000~\$3.5M
最低保証額	\$5,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2011/6/13 入札案内 : 2011/11/1 入札説明会 : 2011/11/15 入札締切 : 2011/12/1 特定 : 2012/2/23 契約 : 2012/2/24
基本契約者の選定基準	トレードオフによる総合評価 Volume I: 技術情報 Volume II: 過去/現在実績 Volume III: 価格提案書 (基本項目, 参考事業) 重要度 ・技術要素 > 現在/過去実績 ・技術要素 + 現在/過去実績 > 価格要素

本事業は米国北西部のカナダとの国境に位置する五大湖ならびに同地域(デトロイト, シカゴ, バッファロー)の湖、運河、河川の維持浚渫を行う中小企業を対象とした陸軍工兵隊のデトロイト管区を発注機関とする MATOC である。

予定された個別発注は\$5,000~3.5M の範囲で、契約期間を通じた発注総額の最大値は\$49M と中規模の MATOC である。

契約期間は 1 年間で基本年として別途 1 年間の追加契約が 2 回予定されている。5~10 者の予定に対して、14 者が入札に参加し、10 者が基本契約を締結した。

② 基本契約

基本契約の要求提案書の目次と内容を表-110 に示す。基本契約者の選定方法が示されている Section00100 について記述する。

提案は Volume I (技術情報), Volume II (現在/過去実績) および Volume III (価格) の 3 つに分けて提出される。3 つの提案書の相対的な重要度について表-111 のとおり説明されているが、具体的な配点や計算方法には言及していない。

表-110 提案要求書の目次と内容

目次	内容
Solicitation, Offer, And Award	案件情報
Section 00010 Pricing Schedule, Notes	見積り表, 注意事項
Bid Schedule No.1—Base And Option Years	見積り表 1—基本年と追加年
Bid Schedule No.2—Prototype Projects	見積り表 2—参考工事
Section 00100 Instructions, Conditions And Notices To Offerors	入札の概要
1.0 INTRODUCTION	提案の提出方法, 不的確な提案の措置, 入札保証金等について
Section 00110 Proposal Preparation Instructions To Offerors	提案書の作成について
1.0 General Instructions	内容, 期限, 書式
2.0 Proposal Volume Contents	評価項目の内容
Section 00120 Proposal Evaluation And Basis For Award	提案の評価方法
1.0 General Information	評価の概要
2.0 Evaluation Factors For Award	評価項目の相対的重要度, 各提案書の評価方法
3.0 Award And Debriefings	基本契約者の特定と結果説明
Section 00600 Representations & Certifications	表明と証明 (FAR52 抜粋)
Section 00700 Contract Clauses	契約条項 (FAR52 抜粋)
Section 00800 Special Contract Requirements	特別な契約条件 (天候の影響による延長, EFARS52 抜粋, 浚渫関連の海軍業務の条項など)

表-111 提案書の重要度

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術要素は過去実績よりも著しく重要度が高い ・技術要素と過去実績の組合せは価格よりも著しく重要度が高い |
|---|

受注者選定は FAR15.3 の「受注者選定」に準じて、トレードオフによる総合評価で実施される。各提案書の評価項目および評価方法については表-112 の通りである。

表-112 評価項目および評価方法

No.	評価項目	評価方法
Volume I 技術情報	<ul style="list-style-type: none"> ①浚渫の設備と専門性 ②品質管理/品質確保計画 ③主要担当者の経歴書 ④企業の安全計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目に対して評価 (回答の妥当性, アプローチの実現可能性) を行う。 ・各項目の重要度は①>②>③>④
Volume II 現在/過去 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の過去 3 年間での 3~5 の同種実績, もし企業として情報がなければ, 前身の企業, 担当者または予定の下請け企業についての実績 ・以前の発注者による過去実績証明 ・予定の浚渫の下請け企業またはパートナー名 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項を考慮 <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の商慣習 ・顧客との関係 ・提案の遂行能力 ・浚渫の下請け企業の過去実績 ・現在進行中の実績も含む。 ・実績の新しさ, 関連性, 傾向を考慮 ・以下の副次的要素を考慮。5 つの副次的要素の重要度は同等。 <ul style="list-style-type: none"> ①品質管理②工期厳守③管理の効率性④安全基準への準拠⑤連邦法・規則への準拠
Volume III 価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> <見積り表 1> <ul style="list-style-type: none"> ・主要担当者の人件費 (時間単価) ・計画書準備費用 (品質, 環境, 安全) ・一般管理費率 (%) <見積り表 2> <ul style="list-style-type: none"> ・参考事業単価: 4 項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・評点は行わない。 ・価格の「合理性」, 「現実性」について評価。

Volume I の技術情報の①～④の4要素に対して、より具体的に評価するための副次的な要素があり、表-113 の格付けに基づき評価される。これら副次的要素の評価を総合して、技術情報の評価となる。基本契約者となるには「許容範囲」を下回る評価があってはならない。

表-113 Volume I の副次的要素の評価

評価	定義
傑出している	提案書が要件に合致し、理解、アプローチが非常に優れている。強みが弱みをはるかに上回っている。業務遂行の失敗リスクが非常に低い。
良い	提案書が要件に合致し、要件への理解、アプローチが優れている。弱みを上回る強みを含んでいる。業務遂行の失敗リスクが低い。
許容範囲	提案書が要件に合致し、理解、アプローチが適切である。弱みを埋め合わせる強みを持つ、または契約業務の遂行には支障のないものである。業務遂行の失敗リスクは問題になるものではない。
最低限度	提案書が要件に明確に合致するものではなく、要件への理解、アプローチが適切ではない。強みによってカバーできない弱みを1つか複数含んでいる。業務遂行の失敗リスクが高い。
許容不可	提案書が要件に合致せず、1つまたは複数の欠陥を含んでいる。落札要件を満たさない。

現在/過去実績の評価では、3年以内の具体的実績、それらの傾向および関連性（施工方法の類似度）を考慮して評価を行う。関連性に対する格付けは表-114 のとおりである。また過去実績をより具体的に評価するために、5つの副次的要素が用いられる。

表-114 関連性の評価

評価	定義
高い関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模と本質的に同じである。
関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模と類似している。
弱い関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模を一部含んでいる。
関連なし	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模をわずかに含んでいる/含んでいない。

最終的にはこれまでの評価を総合し、適宜、他の付加的な要素も考慮して、提案者の信頼度を表-115 の4段階で判断する。情報が得られない場合は、最下段の未知の信頼性（評価なし）となるが、他の提案者と比較した場合に発注者にとって最も有利な提案とならず、不的確な提案となり得る。

表-115 現在/過去実績の評価2（信頼性）

評価	定義
強い信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる高い期待を持てる。
十分な信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる合理的な期待を持てる。
限定的な信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる低い期待を持てる。
信頼性なし	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる期待を持ってない。
未知の信頼性（評価なし）	直近/関連実績の記録がない、またはわずかで、有意な信頼性の評価を適正に付与できない。

価格提案は基本年度ならびに追加年度それぞれの人件費（3種）・計画書準備作成費用（3種）（表-116）ならびに一般管理費率のリストと、参考工事（表-117）に対しての見積りが提出される。これら項目は延長期間を含む全ての個別発注に適用される。価格の評価の目的は、入札案内の要求事項に対して提案者の価格が適正で現実的であるか、提案要求をよく理解していることを示しているかを判定することである。価格は評点されない。

表-116 見積り表 1 (基本年と追加年)

項目		単位	単価 (基本契約)	単価 (追加年 1)	単価 (追加年 2)
0001	人件費				
0001AA	プロジェクトマネージャー	時間			
0001AB	品質管理マネージャー	時間			
0001AC	フィールドエンジニア	時間			
0002	計画書準備作成				
0002AA	品質管理計画	ケ			
0002AB	環境計画	ケ			
0002AC	安全計画	ケ			
0003	一般管理費率 (変更を含む全ての TO の労務, 設備, 資材, 下請けに適用)	%			

表-117 見積り表 2 (参考工事)

項目	数量	単価	入札額
0001	グリーンベイハーバー浚渫-着工準備, 撤去	一式	
0002	グリーンベイハーバー浚渫	60,000 立方ヤード	
0003	グランドヘブンハーバー浚渫-着工準備, 撤去	一式	
0004	グランドヘブンハーバー浚渫	35,000 立方ヤード	
		合計	\$

③ 個別発注

(i) 発注状況

基本契約の提案要求書によると、個別発注の受注者の選定では LPTA が採用され、評価項目は設備能力、工期達成能力および価格となっている。

2012 年 2 月の基本契約以降、FPDS に掲載され 2014 年 8 月までに契約された 29 件の個別発注一覧、対象事業ごとの件数と基本契約者の個別発注受注状況を表-118、表-119 と表-120 に示す。基本契約年数は 1 年間であったが、期間延長が実施された。個別発注は 3 年間発注されているが、発注時期の偏りがなく、毎年約 10 件ずつ発注されている。契約額の総額は当初予定の \$49M に対して半分以下の約 \$23M にとどまっている。

個別発注の最大額は約 \$2.5M で、当初予定の最大額の \$3.5M の約 7 割程度である。事業対象は 2 種類に限られ、2 件の維持管理を除き、残りの 27 件のすべてが浚渫施設の建設となっている。

競争参加者数について、基本契約者の半数の 5 者以上が参加した個別発注が 4 件しかない。3 者または 4 者の場合が目立ち、平均で 3.6 者となっている。基本契約者の受注状況では、10 者のうち 3 者は全く受注していない。その他の 7 者については件数で 2 件～7 件、受注額で \$1.5M～\$6.1M となっている。

表-118 個別発注一覧

No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数	No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数
1	2012/3/20	2012/5/31	637,915	ZIKF	4	16	2013/8/22	2013/9/15	265,500	YIKF	5
2	2012/3/27	2012/4/30	336,175	YIKF	3	17	2013/8/22	2014/3/15	1,496,125	YIKF	3
3	2012/3/27	2012/4/30	333,508	YIKF	3	18	2013/9/9	2013/10/29	192,700	YIKF	4
4	2012/4/10	2012/8/17	1,111,000	YIKF	4	19	2013/9/17	2013/11/10	283,449	YIKF	6
5	2012/5/24	2012/7/15	532,400	YIKF	2	20	2013/9/20	2013/11/6	334,000	YIKF	4
6	2012/6/29	2012/7/30	247,375	ZIKF	5	21	2014/2/28	2014/5/31	822,500	YIKF	2
7	2012/6/29	2012/11/15	1,628,500	YIKF	2	22	2014/3/19	2014/6/4	592,200	YIKF	3
8	2012/8/13	2013/3/1	2,504,300	YIKF	3	23	2014/4/23	2014/9/5	1,124,410	YIKF	6
9	2012/12/17	2013/5/15	541,275	YIKF	4	24	2014/5/6	2014/6/1	163,264	YIKF	5
10	2012/12/27	2013/5/31	517,000	YIKF	3	25	2014/5/30	2014/7/28	443,600	YIKF	4
11	2013/4/11	2013/8/31	1,699,984	YIKF	3	26	2014/6/2	2014/6/29	939,608	YIKF	4
12	2013/4/17	2013/6/12	397,200	YIKF	3	27	2014/8/15	2014/10/25	392,000	YIKF	4
13	2013/4/22	2013/9/1	1,741,400	YIKF	4	28	2014/8/19	2014/8/24	606,925	YIKF	3
14	2013/6/24	2013/8/3	1,499,992	YIKF	2	29	2014/8/28	2014/11/6	358,400	YIKF	3
15	2013/7/12	2013/11/14	1,393,900	YIKF	3		平均		797,814		3.6

表-119 個別発注の対象事業

PSC	対象事業	案件数 (件)
YIKF	浚渫施設の建設	27
ZIKF	浚渫施設の維持管理	2

表-120 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	The King Co., Inc.	35	\$6,000,000	5 件	\$2,146,450
2	Roen Salvage Co.	32	\$1,604,279	3 件	\$5,639,600
3	Morrish-Wallace Construction, Inc	36	\$12,907,652	3 件	\$3,199,325
4	Faust Corporation	12	\$4,054,000	-	-
5	Marine Tech, LLC	16	\$5,400,000	-	-
6	MCM Marine, Inc.	44	\$8,132,598	7 件	\$2,820,062
7	Luedtke Engineering Company	44	\$13,635,383	6 件	\$6,111,276
8	Great Lakes Dock & Materials, LLC	18	\$8,208,639	3 件	\$1,488,557
9	Malcolm Marine Incorporated	8	\$1,284,000	2 件	\$1,731,335
10	Geo. Gradel Co.	100	\$16,000,000	-	-
	合計			29 件	\$23,136,605

(4) 海軍施設技術部南西師団による道路事業

① 事業概要

事例の概要を表-121 に示す。

表-121 事例概要

項目	内容
案件名	ID/IQ MACC for Paving Work at Various Locations within The Naval Facilities Engineering Command Southwest Area of Responsibility including but Not Limited to, AZ, CA, CO, NV, NM and UT.
入札案内番号	N6247311R0002
分類	Y-- Construction of structures and facilities Z-- Maintenance, repair, and alteration of real property
発注者	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core
事業概要	NAVFAC 南西師団の管轄する道路や駐車スペースの舗装の新設、補修、維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事
中小企業保護対策	競争参加者を年間売上高\$33.5M以下の企業に限定（HUBZone に所在のある企業に優位な評価）
支払い	固定価格
競争参加者数	26 者
基本契約者数	7 者（予定 3 者以上）
契約期間	1 年間（+追加 1 年間×2 回）
基本契約総額	\$100M（追加期間含む）
個別発注規模	\$5,000~\$5M
最低保証額	\$5,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2011/1/18 入札案内 : 2011/2/2 入札締切 (Phase1) : 2011/3/4 落札 : 2012/7/20 契約日 : 2012/7/24
基本契約者の選定基準	FAR36.3 「デザインビルドの二段階選抜手続き」 Phase1 要素 A: 技術的アプローチ 要素 B: 技術資格 要素 C: ボンドの提出 Phase2（総合評価により選定。Phase1 の提出物や評価結果は加味しない） 要素 1: 過去実績 要素 2: 安全管理 要素 3: 中小企業の活用 要素 4: 技術的解決方法 要素 5: (TO0001 に対する) 価格

本事業の対象地域は NAVFAC 南西師団の管轄するアリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州の 5 州内の道路や駐車スペースの舗装（アスファルト、コンクリート）の新設、補修（クラック、オーバーレイ、スラリーシール）、維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事（撤去、掘削、土工事、洪水排水システム、標示板設置）である。対象地域は上記の他、NAVFAC Atlantic の所管全域から発注される可能性がある。

予定された個別発注は\$5,000~\$5Mの範囲で、契約期間を通じた最大の発注総額は\$100Mである。個別発注は主にデザインビルドだが、工事だけの場合もある。契約期間は 1 年間で基本年として別途 1 年間の追加契約が 2 回予定されている。

② 基本契約

本事例はデザインビルドの案件を含むため、入札は FAR36.3 「デザインビルドの二段階選抜手続き」に準じて実施された。各 Phase での評価項目を表-122 に示す。Phase1 では、資格やボンドの提出等が審査される。Phase2 では Phase1 を通過した企業が過去実績や中小企業の活用度などに加えて価格の要素により評価される。Phase2 はトレードオフによる総合評価により選定され、Phase1 での提出物や評価結果は Phase2 では評価の対象とならない。3 者以上の予定に対して、26 者が入札に参加し 7 者が基本契約を締結した。

表-122 評価項目

Phase1	Phase2
要素 A : 技術的アプローチ 要素 B : 技術資格 要素 C : ボンドの提出	要素 1 : 過去実績, 要素 2 : 安全管理 要素 3 : 中小企業の活用 要素 4 : 技術的解決方法 要素 5 : 価格 (初回個別発注に対する見積り)

③ 個別発注

2012年7月の基本契約以降、2014年11月までに発注された53件の個別発注のリスト、対象事業ごとの件数と基本契約者の個別発注受注状況を表-123～表-125に示す。

53件のうち2012年9月が3件、2013年の3月～9月が10件の契約であったが、2014年4月から9月の間に39件が契約されており、延長期間となる3年目の契約数が多い。またアメリカの会計年度が10月～9月であり、年度の後半となる時期の契約が多いと推察される。競争参加者数の平均は4.6者である。1者入札が1件、2者入札は2件のみで、概ね3者以上が個別発注の入札に参加している。

工事内容は、空港の滑走路および誘導路、道路/橋梁/鉄道、駐車場施設等の建設、維持管理および補修/改修等である。さらなる個別発注の詳細は不明である。

受注状況に偏りがみられ、個別発注の約半数の28件を1者が受注していて、受注額でも約54%を占めている。

表-123 個別発注のリスト

No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数	No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数
1	2012/9/18	2012/12/19	516,822	Z1LB	5	28	2014/8/19	2015/5/31	2,548,272	Z2LB	6
2	2012/9/27	2013/1/10	455,000	Z2LB	5	29	2014/8/25	2015/5/31	386,863	Z2PZ	6
3	2012/9/30	2013/3/29	273,800	Z1LB	6	30	2014/8/28	2014/12/30	504,584	Z2PZ	5
4	2013/3/20	2013/6/4	232,338	Z2BD	6	31	2014/8/29	2015/9/30	907,686	Z2LB	2
5	2013/6/4	2013/10/15	327,500	Z2LB	6	32	2014/9/3	2015/6/30	1,324,024	Z2LB	5
6	2013/7/18	2014/7/18	328,500	Y1LZ	5	33	2014/9/8	2014/10/23	92,647	Z2LB	1
7	2013/9/9	2014/10/4	778,000	Z2LB	5	34	2014/9/12	2015/5/15	452,452	Z2LB	4
8	2013/9/9	2014/2/17	624,757	Z2LB	5	35	2014/9/12	2015/6/30	367,400	Z2LB	5
9	2013/9/13	2014/3/14	88,599	Z2LB	4	36	2014/9/12	2015/9/27	619,713	Z2LB	6
10	2013/9/25	2014/9/30	1,069,575	Z1LB	4	37	2014/9/17	2015/10/2	945,000	Z1LB	4
11	2013/9/27	2014/3/27	394,998	Z1LB	4	38	2014/9/18	2015/6/30	348,610	Z2LB	5
12	2013/9/30	2014/5/6	2,021,229	Y1LB	3	39	2014/9/19	2015/10/4	3,718,327	Z1LB	4
13	2013/9/30	2014/10/15	763,693	Z2LB	3	40	2014/9/20	2015/7/19	1,046,401	Z1LB	5
14	2014/4/15	2014/7/29	53,397	Z2LB	5	41	2014/9/20	2015/7/19	1,838,948	Z1LB	5
15	2014/4/18	2014/11/4	1,234,567	Z1LB	4	42	2014/9/23	2015/6/30	614,614	Z2PZ	5
16	2014/4/25	2014/7/8	333,300	Z2LB	4	43	2014/9/24	2016/4/21	4,038,986	Z2LB	3
17	2014/6/17	2014/8/22	383,000	Z1LZ	4	44	2014/9/28	2014/12/17	62,000	Z2LB	6
18	2014/6/25	2014/10/7	381,147	Z2LB	3	45	2014/9/29	2015/6/24	1,208,888	Z2LB	6
19	2014/6/27	2014/12/2	522,115	Z1LB	4	46	2014/9/29	2015/6/30	1,622,000	Z2PZ	5
20	2014/7/8	2015/4/7	731,115	Z2LB	4	47	2014/9/29	2015/6/30	565,029	Z2PZ	5
21	2014/7/15	2014/9/25	533,212	Z2LB	4	48	2014/9/29	2015/7/23	1,272,135	Y1BD	5
22	2014/7/8	2015/4/22	1,361,541	Z2LB	4	49	2014/9/30	2014/12/26	674,476	Z1BD	6
23	2014/8/4	2015/5/1	2,220,129	Z2LB	6	50	2014/9/30	2015/1/5	222,222	Z1LZ	3
24	2014/8/7	2015/5/2	2,429,989	Z2LB	6	51	2014/9/30	2015/3/28	97,045	Y1LB	6
25	2014/8/8	2014/11/12	505,000	Z2LB	3	52	2014/9/30	2015/7/27	699,459	Y1BD	6
26	2014/8/12	2015/5/30	1,742,221	Z2PZ	6	53	2014/11/18	2016/4/1	682,450	Z1LB	2
27	2014/8/19	2015/5/30	369,691	Z2LB	5			平均	896,896		4.6

表-124 個別発注の対象事業

PSC	対象事業	案件数 (件)
Y1BD	空港の滑走路および誘導路の建設	2
Y1LB	道路/橋梁/鉄道の建設	2
Y1LZ	駐車場施設の建設	1
Z1BD	空港の滑走路および誘導路の維持管理	1
Z1LB	道路/橋梁/鉄道の維持管理	11
Z1LZ	駐車場施設の維持管理	2
Z2BD	空港滑走路および誘導路の補修/改修	1
Z2LB	道路/橋梁/鉄道の補修/改修	27
Z2PZ	ビル以外の施設の補修/改修	6

表-125 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		TO 受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Allen Engineering Contractor, Inc.	145	\$33,527,000	0	0
2	CJW Construction, Inc.	24	\$10,000,000	1	1,622,000
3	CSI- S J H A Joint Venture	600	\$70,000,000	5	2,788,450
4	Hal Hays Construction, Inc.	195	\$64,480,300	28	25,701,980
5	Pave-Tech, Inc.	47	\$36,980,340	3	4,823,705
6	Reyes Construction, Inc.	95	\$54,200,000	5	7,264,889
7	Romero General Construction Corp.	43	\$28,467,280	11	5,334,442
	合計			53	47,535,466

3.5. 外部機関による評価

1990年代、数量未確定契約の運用当初には、契約担当官に与えられた「広範な裁量」に間違っ了解釈があり、個別発注が随意契約される等、適切な競争の確保に問題があった点が会計監査院等により報告されている。その後1999年のFARの改定では、個別発注の発注における指名と割り当ての禁止を明記しており、適正な競争を促している。

本節では表-126に示す数量未確定契約の実態を評価した監査レポートの内容について記載する。

表-126 数量未確定契約に関する監査レポート

作成機関	発行年月	レポート名
会計監査院	1998/9	Multiple-Award Contracting at Six Federal Organizations ⁽²⁶⁾
国防総省 監査局	1999/2	DoD Use of Multiple Award Task Order Contracts ⁽²⁷⁾
国防総省 監査局	2001/9	Multiple Award Order Contracts for Services ⁽²⁸⁾
国防総省 監査局	2012/10	Award and Administration of Multi Award Contracts at Naval Facilities Engineering Command Specialty Centers Need Improvement ⁽²⁹⁾

(1) 会計監査院による監査レポート (1998年)

1998年会計監査院のレポートでは、6つの連邦機関における基本契約(ITサービス・備品調達関連)で、以下の3項目について調査を行った。

- ① 基本契約者への公正な機会の提供
- ② 他機関が締結した基本契約を使用する際の手数料について、発注までに要する費用と比較した上での査定方法
- ③ 小規模企業の基本契約における連邦調達参加への影響

対象となった6つの機関とは、防衛情報システム局(DISA)、運輸省(DOT)、連邦調達局(GSA)、国立衛生研究所(NIH)、電子システムセンターハンスコム空軍司令部(ESC/HAFB)、空軍スタンダードシステムグループ(SSG)である。

以下、監査レポートにおける3項目の調査結果について記載する。

① 基本契約者への公正な機会が提供

公正な機会および競争性を確保するための手法は機関ごとに異なるものであったが、6機関の中で公正な機会の確保を一般的に実践できていたのは、GSAとESC/HAFBの2機関のみであった。GSAにおいては全ての発注について、基本

契約者に提案書の提出を要求していた。残りの4機関では、発注案内の時点で好ましい基本契約者との随意契約、または提案が1つしか提出されなかったケースが多く見られた。また機関の中には発注担当官が契約担当官へ、全ての基本契約者が公平な選定機会を与えられたかどうか報告する義務がなかったため、随意契約が占める割合が分からない場合もあった。

これらの結果を受け、行政管理予算局の進言により、好ましい基本契約者の指名を禁止する規則が1998年9月9日の連邦政府の官報にて発行された。

② 基本契約の使用手数料と発注に要する費用の比較

6つのうち5つの機関では他機関からの発注を認めており、その場合、基本契約者の選定や発注の管理にかかる手数料を請求している。DISA、DOT、NIHでは基本契約にかかった費用に対し、手数料を比較するのに十分な情報が提供されなかった。例えばDOTでは契約を管理する上で、発生する費用と受け取る収入を分けるための詳細な情報を提供しなかったが、1998年度より個別にこれら費用の追跡を開始することとなった。一方、NIHでは内部からの発注には定額\$125であるが、他機関からの発注には発注価格の1%としていて、最高で\$99,000の手数料が発生していた。

③ 小規模企業の基本契約における連邦調達参加への影響

複数者契約の影響と明確に評価はできないが、小規模企業が基本契約締結での競争力が弱いという懸念に反して、FASA以降の1994年と1997年の調査によって、連邦調達に占める小規模企業参加の割合は増加してきていることが示された。調査対象機関でもSSGで小規模企業のために基本契約の一部を確保している事例や、DOTで大規模で複雑な要件を機能により3つに分割し、それぞれの中で小規模企業による受注を1つ、小規模かつ不利な企業による受注を1つ確保するといった対策を行っている事例があった。

(2) 国防総省監査局による監査レポート (1999年)

国防総省の監察局は、上院議員からの要求により、1995～1998年度に国防総省で発注された総額\$500万以上となる基本契約636件の中から12件の事例、50件の基本契約、156件の個別発注について調査した。

調査の結果、物品調達を行うデリバリーオーダーは競争性が確保され、78%のデリバリーオーダーで最低価格を提示した者が受注していた。一方、124件のタスクオーダーの内、58件で競争が行われた。そのうち36件が最低価格入札者以

外の者に落札され、価格は契約の中で重要な要素ではなかった。また残りの 66 件は随意契約されたもので、このうち理由が正当化されるものは 8 件しか存在しなかった。しかし複数者契約で、\$2,500 以上では全ての基本契約者に公正な機会を与えるという法的要求事項が守られていないことが分かった。以下、監査レポートでの結論について記載する。

① 個別発注における価格競争の推奨

数量未確定契約では、基本契約の段階で調達対象や数量が明確でないため、入札案内書や契約書に示される最低保証額と個別発注の最大規模の差が大きく、基本契約時には単価設定の判断が困難である。通常、基本契約の入札では競争参加者はリスクを勘案して高い単価を提案するため、発注機関は個別発注で発注数量を確定した際に単価を精査し、適正コストを導く必要がある。以上より、基本契約では技術的な要素の評価により、個別発注では価格競争により受注者を決定することを推奨する。

② 個別発注における公正な機会の欠如

FAR で契約担当官に認めている随意契約の権利についての間違った解釈があり、正当化のための説明が正しく提供されていないため、国防総省が複数者契約のメリットを正しく享受できていないとの指摘がされている。図-38 のとおり、最低価格による競争入札が実施されたのは契約額ベースで全体の 23% であり、一方、54% が競争なしの随意契約であった。

66 件の随意契約の理由の内訳は表-127 のとおりであり、適切な説明があるのは継続性のうちの 8 件のみである。今回の事例について、FAR で認められている随意契約理由の最低保証、継続性、緊急性、固有性における問題点、その他の理由との関連は表-128 の通り整理される。

- ・ 複数者契約が効果的に活用されていない
- ・ 契約担当官とプログラムオフィスが全ての基本契約者への公正な機会を考慮せず、好ましい基本契約者を指名している

以上の結論を受けて、後述の 2001 年の会計監査レポートによると、1999 年 5 月には、国防総省管理予算局の副局長から大統領運営審議会に対して複数者契約に関する文書が送付された。文書では本レポートでの現状に加え、複数者契約の使用と公正な機会のプロセスを強化し、特定の仕事への好ましい基本契約者の指名を継続しないと述べられている。

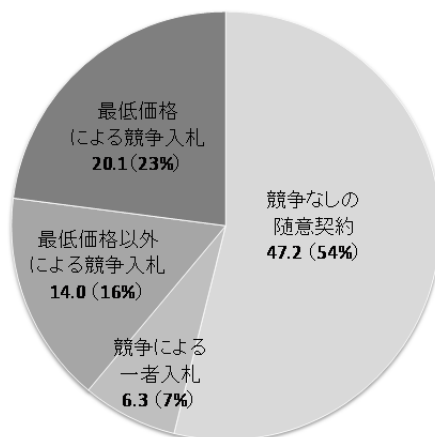


図-38 個別発注の受注者選定方法 (契約額ベース, \$M)

表-127 随意契約の理由の内訳

随意契約理由	件数 (割合)	総額 (\$M) (割合)	
最低補償	10 (15.2%)	1.5 (3.2%)	
継続性	23* (34.8%)	14.0 (29.7%)	
緊急性と固有性	6 (9.1%)	4.3 (9.1%)	
説明不十分	過去の実績	8 (12.1%)	21.3 (45.1%)
	説明なし	11 (16.7%)	3.8 (8.1%)
	割当発注	6 (9.1%)	1.6 (3.4%)
	同一の下請け	2 (3.0%)	0.7 (1.5%)
合計	66 (100.0%)	47.2 (100.0%)	

*うち 8 件 (\$8.8M) は適切な説明あり

表-128 随意契約の理由と運用上の問題点

理由	不適合とされる内容
最低保証	10 件の内 9 件は、基本契約後、最初の個別発注で利用されており、残りの 1 件も契約後 3 ヶ月以内に発注されている。
継続性	23 件の内 15 件で最初の個別発注時に適切な競争が確保されていない。
緊急性	他の候補者が要件を満たさないと十分な説明がなされていない。
固有性	同上
過去の実績	企業の過去実績・経験を理由とした随意契約は認められない。固有性等、他の候補者が仕事を遂行することができない理由の説明が必要。
説明なし	11 件で随意契約の理由が全く説明されておらず、このうち 1 件については、基本契約で示された仕事の範囲外のものであった。
割当発注	FAR で禁じられている、一つの仕事を分割して複数の企業に発注する手法が取られていた。
同一の下請け	3 者のうち 2 者の提案書に示される下請け会社が同一であった。提案書では契約額の 98% (A 社)、90% (B 社) が下請け企業により実施されるものであった。

(3) 国防総省による監査レポート (2001年)

国防総省の監察局は、1999年のレポート以降の継続調査のため、2000年度、2001年度に国防総省内15の機関から発注された複数者との数量未確定契約を対象とした監査レポートを作成している。

調査では、22件の複数者契約を含む84件の基本契約を対象として、これを基に発注される423件の個別発注を取り上げた。それらの内訳は表-129のとおりである。72%に相当する304件が随意契約されており、そのうち264件は不適切な手続きにより契約されていた。競争に付した残りの119件についても、37件で競争参加者が1者のみであった。

表-129 個別発注の受注者決定方法/随意契約理由

受注者選定方法		決定方法 (競争入札) 随意契約理由 (随意契約)	件数 (割合)
競争入札		一者入札	37 (8.7%)
		複数者入札で最低価格以外	33 (7.8%)
		複数者入札で最低価格	49 (11.6%)
随意契約	適切	適切な例外規定	40 (9.5%)
	不適切	広範な裁量 (書類有り)	76 (18.0%)
		広範な裁量 (書類無し)	72 (17.0%)
		緊急性	7 (1.7%)
		固有性	32 (7.6%)
		最低額保証	32 (7.6%)
		継続性	45 (10.6%)
合計		423 (100%)	

随意契約理由について、本来複数者契約に基づく発注では、優れた技術を持つ受注者を効率的に特定することが意図されており、固有性や緊急性は極稀な場合と考えられる。しかしながら調査の結果、固有性と緊急性による公正な機会の例外は恒常的に使われていることが判明した。

以上より、国防総省は数量未確定契約の複数者契約手法を適切に活用しているのは15機関のうちわずか3機関であり、本手法で目的とした継続的な競争環境の確保とコストの削減を実現できていないと結論づけた。

またFARでは、「公正な機会が確保される」方法について定義しておらず、契約担当官の「広範な裁量」を認め、全ての契約者に連絡を取ることなく受注者を特定することも考えられる。よってこの点を考慮して国防総省の調達では、同一の基本契約で既に発注された個別発注の実績を考慮すると共に、全ての個別発注で品質、価格またはコスト等を評価することを求めている。

例外規定の運用の問題点について監査レポートでは、以下の通り整理している。

- ・ 緊急性:他の候補者が要求される時間内でサービスを提供できないという根拠が示されていないものや、そもそも緊急性が説明されていない案件が認められた。繰り返し発生するサービス・備品の調達は事前計画を立てることで対応でき、緊急性の例外としては認められない。
- ・ 固有性:1者しか遂行能力がないことを理由に認められる例外規定だが、この正当化が不十分であり、契約担当官は他の候補者が個別発注を遂行する能力がない証拠を示せていない。契約担当官は指名企業の固有の能力に加えて、この専門性についても示す必要がある。
- ・ 継続性:当該基本契約で事前に発注された個別発注の継続であり、かつ最初の発注時に候補者全員に公正な機会が与えられた場合に認められる。調査で問題が認められた全ての案件が、最初の発注時に随意契約されたものであった。また、最初の発注が別の契約にもとづく個別発注である例も見られた。
- ・ 最低額保証:契約書に定められる最低額を保証するための発注であるが、組織内部の中小企業への発注率の目標を達成するために使用された例が存在する。契約担当官が制度の不正使用を認識しながらも、プログラムオフィスの圧力により使用された例がある。ある例では、契約後わずか2ヶ月以内に最低保証額の2.6倍となる額で発注がなされている。もし競争に付したならば競争価格が得られ、それでも最低保証額を満たしたと考えられる。

(4) 国防総省による監査レポート (2012年)

国防総省の監察局は2001年に作成したレポートの続編として2012年に、NAVFACの2009-2011年度の複数者による数量未確定契約を対象とした監査レポートを作成している。

監査報告書では、NAVFACの調達専門センターが発注した4件の基本契約を取り上げた。この中で発注された20件の個別発注については個別発注で厳密に競争がなされているかを検証した結果、これまで課題となっていた公正な機会について、監査レポートではおよそ確保されていると評価する一方、以下の問題があった点を指摘している。

- ・ 全ての基本契約者に対して提案要求を行わなかった事例:2件
- ・ 全ての権利者に対する公正な機会を与えてはいるが、
 - ・ 競争参加者が1者であり、合理的な価格決定の説明がない事例:6件
 - ・ 変更時に合理的な根拠が無のまま増額を行った事例:9件

3.6. まとめ

数量未確定契約について段階（計画・準備、基本契約、個別発注）ごとに整理し、概要を図-39 にまとめる。

(1) 計画・準備

FAR に規定される数量未確定契約の適用条件より、調達する数量が未確定の場合でも事前に基本契約者を特定し、調達の要求や予算が具体化してから個別発注により迅速に調達できる。さらに最低価格による選定基準により、発注手続きの簡略化が可能となる。

連邦道路庁は、連邦公有地等の地域で限定的に管理道路を保有し、これら道路を対象として MATOC を利用している。西部連邦公有地道路事務所（WFLHD）では、2011～2013 年度は建設工事のうち約28%を MATOC の個別発注として発注しており、今後も全体の 1/3 程度を MATOC により調達していく見込みである。

陸軍および海軍では、軍基地および軍の保有する施設の改修や補修を中心とした様々な建設/修繕事業に MATOC や MACC を幅広く活用している。工事のみを対象とした案件の他、デザインビルドも用いられている。

米国では中小企業法に基づく保護政策を実施しており、事例では、競争参加者の年間売上高の上限を指定し、基本契約者を中小企業に限定していた。

(2) 基本契約

基本契約の入札案内や提案要求書には、①工事の内容、②契約期間、③基本契約総額、④個別発注規模、⑤基本契約者数、⑥基本契約者の選定方法、⑦評価方法等が示される。

① 工事の内容

工事の内容については個別発注の対象工事の自由度を高めるよう、基本契約の時点では広範な表現となっていて、個別発注の要求提案書にて工事の内容が具体化される。

② 契約期間

FAR では、建設工事への適用は必須ではないが、複数年契約を原則、最大で5年間と規定している。適用状況や事例でも5年間に設定している例が多く、その他には3年間と設定しているものがあつた。多くの案件で基本年度（1年間）+追加契約年度の形態で設定されている。

③ 基本契約総額

規定上は基本契約総額の上限について規制されていない。適用状況では\$1億を超える案件も見られたが、一番多いのは\$4,500万～\$5,000万規模の案件である。

④ 個別発注規模

基本契約の入札案内では個別発注の規模の範囲が示すことが必須になっている他、予定している発注件数や案件リストを提示する例もある。

⑤ 基本契約者数

FAR の規定上、数量未確定契約では2者以上と契約を結ぶことを原則としている。基本契約者数は事業の内容や予定される予算の規模、発注件数等を勘案して予定者数を設定する。

適用状況では、基本契約者数が3～13者と案件により幅があるが5者にピークが見られ、平均では5.6者であつた。

一方、個別事例の競争参加者について、陸軍工兵隊デトロイト管区を除き、個別発注には概ね半数以上の基本契約者が参加している傾向が見られた。ただし基本契約者数で十分な競争関係が維持できない場合、発注者は新たな公示・競争を行い基本契約者の追加を行う権利がある。

⑥ 基本契約者の選定方法

基本契約では、価格提案書と技術提案書の両方を提出する。全ての応募者から価格提案と技術提案を同時に受領する方式の他、デザインビルドの案件等では、最初に技術提案の評価によりショートリストを作成後、選抜された企業から価格提案を受け付ける二段階方式の採用もある。陸軍工兵隊のニューオリンズ管区では、手続き期間が短い一段階方式を好んで採用している。

価格提案を行う見積りの対象として初回個別発注または実在しない想定案件の場合がある。前者の場合、基本契約者と初回個別発注の受注者が同時に選定される。ここで提出した単価は、基本的に受注者選定の目的のみに利用され、基本契約者を拘束するものではない。

事例では、技術提案では会社実績、主要担当者名、実施体制（下請け企業）、財務力（経営指標やボンド能力の証明書）を提出する案件があつた。会社実績では、入札案内書に指定される同種工事についての概要と実績案件の発注者が評価を記入する書式の提出が求められる。

難易度の高い案件では施工計画書や安全計画書など、作成・準備に一定の手間を要する書類が含まれることが多い。

個別事例では基本契約の発注手続きに4～7ヶ月の期間を

費やしている。一方、公示後度重なる変更を経て、契約まで12ヶ月以上要している案件も多い。WFLHDへのヒアリングでは、案件の複雑さ等によって異なるが、基本契約の発注手続きに要する期間は一般的には4~8ヶ月程度との回答を得ている。

⑦ 評価方法

事例では、技術提案のうち過去実績については「関連性」「信頼性」のそれぞれの観点で3~4段階の評価を受ける例が見られた。過去実績以外の主要担当者名、実施体制（下請け企業）、財務力（信用力）といった項目は、5~6段階で評価を行っているものが多い。いずれの案件においても評価の点数化を行う手法は見られなかった。具体的な配点、重み付けは明示されないが、項目間の相対的な重要度が示されている。総じて価格の相対的重要度は低く、また価格が低いことが評価されるのではなく、その妥当性や合理性が検証される。

(3) 個別発注

① 概要

個別発注では、発注手続きの簡略化の観点から FAR 第6部「競争条件」は適用外となり、受注者の決定において契約担当官に広範な裁量を与えられる。

一方、\$3,000以上の個別発注の発注には、基本契約者全てに対する「公正な機会」が推奨される。ここで言う「公正な機会」とは、案件に関する情報提供と競争参加の機会を与えることであり、順番に仕事を割り振るといった意味ではない。

1990年代の制度運用開始直後には「契約担当官の広範な裁量に間違った解釈があり、個別発注の発注に適切な競争が確保されない結果を招く」と会計検査が指摘した。そのため、後に FAR に「特定企業への割り当てや指名といった不公平な方法は用いない」という条文が追加された。

\$3,000以上の案件で随意契約を用いることができる例外の条件としては、事業の「緊急性」、「専門性」、「継続性」等があり、これらの正当性を文書化し内部の承認を得ること、また発注後もその正当性の理由を含めて情報を開示することが求められる。なお1999年、2001年に実施された国防総省監査局の調査では、「随意契約が十分な説明のないまま運用されている」ことが問題視されている。

② 個別発注の参加者

制度・契約書上では、基本契約者に全ての個別発注への競争参加を義務付けてはいないが、事例では入札不参加企業に対して不参加の理由書の提出の要求や、年間数回の不参加で

契約解除を行うといった一定の制限を基本契約で規定する例も見られる。

③ 規模

個別発注の規模は、複数者契約で\$100万~\$500万、単一者契約で\$10万~\$75万規模の案件が多い。事例で工期は、1ヶ月に満たないものから1年を超えるものまで様々であるが、全般的に数ヶ月規模の案件が多い。

④ 発注~契約手続き

WFLHDでは、個別発注の発注~契約手続きは50日（提案書作成30日、評価2~3週間）程度を要している。通常の密封入札に要する期間は60日程度であるため、一定の時間短縮を実現している。

陸軍工兵隊ニューオリンズ管区の事例でも平均で40日程度を要している。

⑤ 受注者選定

制度上、個別発注の入札案内は基本契約締結者にもみ示せばよく、政府の調達サイトで公告する義務はない。しかし発注機関や担当者によっては、下請け企業への情報提供を目的として、案件情報を FBO 等に提供することを原則としている。一般的にはこれと平行してメール等を通じて各企業の窓口へ直接連絡が行われる。

評価手法は最低価格、LPTA（技術的に容認可能な最低価格）、およびトレードオフと3つの手法があるが、いずれにおいても価格の要素を無視することは認められておらず、運用上は、最低価格を基準とする選定を行う案件が多い。ただし発注される個別発注の特殊性から、基本契約時点でその過去実績等について確認が不足と判断される場合は、陸軍工兵隊ニューオリンズ管区の事例のように、LPTAによる評価とし、改めて資格審査に相当する技術提案を提出する場合がある。

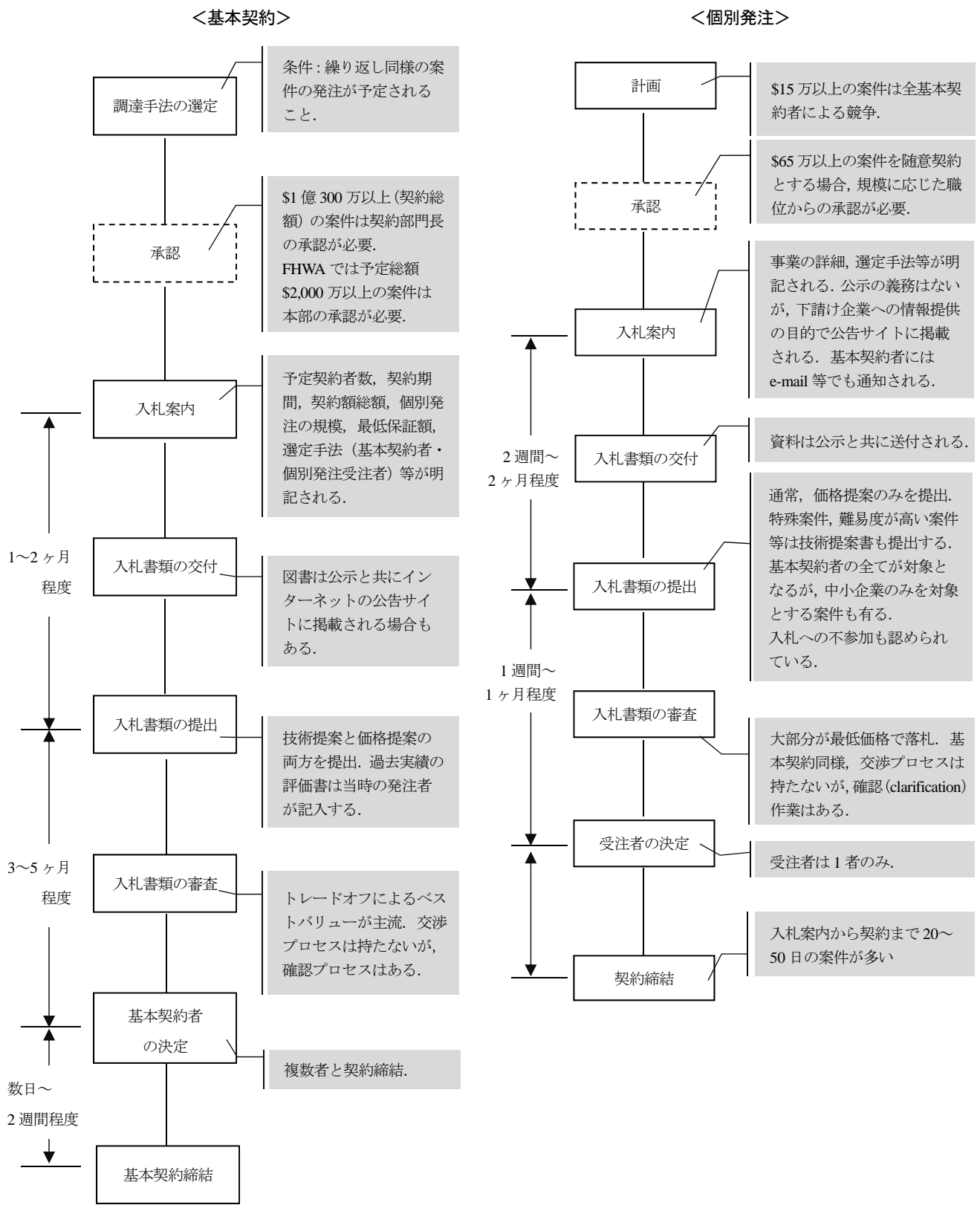


図-39 数量未確定契約の概要

4. あとがき

本資料で調査対象とした英国のフレームワーク合意方式および米国の数量未確定契約は、包括的な条件があらかじめ判明している同種の調達を繰り返す場合に、公募等により選定した複数の企業と調達の内容・条件について、基本協定を締結しておき、基本協定を締結した企業を対象として、具体的な個別工事の発注を行う包括・個別二段階契約方式で、以下の特徴を有する。

メリット

- ・ 発注者、受注者双方の手続きが簡素化され、手続きに要する期間、コストを削減できる。
- ・ 発注者、受注者間の良好なパートナーシップが形成される（発注者、受注者が契約上のクレームを重ねる敵対関係になるのではなく、協調関係により仕事を円滑に進めていくことを重視）。
- ・ 入札時の過度な低価格競争が緩和され、品質確保の観点から好ましい。
- ・ 包括協定を締結した企業にとっては、複数年にわたる受注計画を立てやすく、経営上好ましい。結果として、企業による必要機材の長期保有等を促す。

デメリット

- ・ 調達対象やその数量が具体的でない段階に広告、基本協定締結者の選定、協定合意が行われる。
- ・ 基本協定を締結する業者が少数の場合、競争性の維持が困難となり、非効率の原因ともなりうる。
- ・ 基本協定合意から除外された企業を締め出すことになり、新しい企業が参入しづらい。
- ・ 基本協定締結後、案件受注が叶わない参加者はモチベーションが低下する。

我が国では、1990年代頃から、公共工事の入札において、透明性、公正性、競争性の確保を求める声が強まった結果、従来、多く採用されてきた指名競争入札を改め、近年では、国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価方式を採用している。公共工事の縮小傾向が長期におよび、発注者、受注者ともに抜本的な体制の充実が見込めない中、競争性の確保を過度に追求することは、地域のインフラを支える体制確保、発注手続きに係る受発注者の負担増大といった課題を顕在化させている。

一方で、1990年代以降、英国ではフレームワーク合意方式、米国では数量未確定契約という、あらかじめ入札により選定

された企業グループと包括的な基本協定を締結し、これらの企業を対象として個別の発注の入札、契約を行う包括・個別二段階契約方式を導入している。これらの方式は、発注者、受注者間の良好なパートナーシップの形成、発注者、受注者双方の手続きの簡素化を指向しており、過度な競争による低価格の実現よりも、定められた予算の中で高品質の確保することを重視している。

我が国では、近年、公共工事が全体として縮小傾向にある中、新設工事は、地域的に偏在する傾向が強まる一方、災害への対応、維持管理業務への対応の重要性が増している。そのため、地域のインフラを支える体制を中長期にわたり確保する観点から、透明性、公正性、競争性の確保を前提としつつも、事業の特性や地域の実情等を踏まえて、インフラメンテナンスの担い手育成に資する入札契約方式を採用していけるよう、入札契約方式のさらなる改善が求められている。

本資料が、我が国の入札契約方式の検討にあたっての基礎資料として活用されることを期待している。

5. 参考文献

1. 森田康夫, 佐渡周子. 国土技術政策総合研究所資料 No.772, 海外における公共調達—アメリカ, イギリス, フランス, ドイツでの建設事業調達—, 2014年1月. [Online] http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/07_pdf/07_201402_kaigaikoukyoutyoutatu772.pdf.
2. **The European Parliament and of the Council.** Directive 2014/24/EU of 26 February 2014, on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC. [Online] <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0024&from=EN>.
3. —. Directive 2004/18/EC of 31 March 2004, on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts. [Online] <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:134:0114:0240:en:PDF>.
4. **British Government.** The Public Contracts Regulations 2006. [Online] http://www.legislation.gov.uk/uksi/2006/5/pdfs/uksi_20060005_en.pdf.
5. —. The Public Contracts Regulations 2015. [Online] http://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/102/pdfs/uksi_20150102_en.pdf.
6. **European Commission.** Explanatory Note-Framework Agreements-Classic Directive. [Online] http://ec.europa.eu/internal_market/publicprocurement/docs/explan-notes/classic-dir-framework_en.pdf.
7. **Office of Government Commerce.** OGC Guidance on Framework Agreements in the Procurement Regulations, September 2008. [Online] https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/62063/ogc-guidance-framework-agreements-sept08.pdf.
8. Official Journal of the European Union. *EUR-Lex*. [Online] <http://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html>.
9. Experian. [Online] <http://www.experian.co.uk/>.
10. **PWC, London Economics and Ecorys.** Public procurement in Europe - Cost and effectiveness, March 2011. [Online] http://ec.europa.eu/internal_market/publicprocurement/docs/modernising_rules/cost-effectiveness_en.pdf.
11. **Office of Federal Procurement Policy (OFPP), Office of Management and Budget (OMB), Executive Office of the President.** Best Practices for Multiple Award Task and Delivery Order Contracting, July 1997. [Online] https://www.whitehouse.gov/omb/best_practices_multi_award/.
12. **U.S. General Services Administration.** Federal Acquisition Regulation (FAR). [Online] <https://www.acquisition.gov/?q=browsefar>.
13. **Department of Defense.** Defense Federal Acquisition Regulation Supplement (DFARS) and Procedures, Guidance, and Information (PGI). [Online] <http://www.acq.osd.mil/dpap/dars/dfarspgi/current/index.html>.
14. **U.S. Army.** Army Federal Acquisition Regulation Supplement, October 2001, Conformed through AFARS Revision #25 dated April 1, 2010.
15. **Department of the Navy, Office of the Assistant Secretary.** Navy Marine Corps Acquisition Regulation Supplement, September 2013 version. [Online] <http://www.secnave.navy.mil/rda/Pages/NMCARS.aspx>.
16. **Naval Facilities Engineering Command.** Naval Facilities Acquisition Supplement (NFAS), November 2012 edition. [Online] http://www.navfac.navy.mil/content/dam/navfac/Small%20Business/PDFs/Contracting_with_NAVFAC/SB-NAVFAC_Naval_Facilities_ACQ_Supplement_NOV2012.pdf.
17. **Department of Transport.** Transportation Acquisition Regulation. [Online] <https://www.transportation.gov/administrations/assistant-secretary-administration/transportation-acquisition-regulation-tar>.
18. **Washington State Legislature.** Revised Code of Washington. [Online] <http://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx>.
19. **U.S. Army Corps of Engineers.** Design-Build Contracting (ER 1180-1-9), March 2012. [Online] http://www.publications.usace.army.mil/Portals/76/Publications/EngineerRegulations/ER_1180-1-9.pdf.
20. **ASI Government.** [Online] <https://www.asigovernment.com/>.
21. (一社) 国際建設技術協会. FHWA WFLHD (連邦道路庁西部連邦公有地道路局) Division Engineer, Director of Program Administration, Director of Project Delivery 他へのヒアリング時受領資料, 2013年12月.
22. FedBizOpps.Gov, Federal Business Opportunities. [Online] <https://www.fbo.gov/>.
23. (一社) 国際建設技術協会. FHWA WFLHD (連邦道路庁西部連邦公有地道路局) Division Engineer, Director of Program

Administration, Director of Project Delivery 他へのヒアリングより, 2013 年 12 月.

24. (一社) 国際建設技術協会実施. USACE MVD New Orleans (陸軍工兵隊ミシシッピ川師団ニューオーリンズ管区) Chief Contracting Officer, Deputy Contracting Officer へのヒアリングより, 2013 年 12 月.

25. Federal Procurement Data System. [Online] https://www.fpds.gov/fpdsng_cms/index.php/en/.

26. **United States General Accounting Office.** Acquisition Reform Multiple-award Contracting at Six Federal Organizations, September 1998. [Online] <http://www.gao.gov/assets/230/226439.pdf>.

27. **Office of the Inspector General, Department of Defense.** Dod Use of Multiple Award Task Order Contracts, April 1999. [Online] <http://www.dodig.mil/audit/reports/fy99/99-116.pdf>.

28. **Office of the Inspector General, Department of Defence.** Multiple Award Contracts for Services, September 2001. [Online] <http://www.dodig.mil/audit/reports/fy01/01-189.pdf>.

29. **Office of the Inspector General, Department of Defense.** Award and Administration of Multiple Award Contracts at Naval Facilities Engineering Command Speciality Centers Need Improvement, October 2012. [Online] <http://www.dodig.mil/pubs/documents/DODIG-2013-007.pdf>.

6. 巻末資料

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (1/8)

契約通知番号	案件名	発注機関 Agency/Office	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
1	434454-2013	United Kingdom-Long Stratton: Windows	Victory Housing Trust	建築	2013.2.5	2013.6.28	○	制限	4	1	3(4)	12M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
2	434376-2013	United Kingdom-Dumfries: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	Dumfries & Galloway Housing Partnership Ltd	建築	-	2013.12.19	×	制限	2	1	1(5)	10M	-	最低価格	
3	425988-2013	United Kingdom-Grimby: Building installation work	Shoreline Housing Partnership	建築	2012.12.15	2013.11.21	×	制限	4	2	3(9) 3(7)	50M	-	MEAT Price:80 Quality:20	
4	418553-2013	United Kingdom-Falkirk: Gas appliance maintenance services	Falkirk Council	ユーティリティ	2013.6.15	2013.10.23	×	制限	1	1	6	5.5M	-	MEAT Price:80 Quality:20	
5	418522-2013	United Kingdom-Falkirk: Gas appliance maintenance services	Falkirk Council	ユーティリティ	2013.6.15	2013.10.23	×	制限	1	1	1(6)	5.5M	-	MEAT Price:80 Quality:20	
6	409330-2013	United Kingdom-Colwyn Bay: Construction work	Cartrefi Conwy Cyfyngedig Limited	建築	-	2013.10.10	○	制限	4	3	1(10) 1(9) 1(8)	2.6M 4M 4M	~0.8M 0.8M-3M 3M~	MEAT	
7	407179-2013	United Kingdom-Nottingham: Construction, foundation and surface works for highways, roads	Nottingham City Council	道路事業	-	2013/11/29	×	公開	4	1	21(33)	125M	-	MEAT	
8	400422-2013	United Kingdom-Sunderland: Construction work	University of Sunderland	建築	-	2012.12.19	×	制限	-	1	6(10)	1.5M	-	MEAT	
9	389202-2013	United Kingdom-Paisley: Landscaping work	Renfrewshire Council	その他	2013.1.19	2013.5.15	×	公開	4	2	4(7) 4(6)	5M	~0.1M 0.1M~	MEAT Price:50 Quality:50	
10	387689-2013	United Kingdom-Exeter: Construction work	Devon County Council	道路事業	2013.4.18	2013.11.14	×	制限	3+1	6	4(8) 4(8) 4(8) 4(8) 4(8)	2M 1M 1.5M 1M 1.5M 1M	~0.15M 0.15M-0.25M ~0.15M 0.15M-0.25M ~0.15M 0.15M-0.25M	MEAT	道路事業 No.13
11	380540-2013	United Kingdom-Newbury: Refurbishment work	Sovereign Housing Association Ltd	建築	2012.12.19	2013.9.1	○	制限	4	4	1(6) 1(6) 1(7) 1(5)	28.3M 8.87M 3.43M 1.4M	-	MEAT Cost:60 Service:40	
12	380538-2013	United Kingdom-Nottingham: Installation of doors and windows and related components	Efficiency East Midlands Limited	建築	2013.7.10	2013.10.4	○	公開	4	2	7(10) 7(11)	38.55M 28M	-	MEAT Price:30/50 Quality:70/50	
13	375143-2013	United Kingdom-Salford: Works for complete or part construction and civil engineering work	Salford City Council	道路事業	2012.12.12	2013.6.4	○	公開	4	5	5(23) 5(23) 5(23) 5(23) 5(23)	10M	-	MEAT Price:70 Quality:30	道路事業 No.12
14	371704-2013	United Kingdom-London: Lift installation work	Hyde Housing Association Limited	建築	-	2013.10.1	×	制限	-	1	1(1)	1.1M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
15	371670-2013	United Kingdom-London: Refurbishment work	Hyde Housing Association Limited	建築	-	2013.10.1	×	制限	-	3	3(5) 3(6) 3(5)	15.55M	-	MEAT Price:60 Quality:40	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (2/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
16	371658-2013	United Kingdom-London: Refurbishment work	Hyde Housing Association Limited	建築	-	2013.9.2	×	制限	-	3	3(7) 3(6) 3(5)	65M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
17	369039-2013	United Kingdom-Portishead: Insulation work	Alliance Homes Limited	建築	2013.4.11	2013.8.1	○	公開	5	72	約 200	450M	-	MEAT	
18	369023-2013	United Kingdom-Cardiff: Construction work	Cardiff Metropolitan University	建築	2012.12.4	2013.10.23	×	制限	3	1	1(4)	20M	-	MEAT	
19	369022-2013	United Kingdom-Belfast: Installation of windows	Northern Ireland Housing Executive	建築	2013.3.13	2013.10.15	×	公開	3	1	4(7)	32M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
20	366788-2013	United Kingdom-Leeds: Gas distribution	Northern Gas Networks Limited	ユーティリティ	-	2013.9.19	×	-	-	-	-	16M	--	MEAT	
21	359689-2013	United Kingdom-Edinburgh: Repair, maintenance and associated services related to aircraft, railways, roads and marine equipment	City of Edinburgh Council	道路事業	2012.9.19	2013.10.11	×	制限	3+1	13	計 62	90M	-	MEAT Price:70 Quality:30	道路事業 No.11
22	357593-2013	United Kingdom-Leeds: Gas distribution	Northern Gas Networks Limited	ユーティリティ	-	-	×	交渉	-	-	-	1.32M	-	MEAT	
23	356222-2013	United Kingdom-Bonnyrigg: Construction, foundation and surface works for highways, roads	Midlothian Council	道路事業	2012.12.21	2013.3.25	×	公開	3+1	1	3(10)	1.6M	-	MEAT Price:40 Quality:60	道路事業 No.10
24	347226-2013	United Kingdom-Thurso: Building demolition and wrecking work and earthmoving work	Dounreay Site Restoration Limited	建築	2013.2.27	2013.10.11	×	制限	4	2	5(7) 3(7)	5M	-	MEAT Commercial:70 Technical:30	
25	347191-2013	United Kingdom-Portsmouth: Construction work	Portsmouth City Council	建築	2013.2.26	2013.6.7	○	公開	4	1	10(33)	46M	0.25~1.5M	MEAT Price:70 Quality:30	
26	345271-2013	United Kingdom-Kilmarnock: Repair and maintenance services of electrical building installations	East Ayrshire Council	その他	2013.5.2	2013.10.1	×	公開	3	1	5(7)	2.4M	-	MEAT Price:75 その他:25	
27	339868-2013	United Kingdom-Exeter: Construction work	Devon County Council	建築	2012.10.8	2013.10.1	○	制限	4	1	11(23)	1000M	1M~	MEAT Price:30 Quality:70	
28	335777-2013	United Kingdom-Portsmouth: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	First Wessex	建築	2013.3.1	2013.9.23	○	制限	4	4	4(7) 4(7) 5(10) 3(6)	20M	~0.5M ~0.5M 0.5M-4M 4M~	MEAT Price:60 Quality:40	
29	333624-2013	United Kingdom-Hengoed: Electrical apparatus for switching or protecting electrical circuits	Caerphilly County Borough Council	建築	2012.11.20	2013.9.1	×	制限	3+1	11	計 50	10M	-	MEAT	
30	333597-2013	United Kingdom-Portsmouth: Installation of doors and windows and related components	Portsmouth City Council	建築	2012.10.19	2013.2.22	○	公開	4	1	8(16)	3.75M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
31	330653-2013	United Kingdom-Paisley: Windows, doors and related items	Renfrewshire Council	建築	2012.12.7	2013.6.3	×	公開	4	1	5(7)	12M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
32	313444-2013	United Kingdom-Kilmarnock: Repair and maintenance services of central heating	East Ayrshire Council	その他	2013.2.6.7	2013.9.16	×	公開	3+1	1	5(5)	2.8M	-	MEAT Price:75 その他:25	
33	313388-2013	United Kingdom-Inverness: Construction work	Highland Council	建築	2012.12.19	2013.8.30	○	公開	0.5	1	381	10M	~50,000	MEAT	
34	311732-2013	United Kingdom-Paisley: Windows, doors and related items	Renfrewshire Council	建築	2012.12.7	2013.6.3	×	公開	4	2	4(5) 3(7)	12M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
35	311707-2013	United Kingdom-Paisley: Construction work for houses	Renfrewshire Council	建築	2013.3.2	2012.9.25	×	公開	4	2	4(13) 4(10)	40M	-	MEAT Price:50 Quality:50	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (3/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
36	310081-2013	United Kingdom-Horsham: Fitted kitchens	Saxon Weald Homes Limited	建築	2012.11.29	2013.4.15	×	制限	4	1	1(6)	14M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
37	301141-2013	United Kingdom-Leeds: Gas distribution and related services	Northern Gas Networks Limited	ユーティリティ	2012.10.19	2013.7.5	×	交渉	-	-	-	6.466M	-	MEAT	
38	301131-2013	United Kingdom-Leeds: Gas distribution	Northern Gas Networks Limited	ユーティリティ	2012.10.19	2013.7.17	×	交渉	-	-	-	12.729M	-	MEAT	
39	292507-2013	United Kingdom-Portsmouth: Construction work	Portsmouth City Council	建築	2012.2.10	2012.7.18	○	公開	4	10	計 50	52M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
40	283511-2013	United Kingdom-Alloa: Construction work for buildings relating to education and research	Clackmannanshire Council	建築	-	2013.6.13	×	-	-	1	1(1)	8.313M	-	最低価格	
41	280464-2013	United Kingdom-Irvine: Insulation work	North Ayrshire Council	建築	2013.3.25	2013.7.16	×	制限	4	1	5(9)	12M	-	最低価格	
42	280394-2013	United Kingdom-Eccles: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	City West Housing Trust	建築	-	2013.7.10	○	制限	4	9	計 30(36)	-	-	MEAT Price:60 Quality:40	
43	273449-2013	United Kingdom-Dingwall: Works for complete or part construction and civil engineering work	Highlands and Islands Enterprise	その他	2012.10.5	2013.8.1	×	制限	4	1	4(6)	30M	-	MEAT Price:30 Others:70	
44	273385-2013	United Kingdom-Truro: Construction work	CORMAC Solutions Ltd	道路事業	2012.10.31	2013.5.20	×	制限	2+1+1	9	計 3(45)	38.4M	-	MEAT Price:60 Technical:40	道路事業 No.9
45	267738-2013	United Kingdom-Glasgow: Repair and maintenance services	Partick Housing Association Ltd.	建築	2012.10.17	2013.7.30	×	制限	4	1	3(4)	5.32M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
46	262125-2013	United Kingdom-Winchester: Sheltered housing construction work	Hampshire County Council	建築	2012.10.23	2013.7.8	○	制限	6	1	5(6)	70M	-	MEAT Cost:30 Quality:70	
47	258522-2013	United Kingdom-Durham: Refuse skips	Durham County Council	その他	2013.3.6	2013.6.24	×	公開	2+1+1	1	7(7)	-	-	-	
48	255078-2013	United Kingdom-Liverpool: Construction work	University of Liverpool	建築	2012.7.4	-	×	制限	4	1	5(13)	0.5M	-	MEAT Price:25 Quality:75	
49	255053-2013	United Kingdom-Liverpool: Construction work	University of Liverpool	建築	2012.7.4	-	×	制限	4	1	4(9)	5M	-	MEAT Price:25 Quality:75	
50	255041-2013	United Kingdom-Stockton-on-Tees: Construction work	North Star Housing Group Limited	建築	-	2013.5.20	○	制限	4	3	4(4) 8(11) 4(7)	5M 6M 4M	-	MEAT	
51	253129-2013	United Kingdom-Paisley: Demolition work	Renfrewshire Council	建築	2012.11.30	2013.5.17	×	公開	4	1	4(15)	10M	-	MEAT	
52	249984-2013	United Kingdom-Newcastle: Building construction work	NE Procurement Ltd	建築	2013.1.15	2013.6.25	○	制限	4	8	6(14) 3(9) 4(4) 3(9) 5(5) 5(8) 9(22) 5(12)	35M 0.6M 0.27M 1.2M 3.8M 3.5M 100M 25.5M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
53	244906-2013	United Kingdom-Ashton under Lyne: Construction work	JV North Ltd	建築	2012.8.17	2013.6.3	○	制限	4	4	6 7 8 8	120M	0.2M~1M 0.2M~1M 1M~3M 3M~	MEAT Price:40 Others:60	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (4/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
54	240763-2013	United Kingdom-Kilmarnock: Building construction work	East Ayrshire Council	建築	2013.1.18	2013.6.25	×	制限	1	1	7(15)	24M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
55	240756-2013	United Kingdom-Durham: Building installation work	Durham County Council	建築	2012.9.7	2013.7.1	○	制限	4	1	3(5)	160M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
56	240694-2013	United Kingdom-London: Cemetery works	Islington	その他	-	2012.8.24	×	制限	4	1	1(1)	0.5M	-	MEAT Cost:60 Quality:40	
57	233692-2013	United Kingdom-Huddersfield: Carriageway resurfacing works	The Council of the Borough of Kirklees	道路事業	2013.3.13	2013.6.24	○	公開	4	1	11(11)	21M	-	最低価格	道路事業 No.8
58	227811-2013	United Kingdom-Uxbridge: Construction work for school buildings	London Borough of Hillingdon	建築	-	2013.2.4	×	公開	4	1	6	-	-	MEAT Price:50 Quality:50	
59	219381-2013	United Kingdom-Perth: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	Perth and Kinross Council	建築	2012.7.26	2013.4.11	×	制限	2+1	1	7(7)	4.7M	-	MEAT Price:70 Quality:30	
60	217172-2013	United Kingdom-Kilmarnock: Repair and maintenance services of building installations	East Ayrshire Council	建築	2013.4.18	2013.6.28	×	公開	3+1	1	8(10)	8M	-	MEAT Price:75 Others:25	
61	215359-2013	United Kingdom-Pontypool: Repair and maintenance of plant	Torfaen County Borough Council	その他	2012.8.16	2013.6.6	○	公開	-	3	3(17) 3(20) 3(20)	-	-	-	
62	212094-2013	UK-Coventry: Building construction work	University of Warwick	建築	2012.2.13	2013.6.10	×	制限	4	2	6(16) 6(16)	4M	~0.1M 0.1M~0.5M	MEAT Price:50 Delivery:50	
63	212073-2013	UK-London: Construction work	Transport for London - Surface Transport	道路事業	2011.10.5	2012.11.7	○	制限	8	4	1(6) 1(5) 1(4) 1(5)	362M 304M 568M 581M	-	MEAT Finance:70 Quality:30	道路事業 No.7
64	212034-2013	UK-Newcastle upon Tyne: Building installation work	Newcastle University	建築	2012.10.8	2013.5.13	×	制限	3	1	7(12)	10M	-	MEAT	
65	206578-2013	UK-London: Construction work	Transport for London (Commercial Services)	建築	2012.4.5	-	○	制限	4	1	25(59)	-	-	MEAT Price:40 Others:60	
66	202405-2013	UK-Thurso: Electrical installation work	Dounreay Site Restoration Limited	その他	2013.1.15	2013.6.18	×	制限	4	2	3(4) 3(4)	5M 10M	~0.1M 0.1M~	MEAT Commercial:70 Technical:30	
67	199113-2013	UK-London: Building construction work	Notting Hill Housing Trust	建築	2012.8.29	2013.2.27	○	制限	4	2	11(11) 20(20)	1,000M	~4M 4M~	MEAT Price:30 Quality:70	
68	197183-2013	UK-London: Engineering works and construction works	Transport for London - Surface Transport	道路事業	2012.5.24	2013.3.27	×	制限	4	3	- - 5(1)	51M	-	MEAT Price:30 Quality:70	道路事業 No.6
69	195758-2013	UK-Wadebridge: Repair and maintenance services of building installations	Cornwall Housing Ltd	建築	-	2013.2.22	×	制限	4	7	4(6) 3(3) 4(8) 4(5) 7(7) 7(7) 4(6)	-	-	MEAT Price:40 Quality:60	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (5/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
70	195678-2013	UK-Thurso: Mechanical engineering services	Dounreay Site Restoration Limited	その他	2013.1.15	2013.6.1	×	制限	4	2	3(3) 3(3)	5M 10M	~0.1M 0.1M~	MEAT Commercial:70 Technical:30	
71	190623-2013	UK-Swansea: Construction work	Grwp Gwalia Cyf	建築	2012.2.7	-	○	制限	3+1	1	11	-	-	MEAT	
72	184060-2013	UK-Glenrothes: Installation of road lighting equipment	Fife Council	その他	2012.7.24	2013.1.25	×	制限	1+1+1	1	4(4)	1.35M	-	最低価格	
73	181117-2013	UK-London: Telecommunications equipment and supplies	Department for Culture, Media and Sport	その他	2012.4.30	2013.4.18	×	制限	4	1	1(2)	150M	-	MEAT	
74	177601-2013	UK-Eccles: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	City West Housing Trust	建築	-	2013.3.18	○	制限	4	4	7(27) 3(27) 6(27) 9(27)	50M 5M 15M 30M	-	MEAT Price:50 Quality:50	
75	177594-2013	UK-Salford: Landscaping work	Salford City Council	その他	-	2013.4.16	○	公開	4	2	6(14) 4(14)	-	-	MEAT Price:70 Quality:30	
76	172171-2013	UK-Salford: Demolition, site preparation and clearance work	Salford City Council	その他	-	2013.4.16	○	公開	4	1	6(24)	-	-	MEAT Price:70 Others:30	
77	162745-2013	UK-Porth: Engineering works and construction works	Rhondda Cynon Taf CBC Procurement Unit	道路事業	2012.10.12	2013.4.2	○	制限	4	12	計 68(147)	-	~0.1M, ~0.25M 0.25M~2M, 2M~5M, ~10M, ~5M	MEAT	道路事業 No.5
78	157625-2013	UK-Nottingham: Construction work	Scape System Build Limited	建築	2012.10.18	2013.5.8	○	制限	4	1	1(3)	1,250M	-	MEAT Price:50 Quality:50	
79	148878-2013	UK-Glenrothes: Roadworks	Fife Council	道路事業	2012.7.17	2013.4.9	×	制限	1+2	1	24(24)	5M	~0.5M	最低価格	道路事業 No.4
80	148827-2013	UK-Belfast: Construction work for buildings relating to health	South Eastern Health and Social Care Trust	建築	2011.8.25	2013.4.11	×	制限	3	1	1(6)	160M	-	MEAT Price:80 Others:20	
81	148824-2013	UK-Birmingham: Energy and related services	Buy For Good CIC (BFG)	その他	2012.7.25	2013.3.18	○	制限	4	6	7(9) 6(6) 4(4) 6(6) 7(10) 7(7)	80M	-	MEAT Price:35 Others:65	
82	146870-2013	UK-Inverness: Construction work	Highland Council	建築	2012.12.19	2013.2.14	×	公開	0.5	1	363(363)	10M	~50,000	MEAT	
83	146862-2013	UK-Salford: Building construction work	Salford City Council	建築	2012.7.27	2013.4.2	×	制限	4	1	13(25)	13M	-	MEAT Price:70 Other:30	
84	140983-2013	UK-Huyton: Security, fire-fighting, police and defence equipment	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	25(25)	40M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
85	140982-2013	UK-Huyton: Heating, ventilation and air-conditioning installation work	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	6(6)	5M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
86	140981-2013	UK-Huyton: Pest-control services	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	5(5)	15M	-	MEAT Price:40 Quality:60	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (6/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考	
87	140980-2013	UK-Huyton: Building and facilities management services	Fusion21	建築	-	2013.4.15	○	制限	-	1	5(4)	165M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
88	140979-2013	UK-Huyton: Electrical installation work	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	19(19)	30M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
89	140978-2013	UK-Huyton: Lighting equipment and electric lamps	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	11(11)	0.5M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
90	140977-2013	UK-Huyton: Access control system	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	24(24)	30M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
91	140976-2013	UK-Huyton: Cleaning services	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	11(11)	10M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
92	140975-2013	UK-Huyton: Asbestos removal services	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	14(14)	25M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
93	140974-2013	UK-Huyton: Technical testing, analysis and consultancy services	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	13(13)	0.5M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
94	140973-2013	UK-Huyton: Catering equipment	Fusion21	その他	-	2013.4.15	○	制限	-	1	5(5)	5M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
95	140971-2013	UK-Paisley: Cladding works	Renfrewshire Council	建築	2012.10.15	2013.2.27	×	公開	4	1	3(8)	12M	-	MEAT Price:60 Others:40	
96	132151-2013	UK-Liverpool: Construction work	Merseyside Passenger Transport Authority	道路事業	2011.6.23	2012.8.30	○	制限	4	3	4(10) -	25M	-	MEAT Price:50 Quality:50	道路事業 No.3
97	132147-2013	UK-Inverness: Construction work	Highland Council	建築	2012.12.19	2013.2.14	○	公開	0.5	1	362(362)	10M	~50,000	MEAT	
98	130414-2013	UK-London: Construction work for subsidised residential accommodation	A2Dominion Housing Group Ltd	建築	2012.3.12	2013.3.13	○	制限	4	3	7(10) 11(14) 7(8)	500M	~5M 5M~10M 10M~	MEAT Price:40 Others:60	
99	126434-2013	UK-Paisley: Repair and maintenance services of floating structures	Renfrewshire Council	道路事業	2012.3.5	2012.9.13	×	公開	4	2	3(8) 4(7)	7M	-	MEAT Price:90 Quality:10	道路事業 No.2
100	122832-2013	UK-Rothesay: Repair and maintenance services	Fyne Homes	建築	2012.9.28	2013.3.20	×	制限	4	4	1(2) 1(2) 1(2) 1(4)	1.66M 0.599M 0.731M 0.372M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
101	119043-2013	UK-Carlisle: Construction work	Carlisle City Council	建築	2012.1.30	2012.4.2	×	制限	3	4	4(12) 3(12) 1(12) 1(12)	5M	-	MEAT Price:50 Others:50	
102	117865-2013	UK-Castleford: Flood-prevention works	Northern Powergrid Ltd	河川事業	-	2013.3.22	×	交渉	-	1	3(13)	-	-	MEAT	
103	117239-2013	UK-Motherwell: Houses construction work	North Lanarkshire Council	建築	2011.5.13	2013.3.1	×	制限	4	1	3(6)	38.5M	-	MEAT Price:60 Quality:40	

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (7/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考
104	112610-2013	UK-Glasgow: Works for complete or part construction and civil engineering work	University of Strathclyde	建築	2011.11.29	-	-	制限	2+1+1	1	1(6)	40M	-	MEAT Commercial:50 Quality:50
105	109748-2013	UK-London: Modular and portable buildings	London Borough of Lewisham	建築	2012.2.23	2012.7.18	○	制限	4	1	5(8)	120M	-	MEAT Price:40 Others:60
106	108303-2013	UK-Glasgow: Works for complete or part construction and civil engineering work	University of Strathclyde	建築	2011.11.29	2012.8.24	×	制限	2+1+1	1	4(8)	40M	-	MEAT Commercial:60 Technical:40
107	98776-2013	UK-Prescot: Building construction work	First Ark Group	建築	2012.5.28	2013.3.12	×	制限	4	2	8(19) 8(19)	5M 15M	-	MEAT Price:40 Quality:60
108	98749-2013	UK-Scunthorpe: Construction work	North Lincolnshire Homes Ltd	建築	2011.4.11	2011.12.12	×	制限	4	6	4(13) 4(7) 4(9) 4(8) 4(9) 4(10)	46M 6M 3M 3M 5.5M 2.5M	0.5M~ ~0.5M ~0.5M ~0.5M ~0.5M	MEAT Price:30 Quality:70
109	98747-2013	UK-Bolton: Building construction work	Bolton Council	建築	-	2013.3.21	×	制限	-	1	10(16)	6M	-	MEAT Price:60 Quality:40
110	98729-2013	UK-Kingston upon Thames: Roof works and other special trade construction works	Surrey County Council	建築	-	2013.2.5	○	制限	-	1	6(13)	-	~0.5M	MEAT Price:40 Quality:60
111	98720-2013	UK-Kingston upon Thames: Building installation work	Surrey County Council	建築	-	2013.2.5	○	制限	-	2	6(11) 6(13)	-	~0.5M	MEAT Price:40 Quality:60
112	84453-2013	UK-London: Construction work for multi-dwelling buildings and individual houses	Westminster City Council	建築	2012.5.2	2013.3.11	○	制限	4	1	8	900M	-	MEAT Price:30 Quality:70
113	77050-2013	UK-Kilmarnock: Scaffolding work	East Ayrshire Council	その他	2012.11.28	2013.2.26	○	公開	2	3	4(5) 4(5) 3(3)	0.96M	-	最低価格
114	77039-2013	UK-Portsmouth: Coastal-defence works	Portsmouth City Council	河川事業	2012.3.1	2012.10.6	○	制限	4	7	3 5 5 4 4	1.75M 1.48M 0.7M 1.16M 1.52M 0.56M 0.14M	-	MEAT Cost:70 Quality:30
115	77037-2013	UK-London: Decoration work	A2Dominion Housing Group Ltd	建築	2012.2.17	2013.2.7	○	制限	4	5	5(8) 5(9) 5(9) 5(8) 5(9)	2.8M 5.6M 4.8M 0.9M 1.9M	-	MEAT Price:40 Quality:60
116	77029-2013	UK-London: Overhaul and refurbishment work	A2Dominion Housing Group Ltd	建築	2012.3.8	2013.2.7	○	制限	4	2	5(10) 5(10)	28M 24M	-	MEAT Price:40 Quality:60
117	73114-2013	UK-Cambridge: Construction project management services	Cambridgeshire County Council	建築	-	2013.2.14	○	制限	-	3	5(8) 5(9) 5(10)	-	0.25M~3M 3M~10M 10M~	MEAT Price:50 Quality:50

A 英国のフレームワーク案件一覧 (TED, Award Notice, 2013.1.1-2013.12.31 掲載) (8/8)

契約通知番号	案件名	発注機関	分野	公告日	契約日	他機関 発注 可能性	入札 手続き	期間	ロット 数	企業数 (競争参加 者数)	予定最大 契約額	個別発注 規模	評価基準	備考
118	72017-2013	UK-Perth: Substation construction work								1(5) 1(5) 1(5)	- 194M 189M	-	MEAT	
119	71585-2013	UK-Sandbach: Construction work	建築	2012.5.29	2013.1.14	×	制限	4	10	6(7) 3(4) 6(10) 2(4) 6(6) 6(9) 6(8) 6(9) 5(5) 6(9)	1.2M~2M 1.2M~2M 0.24M~0.4M 0.16M~0.4M 0.16M~0.4M 0.16M~0.4M 1.4M~2.8M 10M~20M 0.24M~0.4M 1M~2.6M	1,000~75,000 1,000~75,000 1,000~75,000 1,000~75,000 1,000~75,000 1,000~75,000 1,000~75,000 75,000~0.5M 1,000~500,000 1,000~500,000	MEAT	
120	64879-2013	UK-Irvine: Building installation work	建築	2012.10.26	2013.2.6	○	公開	4	11	4(8) 3(9) 5(7) 3(7) 3(7) 4(4) 3(6) 3(7) 4(5) 4(5) 3(3)	4,579M	-	MEAT Price:40 Quality:60	
121	60772-2013	UK-London: Building construction work	建築	2012.2.6	2012.6.7	×	制限	4	1	3(6)	20M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
122	60721-2013	UK-Wigan: Construction work	建築	2012.12.3	-	×	公開	4	1	10(47)	50M	50,000~5M	MEAT Price:60 Quality:40	
123	54708-2013	UK-Lewes: Construction work	建築	2012.4.17	2013.2.1	○	制限	4	3	8(8) 8(8) 6(6)	120M	0.75M~5M 50,000~0.75M 0~50,000	MEAT Cost:30 Quality:70	
124	38315-2013	UK-Reading: Installation services of fire protection equipment	その他	2012.1.26	2012.11.19	×	交渉	5	1	1(6)	-	-	MEAT	
125	11443-2013	UK-Preston: Heating engineering services for buildings	建築	-	2012.7.19	○	短期制限	4	1	1(3)	22.5M	-	MEAT Price:50 Quality:50	
126	11427-2013	UK-Cardiff: Engineering works and construction works	建築	-	2013.1.9	×	制限	-	1	6(12)	30M	-	MEAT	
127	9853-2013	UK-Glasgow: Building demolition and wrecking work and earthmoving work	建築	2012.2.6	2012.12.14	○	制限	4	1	3(7)	12M	-	MEAT Price:60 Quality:40	
128	5991-2013	UK-London: Construction work for houses	建築	2012.4.25	2012.11.25	○	制限	4	3	9(10) 15(17) 10(13)	-	~4.5M 4.0M~20M 20M~	MEAT Price:40 Quality:60	
129	4675-2013	UK-Hertford: Bridge construction work	道路事業	2012.5.15	2012.12.7	×	制限	4	1	1(5)	7M	-	MEAT Price:60 Quality:40	道路事業 No.1

B 米国の数量未確定契約－複数者基本契約一覧 (FBO, Award Notice/Solicitation, 2011.1.1-2013.2.15) (1/3)

案件名	発注機関	公告種別/ 中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	基本契約期間	特定者数	基本契約 総額	個別発注規模	最低補償額	NAICS コード	事業内容	備考(選定方法等)	
USACE / Y 構造物・施設建設 (14 件)														
1	Y--Multiple Award Task Order Contract (MATOC) for Operation Watershed- Recovery (OW-R) in Support of the Repair and Restoration of Construction Projects. W912P8-13-R-0038	USACE New Orleans	Solicitation (Modified) / HUBZone	2014/1/9			1年+op(1×4)年	—	\$100M	\$5M -30M	—	237990	建設(復旧)	
2	Y--Service-Disabled, Veteran-Owned Small Business Set-Aside, Multiple Award Task Order Contract (MATOC), New Orleans and Southeast Louisiana Hurricane Protection Restoration, Multiple Parishes, Southeast Louisiana W912P8-13-R-0027	USACE New Orleans	Award / SDVOSB	2013/10/25	2013/10/25	2013/6/24	5年*1	—*2	\$50M	\$0.5M - \$15M	\$10,000	237990	治水施設, 道路 等建設	*1:op は不明 / *2:award は TO の 1者のみ / Best Value Trade Off
3	Y--Access Control Point Design - Build (ACP D-B) W912DY-11-R-0027	USACE HNC, Huntsville	Award / Competitive 8(a)	2013/10/15	2013/10/7	2012/3/13	2年+op(1×3) 年+6ヶ月	5	\$200M	—	\$10,000	237310	道路建設および 道路関連施設	Two Phase Best Value
4	Y--MATOC D-B & Horizontal Construction Work for the Seattle District, USACE, include work in WA, OR, ID & MT and Elsewhere Within the Northwest Division (NWD) Boundaries W912DW-13-R-0006	USACE Seattle	Award	2013/9/9	2013/9/5	2013/5/24	1年+op(1×4)年	5	\$9.8M/年 \$49M/5年	—	—	237990	建設全般	
5	Y--Access Control Point (ACP) Design & Build Contract W912DY-11-R-0016	USACE HNC, Huntsville	Award	2013/7/10	2013/7/9	2012/2/21	2年+op(1×3) 年+6ヶ月	5	\$200 M	—	\$10,000	237310	道路建設および 道路関連施設	Two Phase Best Value
6	Y--Seed Task Order for New USACE Tulsa District IDIQ MATOC for MRR Services (Tenkiller Ferry Lake - Weir & Foundation Access Road) W912BV12R0032	USACE Tulsa	Award / HUBZone	2012/9/17	2012/9/17	2012/6/5	1年+op(1×2)年	3	\$49.5M	- \$5M	\$3,000	237990	建設, 施設	One-Step-Best Value, Trade off
7	USACE Tulsa District EDWOSB IDIQ MATOCs for General Construction Related Services W912BV-12-R-0024	USACE Tulsa	Award / EDWOSB*	2012/8/27	2012/8/23	2012/6/15	1年+op(1×2)年	4	\$16M \$4/者	- \$4M	\$3,000	237110	建設, 建築	*Economically Disadvantaged Woman Owned SB / One-Step-Best Value, Trade off
8	Renewable power (Solar and Wind) plants for bases within the US Army Corps of Engineers South Pacific Division W91238-12-R-0018	USACE Sacramento	Award	2012/7/13	2012/7/13	2012/4/12	5年	5	\$49M	\$1M - 10M	\$7,500	237130	発電施設関連	Best Value
9	USACE Tulsa District's SB Energy IDIQ MATOC W912BV-12-R-0023	USACE Tulsa	Award / Total SB	2012/7/13	2012/7/13	2012/3/21	1年+op(1×2)年	5	\$49.5M	- \$5M	\$2,000	237310	施設	One-Step-Best Value
10	Y--8(a) Small Business Multiple Award Task Order Contract (Matoc) And Task Order 0001 -Left Upstream Blanket Repairs & Right Abutment Drains, Pipestem Dam, ND W9128F12R0030	USACE Omaha	Award / Competitive 8(a)	2012/7/9	2012/6/25	2012/4/17	5年	5	\$49M	—	\$10,000	237990	建設, 建築, 施設	
11	Y--Embankment and Supporting Construction Activities W912EQ-12-R-0009	USACE Memphis	Award	2012/6/6	2012/5/30	—	—	3	\$20M	—	—	237990	河川堤防維持 管理, 浚渫等	
12	Y--Small Business Multiple Award Task Order Contract (Matoc) And Task Order 0001 - Oahe Stilling Basin Abutment Stabilization, Oahe Dam, SD W9128F12R0029	USACE Omaha	Solicitation (Modified) / Total SB	2012/5/10			5年	5以下	\$49M	FTO:\$0.25M-0.5 M	\$10,000	237990	建設, 建築	
13	Y--FY11 Multiple Award Task Order Contract (MATOC) for Maintenance Dredging Support, Great Lakes Districts W911XK-11-R-0018	USACE Detroit	Award / Total SB	2012/2/23	2012/2/23	2011/11/1	1年+op(1×2)年	10	\$49M	\$5,000 - 3.5M	—	237990	浚渫	Best Value
14	Y--for the purpose of providing repair, maintenance and construction services for U.S. Defense Facilities and other owned or leased facilities in Turkey W912GB-12-R-0003	USACE Wiesbaden	Solicitation (Modified)	2012/1/9			1年+op(1×2)年	2以上	\$49.5M	—	—	237990	軍施設 建設・ 建築	Best Value Trade-off

B 米国の数量未確定契約－複数者基本契約一覧 (FBO, Award Notice/Solicitation, 2011.1.1-2013.2.15) (2/3)

案件名	発注機関	公告種別/ 中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	基本契約期間	特定者数	基本契約 総額	個別発注規模	最低補償額	NAICS コード	事業内容	備考(選定方法等)	
USACE / Z 維持管理, 修復, 修繕 (11 件)														
15	Z--FY13 Multiple Award Task Order Contract (MATOC) For Mississippi River Structures at Various Locations in the Memphis and Vicksburg Districts W912EQ-13-R-0005	USACE Memphis	Solicitation (Modified)	2013/6/5			1年+op(1×2)年	4以下	\$48M	—	—	237990	河川施設	
16	Z--Regional Indefinite Delivery Indefinite Quantity (IDIQ) Multiple Award Task Order Contracts (MATOCs) for Small Business Dredging Projects within the Boundaries of the South Atlantic Division W912EP13R0008	USACE Jacksonville	Award	2013/5/20	2013/5/10	2013/3/8	1年+op(1×2)年	4	\$500M/all (他のグループ を含む)	\$1M - 25M	—	237990	浚渫	既存の MATOC への追加. 既存 は 12 者 / Group II
17	Z--Regional Indefinite Delivery Indefinite Quantity (IDIQ) Multiple Award Task Order Contracts (MATOCs) for Miscellaneous Dredging Projects within the Boundaries of the South Atlantic Division W912EP10R0026	USACE Jacksonville	Award	2012/12/17, 2013/1/15 等	2012/12/12, 2013/1/14 等	2011/6/3	1年+op(1×4)年	計 13	\$500M/all (他のグループ を含む)	\$1M - 25M	—	237990	浚渫	Group IV / 最初の特定時(特定 公告日 2012/12/13, 特定日 2012/12/12)は 7 者.
18	Z--Bank Stabilization and Navigation Projects on the Missouri River From near Rulo, Nebraska to St. Louis, Missouri. This award is one of four "D" contracts awarded to establish a multiple award, task order contract pool. W912DQ-12-R-1029	USACE Kansas City	Award	2012/8/16	2012/8/14	2012/6/21	1年+op(1×3)年	4	\$45M/all	—	—	237990	堤防, 護岸工	LPTA
19	Z--Birds Point New Madrid Levee Restoration, Inflow W912EQ-12-R-0009	USACE Memphis	Solicitation (Modified) / HUBZone	2012/4/26			1年+op(1×2)年	3	\$20M/all	—	—	237990	浚渫, 堤防等	LPTA
20	Z--Mississippi River Structures At Various Locations In The Memphis And Vicksburg Districts W912EQ-12-R-0001	USACE Memphis	Solicitation (Modified)	2011/11/29			1年+op(1×2)年	4	\$48M	—	—	237990	河川施設	LPTA
21	Z--MATOC Award (Y--Performance Oriented Construction Activities (POCA) Indefinite Delivery Indefinite Quantity (IDIQ) Multiple-Award Task Order Contract(s) (MATOC).) W912EF11R0001	USACE Walla Walla	Award	2011/9/30	2011/9/23	2011/3/10	1年+op(1×3)年	4	\$6M, \$1.5M/年	\$2,000 - 0.5M	\$10,000	227990	環境関連施設の 維持管理, 建設 等	Two Phase Best Value
22	Z--C-51, Stormwater Treatment Area - 1 East, Culvert Repairs, Palm Beach County, Florida W912EP11R0026	USACE Jacksonville	Solicitation (Modified) / HUBZone	2011/9/2			—	2以上	\$45M	— FTO \$1M - 5M	\$2,500	237990	ボックスカルバ ートの修復, 脱 水	
23	Z--Regional Indefinite Delivery Indefinite Quantity (IDIQ) Multiple Award Task Order Contracts (MATOCs) for Small Business Dredging Projects within the Boundaries of the South Atlantic Division W912EP10R0024	USACE Jacksonville	Award	2011/5/4	2011/4/27	—	—	13	—	—	—	237990	浚渫	
24	Z--Z - Regional Indefinite Delivery Indefinite Quantity (IDIQ) Multiple Award Task Order Contracts (MATOCs) for Shore Protection and/or Beach Renourishment Projects within the Boundaries of the South Atlantic Division W912EP10R0025	USACE Jacksonville	Solicitation (Modified)	2011/3/8			1年+op(1×4)年	2以上	\$500M/all (他のグループ を含む)	\$1M - 25M	—	237990	浚渫	Group III / Best Value
25	Z--Regional IDIQ MATOC For Dredging Projects Requiring Coast Guard Certified Hopper Dredges Within The Boundaries Of The South Atlantic Division W912EP-10-R-0023	USACE Jacksonville	Award	2011/1/11	2010/12/21	2010/9/29	1年+op(1×4)年	4	\$500M/all (他のグループ を含む)	\$1M - 25M	—	237990	浚渫	Group I / Best Value

B 米国の数量未確定契約－複数者基本契約一覧 (FBO, Award Notice/Solicitation, 2011.1.1-2013.2.15) (3/3)

案件名	発注機関	公告種別/ 中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	基本契約期間	特定者数	基本契約 総額	個別発注規模	最低補償額	NAICS コード	事業内容	備考(選定方法等)		
NAVFAC / Y 構造物・施設建設 (5 件)															
26	Heavy Horizontal and Civil II MACC N62473-13-R-3011	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core	Solicitation (Modified)	2013/10/10				1年+op(1×4)年	2以上	\$99M	\$0.5M - 30M	\$5,000	237990	建設全般	Two Phase Best Value
27	Y--Multiple Award Construction Contract (MACC) Paving And Civil Construction Projects N4008513R5208	NAVFAC Mid-Atlantic, ROICC Camp Lejeune	Award	2013/9/27	2013/9/27	2013/6/14		1年+op(1×4)年	4	\$50M	\$0.5M - 5M	\$5,000	237310	舗装, 道路関連 施設	LPTA
28	Y--IDIQ UR With Sb Resrv Macc For New Const, Rep, And Ren Of Airfld Paving And Hvy Paving Projects At Various Locations Within Navfac Sw Aor Inclndg But Not Limited To CA, AZ, NV, CO, UT, NM N6247312R0254	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core	Solicitation	2013/2/20				1年+op(1×4)年	3以上	\$99M	\$0.5M - 20M	\$5,000	237310	道路	Two Phase Best Value
29	Y--IJZ - P499 Base Power Distribution Upgrades At Joint Expeditionary Base Little Creek (Jebc) Virginia Beach, VA N4008512R1701	NAVFAC Mid-Atlantic	Award / Competitive 8(a)	2012/9/24	2012/9/24	2012/6/7		1年+op(1×4)年	—*2	\$50M	\$0.5M - 3.5M	\$5,000	237130	環境修復	*1:Environment Multiple Award Contract / *2:award は TO の 1 者 のみ
30	Y--IDIQ MACC For Paving Work At Various Locations Within The Naval Facilities Engineering Command Southwest Area Of Responsibility Including But Not Limited TO, AZ, CA, CO, NV, NM and UT. N6247311R0002	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core	Award	2012/7/20	2012/7/20	—	—	—	7	—	—	—	237310	[舗装]	
NAVFAC / Z 維持管理, 修復, 修繕 (3 件)															
31	Z--Waterfront Multiple Award Construction Contract (MACC) N4425513R8002	NAVFAC Northwest	Solicitation (Modified)	2013/10/16				1年+op(1×4)年	6以下	\$99M	\$0.1M - 15M	\$25,000	237990	海岸施設全般, 浚渫	LPTA
32	Z--Maintenance, Repair or Alteration of Real Property N4191212R6001	NAVFAC Marianas	Award	2012/10/18	2012/10/13	2012/6/25		1年+op(1×2)年	—	—	—	\$10,000/all	237310	飛行場舗装	Best Value Trade-off
33	Z--IDIQ MACC For Construction And Renovation Of Various Waterfront Facilities At Various Locations Predominantly Within The Navfac Southwest Aor Including But Not Limited To California N6247311R0042	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core	Award	2012/4/30	2012/4/30	—	—	—	5	—	—	—	237990	[海岸施設]	
FHWA / Y 構造物・施設建設, 38 道路等建設 (6 件)															
34	Yellowstone, Grand Teton, & Surrounding Area Multiple Award Task Order Contract (MATOC) DTFH70-13-R-00001	FHWA Western FLHD	Solicitation (Modified)	2013/10/15	(2014/3/10)	2013/8/26		5年	7	\$150M	\$0.15M - 35M	\$25,000	237310	道路, 橋梁	Two Phase LPTA / 2014/3/10 award
35	MATOC - Rapid Road Construction Contract (38) DTFH68-13-R-00007	FHWA Central FLHD	Award	2013/7/8	2013/7/2	2013/4/30		1年+op(1×4)年	3以上*1	\$30M/ contract*2	\$50,000 - 4M	\$50,000	237310	道路建設・修復	*1:award は TO の 1 者のみ / *2:\$25M/contract との記載も有 / Best Value
36	Expedited Surfacing MATOC: AZ, CO, NM, UT, WY DTFH68-13-R-00002	FHWA Central FLHD	Award	2013/6/7	2013/6/7	2013/3/14		1年+op(1×4)年	3以上*	\$35M/ contract	\$25,000 - 7.5M	\$25,000	237310	舗装等	*award は TO の 1 者のみ / Best Value
37	Multiple Award Task Order Contract - Rapid Response Road Construction (38) DTFH68-12-R-00008	FHWA Central FLHD	Award	2012/7/26	2012/7/23	2012/5/22		1年+op(1×4)年	3以上*	\$30M/ contract	\$50,000 - 4M	\$50,000	237310	災害復旧	*award は TO の 1 者のみ / Best Value
38	IDIQ MATOC: Roadway Surfacing, Resurfacing, and Repair Contracts: Northern California, Washington, Oregon, and Idaho DTFH68-12-R-00004	FHWA Central FLHD	Award	2012/7/10	2012/6/4	2012/3/30		1年+op(1×4)年	3以上*	\$35M/ contract	\$50,000 - 7.5M	\$50,000	237310	舗装等	*award は TO の 1 者のみ / Best Value
39	Expedited Gravel MATOC DTFH68-12-R-00002	FHWA Central FLHD	Solicitation (Modified)	2012/3/22				1年+op(1×4)年	3以上	\$30M/ contract	\$50,000 - 10M	\$50,000	237310	小規模工事	Best Value

C 米国の数量未確定契約－単一者基本契約一覧 (FBO, Award Notice/Solicitation, 2011.1.1-2013.2.15) (1/2)

案件名	発注機関	公告種別/ 中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	基本契約期間	基本契約 総額	個別発注規模	最低補償額	NAICS コード	事業内容	備考(選定方法等)	
USACE / Y 構造物・施設建設 (4 件)													
1	Y--Maintenance Dredging, James River, Virginia W91236-13-B-0006	USACE Norfolk	Award	2013/8/20	2013/8/19	2013/5/11	1年+op(1×2)年	\$12M	—	—	237990	浚渫	3者入札
2	Y--IDIQ Atchafalaya,GIWW, and Miscellaneous Projects Cutterhead Dredge Rental W912P8-13-B-0055	USACE New Orleans	Award	2013/7/31	2013/7/31	2013/6/20	不明	\$15M	—	—	237990	浚渫	
3	Y--Flood Control, Mississippi River and Tributaries, 2013 Stone Placement, Mississippi, Atchafalaya, and Red Rivers and Old River Control Channels W912P8-13-B-0048	USACE New Orleans	Solicitation (Modified)	2013/5/23			1年	\$50M	—	\$10,000	237990	堤防敷石, 修復	
4	SDVOSB Set-Aside IDIQ SATOC for Construction of Renewable Energy, Energy Conservation & Mechanical/Electrical Projects in the Southwestern Division of the USACE. (SDVOSB Energy SATOC) W912BV-12-R-0031	USACE Tulsa	Award / SDVOSB	2012/6/18	2012/6/18	2012/3/13	1年+op(1×4)年	\$25M	~ \$5M	—	237130	発電施設関連	One-Step-Best Value
USACE / Z 維持管理, 修復, 修繕 (8 件)													
5	Z--Indefinite Quantity Delivery Order Contract for Maintenance and Repairs of Roads, Parking Areas and Trail, Saylorville Lake, Iowa. W912EK13B0005	USACE Rock Island	Award	2013/7/29	2013/7/29	2013/6/14	1年+op(1×2)年	\$1.5M/ 基本年	—	—	237310	道路, PA の維 持, 修繕	3者入札
6	Z--IDIQ Station Dredging, McClellan-Kerr Arkansas River Navigation System, Arkansas & Oklahoma W9127S-13-B-0003	USACE Little Rock	Award	2013/5/10	2013/5/10	2013/1/8	1年+op(1×2)年	\$10M 以上	—	—	237990	浚渫	
7	SATOC for Design/Build & Construct within Philadelphia District W912BU-13-D-0005	USACE Philadelphia	Award	2013/3/8	2013/3/8	—	—	\$4M	—	—	237990	—	
8	IDCC Road Rehab, Fort Peck Dam, MT	USACE Omaha	Award	2012/10/25	2012/9/29	—	5年	\$1.5M	—	—	237310	道路, 駐車場の 修復, 修繕	
9	Z--IDIQ, Maintenance and Road Repairs, Coralville Lake, Iowa W912EK-12-B-0007	USACE Rock Island	Award	2012/8/27	2012/8/27	2012/6/11	1年+op(1×2)年	\$1M-5M/年	—	\$25,000/年	237310	道路舗装等	
10	Z--IDIQ-River Repairs And Upper Bank Paving W912EQ12B0003	USACE Memphis	Award	2012/8/14	2012/7/20	2012/5/21	不明	\$25M	—	—	237990	堤防舗装等	
11	Z--Maintenance Dredging Sacramento and Stockton Deep Water Ship Channels, CA W91238-12-B-0001	USACE Sacramento	Award	2012/6/29	2012/6/29	—	3年*	\$30M	—	\$20,000	237990	[浚渫]	*op は不明
12	Z--Award Notice for Gravel Road Maintenance at Dworshak Dam and Reservoir located in Idaho. W912EF11R0040	USACE Walla Walla	Award / Total SB	2011/5/17	2011/5/12	2011/4/26	1年+op(1×2)年	—	—	—	237310	道路維持管理	

C 米国の数量未確定契約－単一者基本契約一覧（FBO, Award Notice/Solicitation, 2011.1.1-2013.2.15）（2/2）

案件名	発注機関	公告種別/ 中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	基本契約期間	基本契約 総額	個別発注規模	最低補償額	NAICS コード	事業内容	備考(選定方法等)
NAVFAC / Y 構造物・施設建設（4件）												
13	Z--IDIQ Airfield Concrete, Joint Sealant, Rubber Removal, Repairs, Naval Air Station, Meridian, MS N6945013R5342	NAVFAC Southeast, ROICC Meridian	Award	2013/11/15	2013/9/26	—	3年	\$3.8M	—	\$21,100	237310	飛行場の修復
14	Z--Paving for Various U.S. Government Activities, Okinawa, Japan N4008413R0007	NAVFAC Far East, OPAQ IPT	Award	2013/8/30	2013/8/30	2013/7/2	1年+op(1×4)年	\$10M 以上	¥0.3M- 一品目¥110M/ 複数品目¥260M	\$2,500/ 基本年のみ	237310	舗装等 LPTA / 148品目は事前価格設定
15	Z--IDIQ Paving (R687-09), Marine Corps Air Ground Combat Center, Twentynine Palms, CA N6247311D4416	NAVFAC Southwest, 29 Palms ROICC/COD E ROPD2	Award / 8(a) SB	2012/3/13	2012/3/13	—	1年+op(1×2)年	\$4M	-	\$5,000	237310	舗装
16	Z--Railroad Maintenance/Repairs at the Naval Support Activity, Crane, Indiana N4008312R2500	NAVFAC Midwest Detachment Crane, NSA	Award / Total SB	2012/1/19	2012/1/18	2011/11/4	1年+op(1×2)年	—	-	なし	237990	鉄道維持管理, 修復
FHWA / Y 構造物・施設建設（1件）												
17	17-Mile Road SATOC DTFH68-12-R-00012	FHWA Central FLHD	Solicitation (Modified)	2012/6/13			1年+op(1×4)年	\$12M (op含む)	- \$5M	—	237310	道路建設

D 米国の数量未確定契約—個別発注一覧 (FBO, Award Notice, 2011.1.1-2013.2.15) (1/3)

入札案内番号	発注機関	中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	契約額	基本契約種別	NAICS コード	事業内容	備考(基本契約者数等)		
USACE / Y 構造物・施設建設, 38 道路等建設 (33 件)												
1	WBV74A11H0035	USACE	New Orleans	HUBZone	2014/1/10	2014/1/10	—	\$1,169,764	MATOC	237990	施設整備	
2	GROUP4-10-R-W003	USACE	Wilmington		2013/12/10	2013/12/9	pre 2013/11/13	\$7,869,000	MATOC	237990	浚渫	(C) 13 者
3	GROUP1-10-R-C001 (38)	USACE	Charleston		2013/11/4	2013/11/1	2013/8/29	\$6,702,200	MATOC	237990	浚渫	5 者 / LPTA
4	NOV07B-11-H-0029	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/10/8	2013/10/7	2013/8/28	\$23,613,325	MATOC	237990	治水施設整備	(A) 8 者
5	OWR04911H0036	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/10/1	2013/9/28	2013/9/3	\$3,448,644	MATOC	237990	治水施設整備	(A) 8 者
6	ALG38811H0038	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/10/1	2013/9/27	2013/9/5	\$459,620	MATOC	237990	治水施設整備	(A) 8 者
7	OWR23B-11-H-0027	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/9/18	2013/9/18	2013/8/23	\$4,930,766	MATOC	237990	捨石等	(A) 9 者
8	ATC080-11-0034	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/9/12	2013/9/3	2013/8/6	\$742,000	MATOC	237990	治水施設修復	(A) 7 者
9	WBV09A-11-H-0032	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/7/24	2013/7/24	2013/6/19	\$775,568	MATOC	237990	施設整備	(A) 9 者
10	NOV05B-11-H-0028	USACE	Vicksburg	HUBZone	2013/7/16	2013/7/16	2013/5/30	\$29,537,805	MATOC	237990	ポンプ場新設	(A) 9 者
11	GROUP210RJ006	USACE	Jacksonville	Total SB	2013/5/10	2013/5/10	2013/3/8	\$4,288,670	MATOC	237990	浚渫	12 者 / LPTA
12	WBV14F-11-H-0024	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/4/12	2013/4/12	2013/3/1	\$1,564,499	MATOC	237990	芝養生のための堤防基礎	(A) 8 者
13	WBV081-11-H-0030	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/3/14	2013/3/13	2013/1/30	\$2,895,996	MATOC	237990	治水施設建設等	(A) 8 者
14	OWRMCS-11-H-0026	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/2/22	2013/2/21	2013/1/8	\$795,945	MATOC	237990	堤防, アクセス道路の維持管理	(A) 8 者
15	WBV083-11-H-0023	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/2/5	2013/2/5	2012/11/21	\$3,017,287	MATOC	237990	治水施設建設等	(A) 7 者
16	LPV32B-11-H-0017	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/2/5	2013/2/5	2012/12/20	\$2,992,817	MATOC	237990	既存配水管の撤去等治水施設関連	(A) 8 者
17	LPV104-11-H-0025	USACE	New Orleans	HUBZone	2013/2/1	2013/1/31	2012/12/20	\$2,173,750	MATOC	237990	治水施設維持管理	(A) 8 者
18	MRL020-11-H-0015	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/12/19	2012/12/19	2012/11/5	\$3,947,740	MATOC	237990	治水施設維持管理	(A) 9 者
19	WBV082-11-H-0022	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/12/18	2012/12/18	—	\$2,760,755	MATOC	237990	[治水関連施設]	(A)
20	W91236-13-R-0003	USACE	Norfolk		2012/12/7	2012/11/23	2012/11/16	—	SATOC	237990	浚渫	
21	NOV05B-11-H-0009	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/10/16	2012/10/16	2012/9/20	\$8,162,728 (Base)	MATOC	237990	ポンプ場防護壁	(A) 9 者
22	OWR087-11-H-0013	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/9/26	2012/9/26	2012/9/18	\$1,997,895	MATOC	237990	既存施設撤去等	(A) 9 者
23	OWR070-11-H-0012	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/9/26	2012/9/26	2012/9/17	\$1,997,240	MATOC	237990	既存施設撤去, 防水壁の強化等	(A) 9 者
24	W9128F-12-D-0031-0002	USACE	Omaha		2012/9/17	2012/9/14	—	\$488,500	MATOC	237990	—	
25	W912BV12R0032	USACE	Tulsa	HUBZone	2012/9/17	2012/9/17	2012/6/5	\$6,877	MATOC	237990	道路基礎	基本契約時 FTO / 3 者
26	W9128F12R0030	USACE	Omaha	8(a)	2012/7/9	2012/6/25	—	\$610,033	MATOC	237990	治水施設修復	基本契約時 FTO
27	SELA14-11-H-0011	USACE	New Orleans	HUBZone	2012/7/5	2012/7/5	2012/5/30	\$18,642,772	MATOC	237990	[排水施設改良]	(A) 8 者
28	W912P8-12-B-0027	USACE	New Orleans		2012/6/14	2012/6/13	—	\$14,048,350	—	237990	浚渫	
29	W912EQ-12-R-0009	USACE	Memphis		2012/6/6	2012/5/30	—	\$2,438,963	MATOC	237990	堤防建設等	基本契約時 FTO / 3 者
30	MOR037-11-H-0010	USACE	New Orleans		2012/6/4	2012/6/1	2012/4/30	\$1,044,710	MATOC	237990	治水施設修理等	(A) 9 者
31	W912EQ-12-R-0001	USACE	Memphis		2012/5/14	2012/5/2	—	\$8,948,000	MATOC	237990	河川施設	(B)
32	W912EQ-12-R-0001	USACE	Memphis		2012/5/14	2012/4/12	—	\$5,146,500	MATOC	237990	河川施設	(B)
33	WBV15A-12-S-0001	USACE	New Orleans		2012/1/30	2012/1/24	2011/12/9	\$2,609,738	MATOC	237990	[堤防増築]	6 者
USACE / Z 維持管理, 修復, 修繕 (61 件)												
34	GROUP4-10-R-W007	USACE	Wilmington		2013/12/19	2013/12/19	pre 2013/12/10	\$2,566,920	MATOC	237990	浚渫	(C) 13 者 / LPTA
35	GROUP1-10-R-J010	USACE	Jacksonville		2013/12/17	2013/12/13	2013/10/3	\$6,823,120	MATOC	237990	浚渫	(D) 5 者 / LPTA
36	GROUP4-10-R-J015	USACE	Jacksonville		2013/9/27	2013/9/27	2013/8/30	\$10,838,850	MATOC	237990	海岸保全	(C) / LPTA
37	W912QR-31846816	USACE	Louisville		2013/9/27	2013/9/26	2013/8/7	\$1,991,837	MATOC	237310	空港誘導路整備	5 者
38	GROUP4-10-R-J013	USACE	Jacksonville		2013/9/25	2013/9/25	2013/8/20	\$4,336,950	MATOC	237990	海岸養浜, 保護	(C)
39	GROUP4-10-R-J014	USACE	Jacksonville		2013/9/25	2013/9/25	2013/8/23	\$3,299,090	MATOC	237990	浚渫	(C)

D 米国の数量未確定契約—個別発注一覧 (FBO, Award Notice, 2011.1.1-2013.2.15) (2/3)

入札案内番号	発注機関	中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	契約額	基本契約種別	NAICS コード	事業内容	備考(基本契約者数等)		
USACE / Z 維持管理, 修復, 修繕 (61 件)												
40	GROUP2-10-R-J008	USACE	Jacksonville	2013/9/19	2013/9/19	2013/8/15	\$2,601,207	MATOC	237990	浚渫	(I) 15 者 / LPTA	
41	GROUP4-10-R-J011	USACE	Jacksonville	2013/9/17	2013/9/17	2013/8/1	\$19,821,530	MATOC	237990	海岸環境保護	(C) / LPTA	
42	GROUP410RJ006	USACE	Jacksonville	2013/9/13	2013/9/12	2013/8/16	\$16,182,000	MATOC	237990	海岸養浜	(C)	
43	GROUP410RJ009	USACE	Jacksonville	2013/9/13	2013/9/13	2013/8/8	\$22,187,906	MATOC	237990	海岸養浜	(C)	
44	GROUP4-10-R-J002	USACE	Jacksonville	2013/9/12	2013/9/12	2013/7/11	\$6,378,000	MATOC	237990	浚渫等	(C)	
45	W912EP-13-D-0005	USACE	Jacksonville	2013/9/10	2013/9/10	—	\$5,237,250	MATOC	237990	海岸養浜	(C)	
46	GROUP4-10-R-J010	USACE	Jacksonville	2013/9/5	2013/9/5	2013/7/12	\$3,849,900	MATOC	237990	浚渫	(C) / LPTA	
47	GROUP410RJ012	USACE	Jacksonville	2013/9/5	2013/9/5	2013/8/8	\$1,952,600	MATOC	237990	浚渫	(C) / LPTA	
48	GROUP410RJ008	USACE	Jacksonville	2013/8/20	2013/8/20	2013/7/3	\$3,203,121	MATOC	237990	浚渫	(C) / LPTA	
49	W9127S-13-B-0003	USACE	Little Rock	2013/5/10	2013/5/10	(2013/1/8)	\$7,309,050	(SATOC)	237990	浚渫	基本契約時 FTO / LP	
50	GROUP4-10-R-J004	USACE	Jacksonville	2013/4/10	2013/4/10	2013/4/1	\$5,178,120	MATOC	237990	海岸養浜	(C) / LPTA	
51	GROUP110RJ008	USACE	Jacksonville	2013/1/16	2013/1/16	2012/11/28	\$3,431,350	MATOC	237990	浚渫	(D) / LPTA	
52	W912EP10R0026	USACE	Jacksonville	2013/1/15	2012/12/12	(2011/6/3)	\$5,046,742	MATOC	237990	浚渫	(C) / 基本契約時 FTO	
53	GROUP1-10-R-J009	USACE	Jacksonville	2012/12/28	2012/12/17	2012/10/16	\$8,412,700	MATOC	237990	海岸保護, 養浜	(D) / LPTA	
54	W912BU-12-D-0033-0008	USACE	Philadelphia	2012/10/2	2012/9/30	—	\$215,529	(SATOC)	237990	施設	(E)	
55	W912BU-12-D-0033-0005	USACE	Philadelphia	2012/10/1	2012/9/29	—	\$444,886	(SATOC)	237990	施設	(E)	
56	W9127S12B0025	USACE	Little Rock	2012/9/29	2012/9/28	2012/8/24	\$8,964,450	(SATOC)	237990	浚渫		
57	W912QR-22233346	USACE	Louisville	HUBZone	2012/9/28	2012/9/28	2012/8/31	\$1,068,928	MATOC	237990	[治水関連]	(F) 5 者
58	W912QR-22283727	USACE	Louisville	HUBZone	2012/9/28	2012/9/27	2012/8/17	\$249,861	MATOC	237310	舗装	(F) 5 者
59	W912EQ-12-D-0009	USACE	Memphis	2012/9/28	2012/8/29	—	\$4,510,863	—	237990	堤防修復		
60	W912BU-12-D-0020-0002	USACE	Philadelphia	2012/9/28	2012/9/28	—	\$98,830	SATOC	237990	堤防修復		
61	W912BU-12-D-0020-0003	USACE	Philadelphia	2012/9/28	2012/9/28	—	\$72,740	SATOC	237990	堤防修復		
62	W912BU-11-D-0037-0009	USACE	Philadelphia	2012/9/15	2012/9/15	—	\$172,459	SATOC	237990	ケーソン等の設置		
63	W912QR-21507395	USACE	Louisville	2012/9/7	2012/9/6	2012/6/7	\$2,598,588	MATOC	237110	[水処理関連施設の撤去]	3 者	
64	W912EK-12-B-0007	USACE	Rock Island	Total SB	2012/8/27	2012/8/27	(2012/6/11)	\$2,595,661	(SATOC)	237310	舗装	基本契約時 FTO
65	W912EQ12D0009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/23	—	\$2,243,106	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
66	W912EQ12D0009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/23	—	\$541,800	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
67	W912EQ12D0009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/23	—	\$1,124,999	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
68	W912EQ12D0009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/24	—	\$1,209,409	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
69	W912EQ11D0003	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/8/2	—	\$427,198	SATOC	237990	堤防等維持管理	(H)	
70	W912EQ11D0003	USACE	Memphis	2012/8/14	2011/10/7	—	\$208,911	SATOC	237990	資材運搬	(H)	
71	W912EQ11D0003	USACE	Memphis	2012/8/14	2011/11/22	—	\$143,356	SATOC	237990	砂利の運搬	(H)	
72	12D0009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/31	—	\$1,222,030	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
73	W912EQ12D009	USACE	Memphis	2012/8/14	2012/7/23	—	\$522,800	SATOC	237990	堤防舗装	(G)	
74	W912BV-08-D-2012-DZ03	USACE	Galveston	2012/8/2	2012/7/31	—	\$17,223,000	MATOC	237990	[航路の復旧]		
75	GROUP210RJ002	USACE	Jacksonville	Total SB	2012/7/27	2012/7/27	2012/5/29	\$2,383,527	MATOC	237990	浚渫	(I) 12 者
76	W912EQ-12-B-0002	USACE	Memphis	2012/7/18	2012/5/31	2012/4/19	\$9,612,650	—	237990	浚渫		
77	W912QR-21567691	USACE	Louisville	SDVOSB	2012/6/21	2012/9/5	2012/6/12	\$1,144,000	MATOC	237110	[水処理施設蒸気配管]	3 者
78	W912QR-21094465	USACE	Louisville	2012/6/19	2012/6/19	2012/5/8	\$312,000	MATOC	237310	[道路修復]	5 者	
79	GROUP110RJ005	USACE	Jacksonville	2012/2/29	2012/2/29	—	\$1,414,000	MATOC	237990	浚渫		

D 米国の数量未確定契約—個別発注一覧 (FBO, Award Notice, 2011.1.1-2013.2.15) (3/3)

入札案内番号	発注機関	中小企業 保護対策	公告日	特定日	入札案内日	契約額	基本契約種別	NAICS コード	事業内容	備考(基本契約者数等)
80	W912EQ-12-R-0001	USACE Memphis	2012/2/23	2012/2/22	—	\$7,391,440	MATOC	237990	護岸石敷	
81	W9126G10R0091	USACE Fort Worth	2012/1/27	2012/1/26	—	\$728,000	(SATOC)	237990	貯水池施設交換	
82	GROUP2-10-R-C001	USACE Savannah	Total SB	2011/10/13	2011/9/14	2011/9/8	\$952,000	MATOC	237990	浚渫 (I) 15 者 LPTA
83	GROUP2-10-R-J003	USACE Jacksonville	Total SB	2011/9/9	2011/9/9	2011/7/8	\$4,804,950	MATOC	237990	浚渫 (I) 15 者 LPTA
84	W91278-10-D-0034-0008-07	USACE Mobile		2011/8/31	2011/8/30	—	\$953,723	SATOC	237310	[治水施設関連道路]
85	W912BU-10-H-0029-0026	USACE Philadelphia		2011/7/12	2011/7/12	—	\$22,851	—	237990	船積みドックのドア修復
86	W912BU-10-H-0019-0010	USACE Philadelphia		2011/6/10	2011/6/10	—	\$103,362	—	237990	[補助滑走路の補修]
87	W912EF11R0040	USACE Walla Walla		2011/5/17	2011/5/12	(2011/4/26)	\$25,377	(SATOC)	237310	ダム, 貯水池関連の道路維持管理 基本契約時 FTO
88	W912EP10R0024	USACE Jacksonville		2011/4/29	2011/4/27	—	\$1,763,000	MATOC	237990	浚渫 13 者 / 基本契約時 FTO
89	W912BV-08-D-2020-DY01-06	USACE Fort Worth		2011/4/29	2011/4/28	—	\$20,803	(MATOC)	237310	除草, 海岸修復等
90	W9127S11B0003	USACE Little Rock		2011/4/20	2011/4/20	—	\$12,362,000	(SATOC)	237990	堤防修復等
91	W9127S11B0002	USACE Little Rock		2011/4/8	2011/4/7	—	\$1,451,650	(SATOC)	237310	[道路舗装, 修復]
92	W91238-10-R-0085	USACE Sacramento		2011/4/8	2011/4/8	—	\$140,635	SATOC	237310	空軍基地内道路修復 基本契約時 FTO
93	W912EQ-10-R-0002	USACE Memphis		2011/3/3	2011/3/3	—	\$120,353	MATOC	237990	[堤防舗装]
94	W912EP-10-R-0023	USACE Jacksonville		2011/1/11	2010/12/21	(2010/9/29)	\$4,893,600	MATOC	237990	浚渫 4 者 / 基本契約時 FTO
NAVFAC / Y 構造物・施設建設 (1 件)										
95	N4008512R1701	NAVFAC Mid-Atlantic	Competitive 8(a)	2012/9/24	2012/9/24	2012/6/7	\$20,002,141	EMAC*	237130	— *Environmental Multiple Award Contract / 基本契約特定時の FTO
NAVFAC / Z 維持管理, 修復, 修繕 (5 件)										
96	N4008413R0007	NAVFAC Far East, OPAQ IPT		2013/8/30	2013/8/30	(2013/7/2)	¥1,792,672,200 /\$21,754,807	(一者) IDIQ	237310	沖縄基地内舗装 基本契約時 FTO
97	N4019212R6001	NAVFAC Marianas		2012/10/18	2012/10/13	2012/6/25	\$60,772,772	(一者) IDIQ	237310	空軍基地内舗装 基本契約時 FTO
98	N6247312D3607X0003	NAVFAC Southwest, Los Angeles Fead/Code Ropdl		2012/10/9	2012/9/24	—	\$833,781	—	237310	基地関連道路舗装, 補修
99	N6945012R5569	NAVFAC Southeast PWD New Orleans		2012/3/14	2012/3/5	—	\$81,648	一者 IDIQ	237310	[空軍基地内道路補修]
FHWA / Y 構造物・施設建設 (9 件)										
100	DTFH68-13-R-00007	FHWA Central FLHD		2013/7/8	2013/7/2	(2013/4/30)	\$194,725	MATOC	237310	[道路関連] 基本契約時 FTO
101	DTFH70-12-R-00007	FHWA Western FLHD		2013/6/14	2013/6/14	pre 2012/9/14	\$19,881,769	SATOC	237310	道路維持管理, 修復
102	DTFH68-13-R-00002	FHWA Central FLHD		2013/6/7	2013/6/7	2013/3/14	\$2,246,726	MATOC	237310	国立公園内の道路舗装, 修復等 基本契約時 FTO
103	DTFH70-12-R-00008	FHWA Western FLHD		2013/1/31	2013/1/31	2012/10/5	\$617,945	SATOC	237310	道路舗装, 修復等
104	DTFH70-12-R-00003	FHWA Western FLHD	ompetitive 8(a)	2012/8/24	2012/8/15	2012/6/20	\$248,982	MATOC	237310	カルバートの移動と道路修復
105	DTFH68-12-R-00008	FHWA Central FLHD		2012/7/26	2012/7/23	(2012/5/22)	\$858,775	MATOC	237310	[道路復旧] 基本契約時 FTO
106	DTFH68-12-R-00004	FHWA Central FLHD		2012/7/10	2012/6/4	(2012/3/30)	\$4,717,904	MATOC	237310	国立公園内の道路舗装 基本契約時 FTO
107	DTFH70-11-R-00016	FHWA Western FLHD		2012/6/5	2012/6/4	2012/4/13	\$17,852,337	MATOC	237310	3.78km の道路補修, 斜面補強, 擁壁設置, 既存橋梁撤去等
108	DTFH70-11-R-00004	FHWA Western FLHD		2012/5/15	2012/5/15	2012/4/2	\$11,488,161	MATOC	237310	約 13.1miles の舗装, 排水, 橋梁移設, 舗装修復等

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of NILIM

No.908 March 2016

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675